

経済産業省委託事業

平成29年度補正グローバル企業展開・イノベーション促進事業（経済連携協定利用円滑化促進事業）

日EU・EPA解説書

日EU・EPAの特恵関税の活用について



はじめに

日EU・EPA は、日本と欧州連合(EU)との間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された「経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)」です。2018年7月に両政府間で署名され、2019年2月1日に発効しました。物品の貿易だけでなく、サービスや知的財産権などを含む全23章からなる包括的な協定となっています。

日EU・EPA の発効により、双方の工業製品にかかる関税が最終的に100%撤廃されるほか、EU 向け農林水産物輸出でも、EU 側のほとんどの関税が撤廃されます。日本からEU 向けの輸出では、EU の輸入統計から算出すると2017年には約26億ドル(約2,800億円)の関税を支払っています。日EU・EPA を効果的に活用すれば、今後、大きな関税削減効果が期待できます。

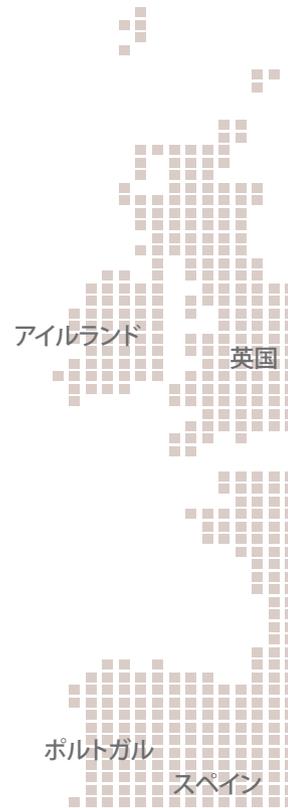
この解説書では、最初に日EU・EPA の全体像を概観した上で、日EU・EPA に基づき、日本からEU 向けの輸出時の具体的な特惠関税の利用に焦点を当てて解説しています。日EU・EPA の特惠関税を利用するには、まず対象となる品目の関税分類番号(HSコード)を特定し、関税率を調べた上で、日本またはEU の原産品であることを確認し証明する必要があります。解説書では、このような利用の流れを分かりやすくまとめました。

本解説書が、日本とEU 間でビジネスを行う企業の皆様の情報収集の一助となれば幸いです。

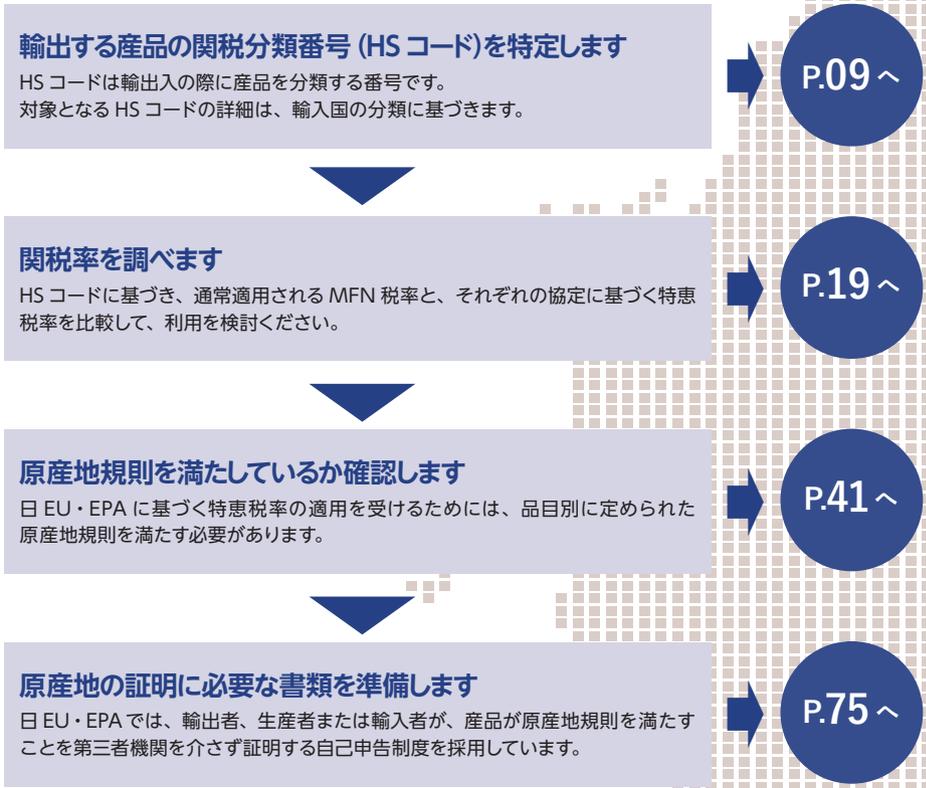
■日EU・EPAの内容は以下を参照

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html

※本レポートで記載しているURL情報は2020年3月時点の情報に基づきます。



日EU・EPA 利用の流れ



Contents

1. 日本とEUとの通商関係 03

- 1-1 日本とEUとの通商関係 04
- 1-2 日EU・EPAの全体像
～幅広い分野で高度なルールを実現～ 05
- 1-3 日EU・EPAによる関税撤廃・削減の概要 08

2. HSコードの特定 09

- 2-1 HSコードとは 10
【参考】HSコードの改正 12
- 2-2 HSコードの調べ方 14

3. 関税率の調べ方 19

- 3-1 関税率の種類 20
- 3-2 関税率を調べる手順 21
- 3-3 通常適用される税率(MFN税率)を調べる 22
【参考】情報技術協定(ITA)について 25
- 3-4-1 日EU税率を調べる①
～「譲許表」の見方～ 26
- 3-4-2 日EU・EPA税率を調べる②
～「区分」の確認方法～ 27
- 3-4-3 日EU税率を調べる③
～EU側の区分～ 28
【参考】EUにおけるEntry Price(参入価格)制度 33
【参考】日EU・EPAの関税削減スケジュールの見直し 35
- 3-4-4 日EU税率を調べる④
～関税率の計算方法～ 36
【参考】日EU・EPAの概要と譲許表リンク 36
【参考】物品貿易に関するその他の留意点 37
【参考】「World Tariff」の使い方 38

4. 原産地規則 41

- 4-1-1 原産地規則の概要 42
- 4-1-2 原産地規則の全体像 43
- 4-1-3 日EU・EPAにおける原産性の判断基準 44
【参考】品目別原産地規則(PSR) 46
- 4-1-4 品目別原産地規則(PSR)による
原産性判定方法① 関税分類変更基準 47

Contents

4-1-5	品目別原産地規則(PSR)による 原産性判定方法②付加価値基準	51
4-1-6	品目別原産地規則(PSR)による 原産性判定方法③加工工程基準	54
4-2	品目別規則に関する例外規定	57
4-3	救済規定	58
4-3-1	デミニマスルール	58
4-3-2	繊維および繊維製品のデミニマスルール	58
4-3-3	ロールアップ	61
4-3-4	トレーシング	62
4-3-5	累積	63
4-3-6	自動車・自動車部品の原産地規則	66
4-4	その他の特別な規定	70
4-4-1	代替性のある材料(会計の分離)	70
4-4-2	附属品等、小売用または輸送用の こん包材料及び容器の扱い	72
4-4-3	製品のセット	73
4-4-4	積送基準(変更の禁止)	74

5. 原産地手続 75

5-1	日本が締結したEPAにおける原産地証明制度	76
5-2-1	特恵待遇の要求	77
5-2-2	特恵待遇の要求 原産地に関する申告文の記載事項	83
5-2-3	締約国内で行われた非原産材料への 生産および加工を付加価値に含める場合	85
5-3	軽微な誤り、表現の相違の取り扱い	86
5-4	輸入・輸出、書類保存に関する義務	87
5-5	原産地証明の根拠	88
5-6	根拠書類の一例	89
5-7	原産性の確認手続	96
5-8	秘密の取扱い・行政上の措置及び制裁	98
	その他：EUの事前教示制度	99

1 日本とEUとの 通商関係

日EU・EPAでは、EU側で全品目のうち約99%の関税が撤廃されるほか、幅広い分野で高度なルールが実現しました。EUとの初めてとなるEPAの発効により、日本からEU市場へのアクセスが大きく改善し、日本企業によるEUへの輸出、進出の促進が期待されます。

1. 日本とEUとの通商関係

日EU・EPAでは、EU側で全品目のうち約99%の関税が撤廃されるほか、幅広い分野で高度なルールが実現しました。EUとの初めてとなるEPAの発効により、日本からEU市場へのアクセスが大きく改善し、日本企業によるEUへの輸出、進出の促進が期待されます。

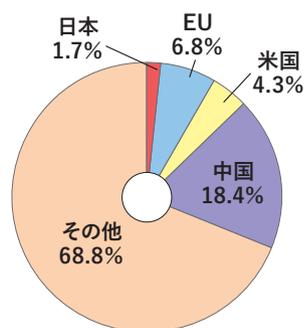
1-1 日本とEUとの通商関係

日本は日EU・EPAにより、EUと初めて自由貿易協定(FTA)を締結しました。EUとの貿易額は日本の輸出総額の約11%を占めますので、関税撤廃・削減の効果が特に期待されます。外務省(2018年7月)によると、日本とEUは世界の人口の8.5%(6億人)、GDPの27.8%、貿易額(往復貿易)の36.9%を占める巨大経済であり(図表1-1)、本協定によって、世界で最大級の規模の、自由な先進経済圏を新たに誕生させることになります。

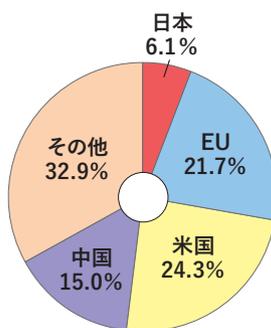
EPAは、相互の市場開放などによる貿易・投資の活発化、雇用創出、企業の競争力強化などを含め、日EU双方の経済成長に資するものです。内閣官房TPP等政府対策本部の分析によると、日EU・EPAが日本の実質GDPを約1%押し上げることが見込まれており、EUとの戦略的関係を強化するのみならず、日本の成長戦略の重要な柱となります。

図表1-1 世界に対する日本とEUの人口、GDP、貿易シェア

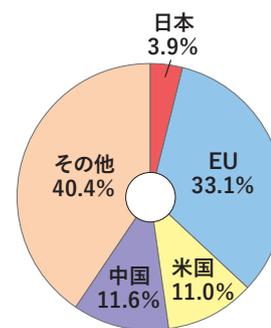
人口(2017年)
日本+EU=8.5%(6億人)



GDP(2017年)
日本+EU=27.8%



貿易(輸出+輸入)(2017年)
日本+EU=36.9%



	人口 (2017年、100万人)	シェア
日本	127	1.7%
EU	512	6.8%
米国	326	4.3%
中国	1,386	18.4%
その他	5,179	68.8%
世界	7,530	—

出典：World Bank, World Development Indicators, May, 21, 2018

	GDP (2017年、10億ドル)	シェア
日本	4,872	6.1%
EU	17,309	21.7%
米国	19,391	24.3%
中国	12,015	15.0%
その他	26,279	32.9%
世界	79,865	—

出典：IMF, World Economic Outlook Database, Apr, 2018

	貿易(輸出+輸入) (2017年、10億ドル)	シェア
日本	1,369	3.9%
EU	11,705	33.1%
域内	7,468	21.1%
米国	3,888	11.0%
中国	4,112	11.6%
その他	14,309	40.4%
世界	35,384	—

出典：IMF, Direction of Trade Statistics, May, 25, 2018

1-2 日EU・EPAの全体像 ～幅広い分野で高度なルールを実現～

日EU・EPAは、全23章および関連する附属書等で構成される包括的な協定となっています。さらに、日EU・EPAでは高い水準の関税撤廃に限らず、投資・サービス分野の市場アクセス改善や知的財産等、レベルの高い内容を実現しています。

図表1-2 日EU・EPAの章立て

日EUにおける章	内容
第1章 総則	本協定の目的、用語の定義、WTO協定との関係
第2章 物品の貿易	個別品目の関税撤廃、削減、その他物品貿易に関するルール
第3章 原産地規則及び原産地手続	本協定に基づく特恵関税が適用される原産品の要件、手続
第4章 税関に係る事項及び貿易円滑化	税関手続の透明性確保、簡素化等
第5章 貿易上の救済	輸入急増の場合等における緊急措置（セーフガード、AD等）
第6章 衛生植物検疫（SPS）措置	SPS措置に係る手続の透明性向上
第7章 貿易の技術的障害（TBT）	強制規格等を導入する際の手続きの透明性向上
第8章 サービスの貿易・投資の自由化及び電子商取引	サービス貿易・投資に関する内国民待遇、電子商取引のルール ^(注)
第9章 資本移動・支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置	資本の移動等に関し、原則自由な移動を確保
第10章 政府調達	WTO政府調達協定をベースとした、協定で定める調達の手続の透明性等
第11章 競争政策	反競争的行為に対する適切な措置、協力等
第12章 補助金	補助金に関する通報や協議、一部の補助金の禁止等
第13章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業	国有企業等の物品・サービスの購入についてのルール
第14章 知的財産	知的財産権の保護、地理的表示（GI）保護
第15章 企業統治（コーポレート・ガバナンス）	株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素
第16章 貿易及び持続可能な開発	貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野にかかる協力等
第17章 透明性	協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等
第18章 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力	各締約国・地域内規制の透明性向上、規制にかかる協力
第19章 農業分野における協力	農産品・食品の輸出入の促進、協力
第20章 中小企業	中小企業に関する情報提供等の協力
第21章 紛争解決	協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手続
第22章 制度に関する規定	本協定運用のための合同委員会設置等の体制
第23章 最終規定	効力発生、改正等に係る手続、協定の言語等

(注) 投資保護と投資紛争解決については引き続き協議

(出所) 外務省資料をもとに作成

特に日EU・EPAで高度なルールを実現した分野をご紹介します。

■地理的表示(GI)の相互保護

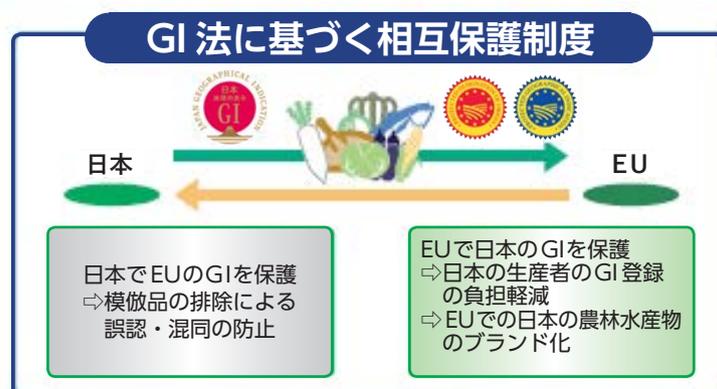
地理的表示(GI)の相互保護により、日本・EU間で相互に認めた産品の呼称が相手国内でも保護されます。GIにより、日本の農産品48産品、酒類8産品の呼称がEU市場でも保護されるだけでなく、日本産食品や酒類のEUにおけるさらなる認知度向上、輸出拡大などが期待されます。

相互に保護するGI対象産品は、協定発効後さらに追加が可能とされています。

「地理的表示」とは

農林水産物・食品、酒類などの名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結びついているということ特定できる名称の表示。

図表1-3 GI法に基づく相互保護制度



図表1-4 EUで保護される日本のGIの例

農林水産品の例 (全 48 産品)		酒類 (全 8 産品)
(肉類) ・神戸ビーフ (兵庫県) ・米沢牛 (山形県) ・宮崎牛 (宮崎県) ・近江牛 (滋賀県) ・鹿児島黒牛 (鹿児島県)	(野菜・果実) ・夕張メロン (北海道) ・十勝川西長いも (北海道)	(清酒) 日本酒 (日本) 山形 (山形県) 白山 (石川県白山市)
(水産物) ・下関ふく (山口県) ・みやぎサーモン (宮城県)	(加工品) ・西尾の抹茶 (愛知県) ・鹿児島の壺造り黒酢 (鹿児島県) ・八丁味噌 (愛知県) ・市田柿 (長野県)	(焼酎) ・壱岐 (長崎県壱岐市) ・球磨 (熊本県球磨郡及び人吉市) ・琉球 (沖縄県) ・薩摩 (鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く))
		(ワイン) ・山梨 (山梨県)

■企業内転勤などのEUでの滞在に関するビジネス環境の改善

日EU・EPAでは、企業グループ内の転勤としてEUに駐在する日本国民について、EU加盟国(一部の国を除く※1)での最長3年間の滞在に加え、以下を約束しました。

- (1) EUへの入国および一時的な滞在、または滞在期間の延長許可申請について、90日以内に申請者へ決定を通知
- (2) EU域内の加盟国をまたがる転勤に関する許可取得手続の簡素化
- (3) 転勤者に同行する配偶者および子の滞在期間や就労に関する権利

EUにおいては、上記は既にEU指令※2 (ICT指令)により、指令の対象となるすべての加盟国が達成すべき基準となっていますが、その運用は各加盟国の国内法に基づいて行われることから、現在実際の運用に至っていない国や独自の運用を行っている国があり、統一されていません。

日EU・EPAにより指令の対象となる加盟国で、日本国民に対してICT指令と同等以上の権利を与えることが約束されることから、ビジネス環境が改善されることが期待されます。

※1 EU指令の適用対象外である英国、アイルランド、デンマークは日EU・EPAでも適用対象外。

※2 「企業内転勤によるEU域外の第三国の国民の入国と滞在条件に関する2014年5月15日付欧州議会・理事会指令2014/66/EU」。通称「ICT指令」。

■ 営業秘密の保護

EUにおいても、不正な手段によって営業秘密を取得し、自ら使用するか、もしくは第三者に開示する行為等に対し、日本と同様の高いレベルの保護が確保されます。

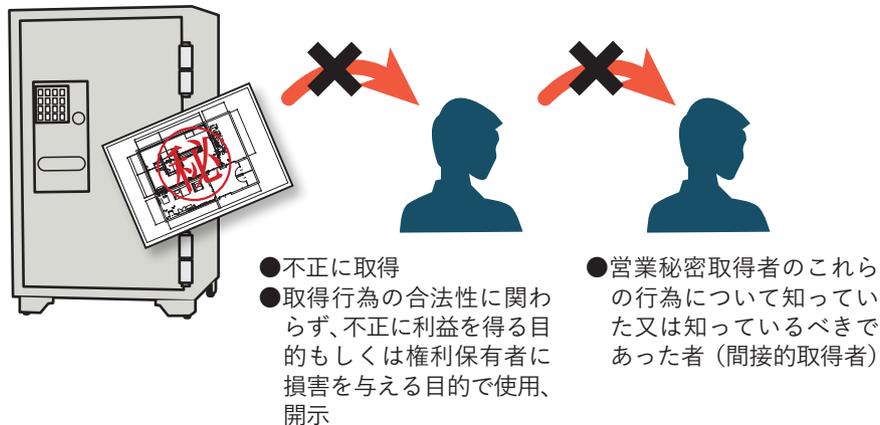
例えば、秘密として管理している技術・ノウハウが不正に使用され、損害が生じた場合、裁判において損害に対する救済を請求することができます。

営業秘密の保護は、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)においても基本的な権利やその行使について取り決めがありますが、日EU・EPAでは、TRIPS協定がカバーしていない、営業秘密をその保有者から不正に取得、使用、開示していたことを「知っていた」又は「知るべきであった」者(間接的取得者)に対しても損害賠償できる規定が盛り込まれるなど、非常に高い水準の約束となっており、営業秘密保護にかかる今後の国際的なルール形成に貢献することも期待されます。

図表1-5 営業秘密の保護

● 営業秘密の保護

以下の行為が行われた場合、各締約国はその行為を行った者に対して、秘密の保有者が被った不利益に相応する損害賠償の支払いを命ずることができる。



1-3 日EU・EPAによる関税撤廃・削減の概要

日EU・EPAによる関税撤廃・削減によって、日本からEU市場へのアクセスは大きく改善します。全品目のうち、**約99%の関税が最終的に撤廃**されます(注1)。日本側は、約94%の関税を最終的に撤廃する予定です(注2)。

工業製品でみると、EUでは輸入に関して品目数ベースで96.3%、貿易額ベースで81.7%の関税が即時撤廃され、最終的に品目数、貿易額いずれも100%の関税が撤廃される予定です(図表1-6)。また、農林水産物の関税撤廃率(品目数ベース)をみると、EU側では95%の品目を即時撤廃、最終的に98%の関税が撤廃される予定です(図表1-7)。

工業製品に関する相手国側の関税撤廃率については、これまで日本が締結した経済連携協定(EPA)と比べても、極めて高いものとなりました。例えば、CPTPP(TPP11)では日本を除く10カ国全体の工業製品輸出の即時撤廃比率が品目数ベースで86.6%でしたが、日EU・EPAではこれを上回る撤廃率となりました。財務省・農林水産省・経済産業省によると、日EU・EPAの関税撤廃により、最終的に日本が支払う関税は年間約2,800億円程度が削減されると試算されています。

図表1-6 日EU・EPAの即時撤廃率と関税撤廃率(工業製品)

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
EU	96.3%	81.7%	100%	100%
日本	96.0%	96.2%	100%	100%

(注) ①小数点第二位を四捨五入。②即時撤廃率、関税撤廃率の算出に当たり、「貿易額ベース」の数値については、2012年における日EU双方の輸入額に基づき計算。「品目数ベース」の数値については、2017年4月の国内細分に基づき計算。

[資料] 経済産業省資料から作成

図表1-7 日EU・EPAの即時撤廃率と関税撤廃率(農林水産物)

国名	ライン数	合計	関税撤廃			非撤廃 (関税割当枠、削減等)
			即時撤廃率(注③)	2~11年目まで撤廃	12年目以降廃率	
日本(注①)	2,690	82%	54%	26%	2%	18%
EU(注②)	2,794	98%	95%	1%	2%	2%

(注) ①日本側のHSコード(タリフライン)は、HS2017(2017年4月1日輸入統計品目標)による。②EU側のHSコード(タリフライン)は、HS2017(2017年1月1日現在)による。③即時撤廃にはすでに無税の物品を含む。

[資料] 経済産業省資料から作成

注1：EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づく算出。

注2：2017年HSコードに基づいた品目数ベースにより算出した外務省資料から。

2 HSコードの 特定

HSコードは輸出入の際に商品进行分类するコード番号のことで、ほぼ全世界で利用されています。日EU・EPAの関税率はHSコードに基づき規定されていますので、税率を調べる際には、まず商品のHSコードを調べる必要があります。

2. HSコードの特定

HSコードは輸出入の際に商品进行分类するコード番号のことで、ほぼ全世界で利用されています。日EU・EPAの関税率はHSコードに基づき規定されていますので、税率を調べる際には、まず商品のHSコードを調べる必要があります。

2-1 HSコードとは

HSコードとは、「商品の名称及び分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description and Coding System) に関する国際条約」に基づいて定められた、輸出入の際に商品进行分类するコード番号のことで、日本では「関税分類番号」とも呼ばれています。世界税関機構(WCO)が定めた商品分類で、ほぼ全世界で採用されています。これに基づいて関税率、原産地規則を調べることができるほか、貿易統計に利用されます。

HSコードの構成は、下記のとおりとなっています(図表2-1)。

- ①「類(Chapter) 上2桁」 (例) 第87類
- ②「項(Heading) 上4桁」 (例) 第8708項
- ③「号(Subheading) 上6桁」 (例) 第8708.70号
- ④「統計細分(Statistical code) 7桁以降」 (例) .010(日本)、10.15(EU)



図表2-1 HSコードの例(自動車部品)

HSコード概念図：乗用車のホイールの場合

世界共通コード



日本から輸出する乗用車ホイールは「**8708.70.000** (車輪並びにその部分品及び附属品)」という番号に分類されます。
(「輸出統計品目表」より)

HSコード (輸出の統計番号)
8708.70.000
(車輪並びにその部分品及び附属品)

HSコードの桁数が増えるにつれ、細かな品目が特定されます

<EUの関税分類>

8708.70.10.15

1～6桁目：HSコード(=全世界共通)

類(Chapter)上2桁：第87類

項(Heading)上4桁：第8708項

号(Subheading)上6桁：第8708.70号

7～8桁目：CN下位品目分類(CN Subheadings)

9～10桁目：TARIC下位分類(TARIC Subheadings)

21部97類で構成されているHSコード(詳しくは17-18ページ参照)は、上2桁、4桁、6桁の順番に製品分類が細分化されていて、上6桁までが世界共通のコードとして利用されています。7桁目以降の部分は統計細分と呼ばれ、国ごとに異なります。日本は統計細分の3桁を加えた、合計9桁のHSコードを定めています。EUの統計細分は2桁を加えた「統合品目表(CN:Combined Nomenclature)」に基づくCN下位品目分類と、これに2桁を加えたTARIC下位分類を設けています。CN下位品目分類はEUの統一関税や貿易統計に、TARIC下位分類は貿易政策や関税措置に関する情報を掲載している「EU統合関税率(TARIC: Integrated Tariff of the European Communities)」データベースに用いられています(注)。

HSコード(共通6桁部分)は5年程度に一度、改正が行われます。HSコードの改正については、次ページ「(参考)HSコードの改正」をご覧ください。

日EU・EPAは協定附属書に従って、関税撤廃・削減スケジュールが定められており、2017年基準(HS2017)を採用しています。

注：本解説書内では、関税分類の上6桁のほか、EU側の統計細分(CN下位品目分類、TARIC下位分類)も便宜上、「HSコード」と表記します。

【参考】HSコードの改正

■ HSコード(共通6桁部分)は5年程度に一度、改正が行われます。前回は2017年に改正が行われ、現在、通常の貿易では2017年基準(HS2017)が利用されています。前回の改正内容は233ヵ所あり、内訳は農業(85カ所)、化学(45カ所)、木材(13カ所)、繊維(15カ所)、金属(6カ所)、機械(25カ所)、輸送機器(18カ所)、その他(26カ所)となっています。主な改正内容の1つは、国際連合食糧農業機関(FAO)の提案に基づく、地球規模で関心の高い環境・社会問題に関係する内容です。水産資源、森林資源などの保存の観点から、関係品目の貿易取引をより正確に把握することを目的とした改正が行われました。

化学品の分野では、化学兵器条約の下で管理されている特殊化学物質、ロッテルダム条約の下で管理されている有害な化学物質、ストックホルム条約の下で管理されている残留性有機汚染物質について、新しく号(Subheading)が導入されました。

技術革新に伴う改正分野としては、新聞印刷用紙サイズ基準の見直し、LED電球、マルチコンポーネントIC(集積回路)、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車などの新技術を考慮した見直しが行われました。

改正内容については、以下のリンクをご覧ください。

「Amendments to the Nomenclature Appended as an Annex to the Convention」(WCO)

➔ <http://www.wcoomd.org/en/topics/nomenclature/instrument-and-tools/hs-nomenclature-2017-edition/~media/97CAFB37DA7144B488DF7FB83387DC7A.ashx>

WCOが発表した2012年基準と2017年基準の比較表は以下のリンクをご覧ください。

「Correlating the 2017 Version to the 2012 Version of the Harmonized System」(WCO)

➔ http://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/nomenclature/instruments-and-tools/hs-nomenclature-2017/2016/table_i_trp1712_en_rev1.pdf?db=web

一方、各国当局は2017年のHSコード改正を受け、7桁以降の統計細分を加えた国内品目表の改正を発表しています。国内品目表は不定期に改正される場合がありますので、輸出入取引を行う際には、最新のコード情報を確認することが重要です。

ページ11(前頁)のとおり、日EU・EPAでは2017年基準のHSコード(HS2017)が採用されています。将来的なHSコードの改正により、日本あるいはEUの法令や告示に従って国内品目表が改正される場合には、譲許表に記載の関税分類番号およびそれに対応する品名は変更の対象とされることがあります。譲許表に記載の関税分類番号およびそれに対応する品名が変更される場合には、当該各締約国が公表する対照表などを参照してください。

実際に、日本とEUの場合で具体的に比較してみましょう(図表2-2)。

例えば、「炭素含有量が全重量の2%を超えるフェロマンガ」について、日本では「7202.11」の後に「000」が追加されて、「7202.11.000」と分類されています。一方、EUの場合には「7202.11」の後に「2000」が追加されて、「7202.11.2000」と分類されています。日本のHSコードが9桁で構成されるのに対して、EUのTARIC下位分類は合計10桁であることが分かります。また、EUでは「粒度が5mm未満で、マンガが全重量の65%を超えるフェロマンガ」と「その他」を、それぞれ「7202.11.2000」と「7202.11.8000」という分類で区分しています。このようにHSコードの7桁目以降については、日本とEUで番号が異なることに加えて、細分そのものに違いがありますので注意が必要です。

図表2-2 日本とEUのHSコードの違い



統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate				
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC
72.01	第1節 一次材料及び粗状又は粉状の物品					
7201.10	鉄鉄及びスチール製の塊状、ブロックその他の一次形状のもの(除く)					
010	非合金鉄鉄の含有量が全重量の0.59%以下のもの(除く)					
091	1.91%の含有量が全重量の1.29%未満で1%の含有量が全重量の0.59%以下のもの					
099	その他のもの					
7201.20	000 非合金鉄鉄の含有量が全重量の0.59%を超えるものに除く)					
7201.50	000 合金鉄鉄及びスチール					
72.02	フェロアロイ					
7202.11	000 フェロマンガ					
010	炭素の含有量が全重量の2%を超えるもの	7.7%		0.3%		無税
019	その他のもの	7.7%		0.3%		無税
7202.21	000 フェロシリコン					
010	1.91%の含有量が全重量の0.59%を超えるもの	無税		(無税)		
7202.29	000 その他のもの	3%		2.5%		無税
7202.30	000 フェロシリコマンガ					
010	フェロプロム	3%		2.5%		無税
7202.41	000 炭素の含有量が全重量の4%を超えるもの	無税		(5.3%)		
7202.49	000 その他のもの	7.2%		5.3%		無税

TARIC Consultation

Measure | Geographical area | Regulation

Search for measures

Goods code [Browse] Country of origin/destination

7202110000

[Advanced search]

Retrieve Measures

The current reference date for the query is 12-10-2018 [change]

SECTION XV BASE METALS AND ARTICLES OF BASE METAL

CHAPTER 72 IRON AND STEEL

(-)

I. PRIMARY MATERIALS; PRODUCTS IN GRANULAR OR POWDER FORM :

II. IRON AND NON-ALLOY STEEL :

III. STAINLESS STEEL :

IV. OTHER ALLOY STEEL; HOLLOW DRILL BARS AND RODS, OF ALLOY OR NON-ALLOY STEEL :

Good code extended 7201000000 pig iron and spiegeleisen in pigs, blocks or other primary forms : (7%)(2) (7%)(2)

Good code extended 7201100000 Non-alloy pig iron containing by weight 0,5 % or less of phosphorus :

Good code extended 7201200000 Non-alloy pig iron containing by weight more than 0,5 % of phosphorus

Good code extended 7201500000 Alloy pig iron; spiegeleisen :

Good code extended 7202000000 Ferro-alloys : (7%)(2) (7%)(2)

Good code extended 7202100000 Ferro-manganese :

Good code extended 7202110000 Containing by weight more than 2 % of carbon :

Good code extended 7202110000 With a granulometry not exceeding 5 mm and a manganese content by weight exceeding 65 %

Good code extended 7202118000 Other

Good code extended 7202190000 Other

Good code extended 7202210000 Ferro-silicon :

Good code extended 7202310000 Ferro-silico-manganese

Good code extended 7202410000 Ferro-chromium :

9桁目以降はTARIC下位分類
(関税率は8桁のCN下位
目分類ごとに設定)

6桁までは全世界共通

国内細分については日本とEUで異なります。

2-2

HSコードの調べ方

輸出入申告書に記載するHSコード（日本国内細分）については「輸出統計品目表」、または「実行関税率表」で調べることができます（図表2-3）。なお日EU・EPAの特恵税率を利用して日本からEUへ輸出する場合、EUのHSコードを調べる必要があります（ただし、前述のとおり、「号（6桁）」までは世界共通）。EUのHSコード7桁以降の関税分類の調べ方は、22ページ「3-3 通常適用される税率（MFN税率）を調べる」を参照してください。

- 輸出統計品目表（税関） ➡ <http://www.customs.go.jp/yusyutu/>
- 実行関税率表（税関） ➡ <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

日本のHSコードは税関のウェブサイトにある輸出統計品目表または実行関税率表で調べることができます。貿易取引の際に必要な輸出入申告書に記載する日本国内細分のHSコードは、日本からの輸出申告の場合は「輸出統計品目表」を、日本への輸入申告の場合は「実行関税率表」を参照します。

図表2-3 輸出統計品目表の見方

	統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit	
	番号 HS code			I	II
項(4桁)	87.11		モーターサイクル(キバットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかないかを問わない)及びサイドカー		
号(6桁)	8711.10		エンジン排気量が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きのもの		
国内細分 (7桁以降)	910	--	中古のもの		NO
	920	--	その他のもの	数量単位	NO



「輸出統計品目表」
 編集：輸出統計品目表編纂委員会
 出版：日本関税協会



「実行関税率表」
 編集：実行関税率表編纂委員会
 出版：日本関税協会

この他、品目を一般的な名称で記載している「概況品コード表」(図表2-4)と具体例を示している「関税率表解説・分類例規」(図表2-5)も、HSコードを調べる上で参考になります。

■ 概況品コード表(税関) ➡ <http://www.customs.go.jp/toukei/sankou/code/code.htm>

■ 関税率表解説・分類例規(税関) ➡ <http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

日本税関協会が発行している『HSコードが誰でも簡単に素早く探せるHS商品インデックス』では、五十音順、関税分類順に、HSコードを調べることができます。

品目を一般的な名称で記載している「概況品コード表」(図表2-4)は、HSコードを調べる入り口として便利です。税関のウェブサイト上の概況品目とHSコードの対照表を参照し、当該品目が含まれるHSコードを輸出統計品目表で調べることができます。

図表2-4 概況品コード表

概況品コード P.C.Code	単位 Unit	概況品目 Articles	統計品目番号 (HSコード) HS-Code
(中略)			
211	MT	植物用繊維及びくず TEXTILE FIBERS, THEIR WASTE	1404.20, 5001~5003, 5101~5105, 5201~5203, 5301~5305, 5501~5507, 6009~6310, 7019.12, 7019.19*
21105	MT	人造繊維 SYNTHETIC FIBERS	5501~5507
2110501	KG	(合成繊維用繊維) SYNTHETIC STAPLE FIBERS	5501, 5503, 5506
2110503	MT	(ビスコースレーヨン製繊維) STAPLE FIBERS OF VISCOSE RAYON	5504.10

概況品目を参照し、
HSコードを調べる



「HSコードが誰でも簡単に素早く探せる
HS商品インデックス」(改訂版)
出版: 日本税関協会

図表2-5 関税率表解説・分類例規

	関税率表解説	分類例規	
		国際例規	国内例規
(中略)			
第11部	紡織用繊維及びその製品	○	○
第50類	絹及び絹織物	○	○
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	○	○
第52類	綿及び綿織物	○	○
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	○	○
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	○	○
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物	○	○

各類の詳細を参照し、号を調べる

さらに、税関のウェブサイト上の「関税率表解説・分類例規」(図表2-5)を参照すると、各類詳細が確認できます。例えば、第52類の「5208綿織物(綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。)」は次ページのように分類されています(図表2-6)。

図表2-6 関税率表解説・分類例規の例

52.08 綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。）

－漂白してないもの

5208.11－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの

5208.12－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの

5208.13－3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5208.19－その他の織物

－漂白したもの

5208.21－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの

5208.22－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの

5208.23－3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5208.29－その他の織物

－浸染したもの

5208.31－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの

5208.32－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの

5208.33－3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5208.39－その他の織物

－異なる色の糸から成るもの

5208.41－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの

5208.42－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの

5208.43－3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5208.49－その他の織物

－なせんしたもの

5208.51－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの

5208.52－平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの

5208.59－その他の織物

この項には、重量が1平方メートルにつき200グラム以下で、綿の重量が全重量の85%以上の織物を含む（織物については、11部の総説（I）（C）に記載がある。）。

綿織物には、各種のものがあり、その特性にしたがって、衣類、家庭用リネン、寝台覆い、カーテンその他の室内用品等の製造に使用される。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 包帯で、医薬用又は小売用にしたもの（30.05）

(b) 58.01項の織物

(c) テリータオル地及び類似のテリー織物（58.02）

(d) もじり織物（58.03）

(e) 59.11項の技術的用途に供する織物

図表2-7 関税分類(HSコードの上2桁)一覧

第1部	動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類	動物(生きているものに限る。)
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎(せきつい)動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)
第2部	植物性生産品
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第3部	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第4部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)無脊椎(せきつい)動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品
第5部	鉱物性生産品
第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
第26類	鉱石、スラグ及び灰
第27類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
第6部	化学工業(類似の工業を含む。)の生産品
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第29類	有機化学品
第30類	医療用品
第31類	肥料
第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
第33類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
第34類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第35類	たんばく系物質、変性でん粉、膠(こう)着剤及び酵素
第36類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第37類	写真用又は映画用の材料
第38類	各種の化学工業生産品
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
第39類	プラスチック及びその製品
第40類	ゴム及びその製品
第8部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第41類	原皮(毛皮を除く。)及び革
第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第43類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第9部	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第44類	木材及びその製品並びに木炭
第45類	コルク及びその製品
第46類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第10部	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
第47類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第49類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

第11部	紡織用繊維及びその製品
第50類	絹及び絹織物
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第52類	綿及び綿織物
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物
第56類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品
第57類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
第61類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
第62類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
第12部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
第64類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
第65類	帽子及びその部分品
第66類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
第67類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
第13部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
第68類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第69類	陶磁製品
第70類	ガラス及びその製品
第14部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第15部	卑金属及びその製品
第72類	鉄鋼
第73類	鉄鋼製品
第74類	銅及びその製品
第75類	ニッケル及びその製品
第76類	アルミニウム及びその製品
第77類	(欠番)
第78類	鉛及びその製品
第79類	亜鉛及びその製品
第80類	すず及びその製品
第81類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
第82類	卑金属製の工具、道具 刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第83類	各種の卑金属製品
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第17部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
第86類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)
第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第89類	船舶及び浮き構造物
第18部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
第91類	時計及びその部分品
第92類	楽器並びにその部分品及び附属品
第19部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第93類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第20部	雑品
第94類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第95類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
第96類	雑品
第21部	美術品、収集品及びこっとう
第97類	美術品、収集品及びこっとう

3 関税率の 調べ方

輸出入の際に課せられる関税率には、様々な種類があります。通常かかる税率や、日EU・EPAの税率の調べ方を整理していきます。

3. 関税率の調べ方

輸出入の際に課せられる関税率には、様々な種類があります。通常かかる税率や、日EU・EPAの税率の調べ方を整理していきます。

3-1 関税率の種類

関税率は基本税率、暫定税率、協定税率、GSP特惠税率（一般・特別）、FTA/EPA特惠税率に分類されます（図表3-1）。

図表3-1 関税率の種類(日本の場合)

基本税率	全ての国・地域に対して適用する税率。全ての品目に設定。
暫定税率	基本税率を暫定的に修正するため、一定期間に限り適用される税率。 約400の品目のみに設定。
協定税率	WTO加盟国・地域及び二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの産品に対して一定率以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率。
GSP特惠税率 (一般・特別)	一般特惠税率(GSP税率)：開発途上国・地域に対して適用される税率。約3,500の品目に対してMFN税率以下の税率が設定。 特別特惠税率(LDC特惠税率)：後発開発途上国に対して適用される税率。
FTA/EPA 特惠税率	自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)を締結している国・地域に対して、それぞれの協定に基づいて適用される税率。

※最恵国(MFN)税率には、「基本税率」、「暫定税率」、「協定税率」のうち、いずれか低い税率が採用されます。

※特惠税率の適用は、対象となる国の原産品であるなどの条件(原産地規則)を満たす場合に限られます。

3-2 関税率を調べる手順

関税率を調べるにあたって、まずはWTO加盟国・地域への輸出時に相手国で一般的に適用される税率である「最恵国(MFN)税率」を調べます。

次に、日EU・EPAで規定される特惠税率(以下、日EU税率)を調べます。日EU税率を適用するためには、締約国の原産品であることが必要となり、条文中で定められた原産地規則を満たす必要があります(原産地規則については、41ページ以降を参照)。

3-3. 通常適用される税率(MFN税率)を調べます →P.22

HSコードに基づき、輸出相手国で通常適用される税率(MFN税率)を調べます。

WTO加盟国への輸出に適用される税率

3-4. 日EU・EPA税率を調べます →P. 26

HSコードに基づき、日EU・EPA税率を調べます。

通常適用される税率(MFN税率)と日EU税率を比較、日EU税率がより低い場合には日EU・EPAの利用を検討してください。

3-3 通常適用される税率(MFN税率)を調べる

MFN税率は、国や品目、削減スケジュールによって税率が変わる可能性がありますので、定期的な確認が必要です。一番確実な確認方法は輸入国の税関が公表している情報を参照することです。

日本からEU向けに輸出する際、実際のHSコード及び関税率を決定するのは、輸入国税関ですので、EU側のHSコードを調べる必要があります。HSコード7桁目以降のEU独自の分類ならびにMFN税率を調べるためには、データベース「TARIC」を参照します。このデータベースでは、EU独自の関税分類に加え、当該品目の関税率も調べることができます(図表3-2)。

■TARICデータベース(欧州委員会)

➡ http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/taric/taric_consultation.jsp?Lang=en

①のTARICホーム画面にて、「Goods code」に世界共通の6桁のHSコードを入力し、「Retrieve Measures」をクリックすると、②のように、検索結果が表示されます。ここから、7桁目以降で該当する品目をクリックすると、③の輸出国別の関税率表示画面が表示されます。

③の画面のうち、「ERGA OMNES」の部分にある「Non preferential duty」が、EUにおける該当品目のMFN税率です。また、上記部分の下部には自由貿易協定(FTA)などの締結により特惠税率が適用される場合や、アンチダンピング関税が課されている場合など、国ごとに特別な関税が設定されている場合には、国別の税率を参照することができます。

「Japan」の欄に、日EU・EPAを適用した場合の特惠税率も表示されています。

図表3-2 EU関税分類、MFN税率の調べ方

①TARICホーム画面

TARIC Consultation

Measure: Geographical area Regulation

Search for measures:

Goods code: [Browse] Country of origin/destination: [v]

[Advanced search]

Retrieve Measures

6桁のHSコードを入力、
「Retrieve Measures」をクリック

②TARIC検索例

車輪並びに部分品及び附属品(HSコード：8708.70)を検索した場合

Legal Notice | Contact | Search | English (en)

TAXATION AND CUSTOMS UNION

European Commission

European Commission > Taxation and Customs Union > Databases > TARIC > TARIC Measures Information

Mail Box TARIC | Mail Box QUOTA

User Guides, Information and Downloadable data: [tifa]

Help | What's new? | Information | FAQ

TARIC measure information [Show all information]

The reference date is 15-10-2018
Last update: 12-10-2018

Goods nomenclature code: 870870
Measure type:
Order number:
Measure publication start date must be after: 15-10-2018
Measure publication start date must be before: 15-10-2018
Legal base:
1 - 12 / 12

SECTION XVII VEHICLES, AIRCRAFT, VESSELS AND ASSOCIATED TRANSPORT EQUIPMENT

CHAPTER 87 VEHICLES OTHER THAN RAILWAY OR TRAMWAY ROLLING STOCK, AND PARTS AND ACCESSORIES THEREOF [70001]

8708 Parts and accessories of the motor vehicles of headings 8701 to 8705 : [70701]

8708 70 - Road wheels and parts and accessories thereof :

8708 70 10 - - For the industrial assembly of:
Pedestrian-controlled tractors of subheading 8701 10;
Vehicles of heading 8703;
Vehicles of heading 8704 with either a compression-ignition internal combustion piston engine (diesel or semi-diesel) of a cylinder capacity not exceeding 2 500 cm³ or with a spark-ignition internal combustion piston engine of a cylinder capacity not exceeding 2 800 cm³;
Vehicles of heading 8705 :

8708 70 10 15 - - - fitted with pneumatic tyres, new or retreaded, of rubber, of a kind used for buses or lorries, with a load index exceeding 121

8708 70 10 50 - - - Other

8708 70 10 80 - - - fitted with pneumatic tyres, new or retreaded, of rubber, of a kind used for buses or lorries, with a load index exceeding 121

8708 70 10 85 - - - Other

8708 70 50 - - - Wheels of aluminium; parts and accessories of wheels, of aluminium :

- - - - Wheels of aluminium, whether or not with their accessories and whether or not fitted with tyres :

クリックして、
輸出国別の関税率を表示

③輸出国別の関税率表示画面

耐荷重が約1450kgの、バスや貨物自動車用の空気タイヤ (TARICコード8708.70.1015) を選択した場合

8708 70 10 15 - - - fitted with pneumatic tyres, new or retreaded, of rubber, of a kind used for buses or lorries, with a load index exceeding 121

ERGA OMNES (ERGA OMNES 1011)	
Import prohibition (01-01-2010 -)	R1005/09
Additional Code 4115: Goods, excluding waste, with ozone depleting substances or relying on ozone depleting substances	
Restriction on entry into free circulation (01-01-2010 -)	R1005/09
Additional Code 4999: Other	
Import control of fluorinated greenhouse gases (01-01-2015 -) [CD582]	R0517/14
[Show conditions]	
Non preferential duty under end-use (01-01-2007 -) : 3.00 % [EU001]	R1549/06
[Show conditions]	
Anti-dumping/countervailing statistic (08-05-2018 -)	R1036/16
Excluding: China (CN)	
Supplementary unit import (08-05-2018 -) : p/st	R0109/17
Japan (JP)	
Preference under end-use (01-02-2019 - 31-01-2020) : 0 % [EU001]	D1907/18
[Show conditions]	
All third countries (ALLTC 1008)	
Export prohibition (01-01-2010 -)	R1005/09
Additional Code 4116: Waste with ODS, or relying on ozone depleting substances	
Restriction on export (01-01-2007 -) [7M571]	R1210/03
Additional Code 4048: Means of transport more than 75 years old	

WTO加盟国からの輸入の際に
一般的に適用される税率
「実行最恵国(MFN) 税率」

国ごとに特別な関税が設定
されている場合には、国別の
税率を参照する。

MFN税率を調べる際には、米国のFedEx Trade Networksが提供している「World Tariff」データベースもご利用いただけます。ジェトロのウェブサイト経由で登録いただくことで、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。「World Tariff」の使い方については、38～39ページの参考画面をご覧ください。

「World Tariff」は、輸出先とHSコードを入力すると、各国の税率が分かる利用しやすいデータベースです。ただし、FedEX Trade Networksが各国から収集した2次情報になりますので、できるだけ各国当局の情報を併せて参照するようにしてください。

輸出相手国税関の公表資料を調べる（または直接問い合わせる）

「ジェトロ 世界各国の関税情報源リンク集」

➔ https://www.jetro.go.jp/lib/link/tariff_link.html

「World Tariff」のサービスを利用して調べる →使い方はP.38～39

「ジェトロ World Tariff」

➔ <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

■「World Tariff」とは

世界約175カ国の関税率を検索できるデータベースです。提供元のFedEx Trade Networksとジェトロとの契約により、**日本の居住者はどなたでも無料で利用**できます。輸出先別、品目別に、最恵国(MFN)税率に加えてEPA税率等の特惠税率を調べることができます。また、輸入時にかかる諸税(付加価値税・売上税・酒税など)も調べることができます。

※実際に輸出をする際には、「World Tariff」で調べるだけでなく、「TARICデータベース」または「TARIC Consultation」で確認するほか、輸入者等を通じ、輸入側の税関に確認することが推奨されます。

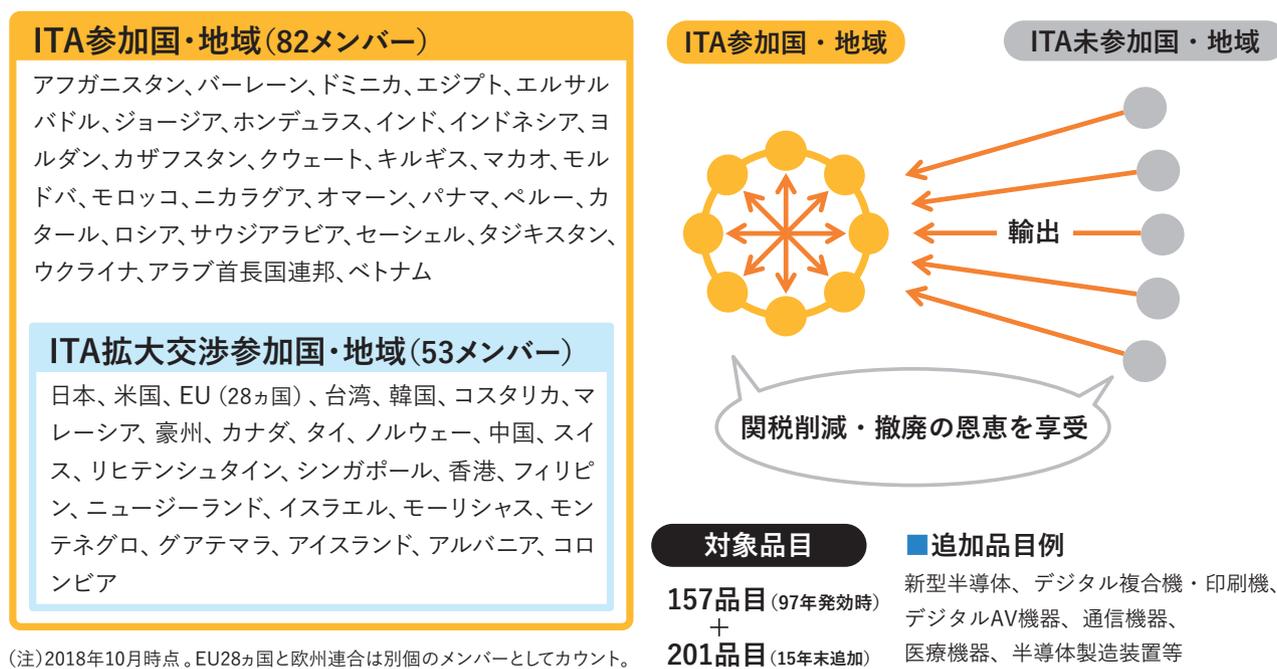
【参考】情報技術協定(ITA)について

情報技術協定：ITA (Information Technology Agreement)とは、IT製品の関税撤廃等による貿易拡大を目的に、1997年に発効した複数国間協定です(図表3-3)。これにより、コンピューター類、半導体など157品目のIT関連製品の関税がゼロになり、2018年10月時点で、日本、EUおよびその加盟国を含む82メンバーが参加し、対象品目の世界貿易額の96%をカバーしています。

ITAの対象品目については、ITA参加メンバーだけでなく、WTOに加盟しているITA未参加国・地域がITA参加メンバー向けに輸出する場合にも関税削減・撤廃の恩恵を受けることができます。

新たな技術開発で生まれた品目に対応するために、2012年5月より53メンバーによって拡大交渉が進められ、2015年12月にITA拡大交渉が妥結しました。従来の157品目に加え、新たにデジタルAV機器、デジタル複合機、半導体製造装置、新型半導体、通信機器、医療機器など201品目が対象品目に加えられました。拡大ITAに参加する53メンバーは2016年7月から関税の引き下げを実施、一部のセンシティブ品目を除いて2019年7月までに対象品目の関税が撤廃されます。残された品目についても、2024年1月には53メンバー全てで関税が撤廃される予定です。

図表3-3 ITAの仕組み



3-4-1

日EU税率を調べる① ～「譲許表」の見方～

「譲許表(日EU・EPAでは、表(Schedule)と規定。)」は、個別品目の関税の撤廃・削減の方法や、スケジュールが定められた表です。日本、EUそれぞれに作られており、日本から輸出をする場合はEUの譲許表を確認します。

日EU・EPAの特恵税率を調べる場合、輸入国側の「譲許表」を参照する必要があります。譲許表は関税撤廃・削減スケジュールをまとめた表で、日EU・EPAでは「附属書2-A関税の撤廃及び削減」に掲載されています。なお、日EU・EPAの附属書2-A(和文)には、日本の譲許表(第3編)のみが記載されています。EUの譲許表は(第2編)は、英文版にのみ記載されています。

EUの譲許表に記載のある事項は図表3-4のとおりです。左からみると、まず関税分類(HS2017)を示す①HSコードの記載(関税品目)があり、その横に当該コードが示す②品名(Description)が記載されています。その横に関税削減の基準となる③基準税率(ベースレート：Base Rate)が掲載されています。

次に記載のあるのが対象品目の関税撤廃・削減スケジュールを示す④区分(Category)です。日本、EUの区分は異なりますが、それぞれ「附属書2-A関税の撤廃及び削減」の「第二編 EUによる関税の撤廃及び削減(Tariff elimination and reduction—the European Union)」の「第A節 EUの表についての注釈(Notes for the Schedule of the European Union)」で定義が示されています(細かい区分については28～32ページを参照)。

区分の右横は⑤注釈欄(Note)です。日EU・EPAでは一部の品目につき注釈欄に「S」と記載があり、日EU・EPA上の扱いについての見直し対象品目と位置付けられています(見直し対象品目については35ページ参照)。右端にあるのは区分に従った場合の、日EU・EPA発効後の各年毎の⑥実際の税率です。

図表3-4 例：EU側譲許表(HS8711；モーターサイクル、補助原動付き自転車、サイドカー)

CN 2017	Description	Base rate	Category	Note	⑥N年目税率	
					1st year	2nd year
8711	Motorcycles (including mopeds) and cycles fitted with an auxiliary motor, with or without side-cars, side-cars					
8711 10 00	- With reciprocating internal combustion piston engine of a cylinder capacity not exceeding 50 cm ³	8.0 %	B5		6.7 %	5.3 %
8711 20	- With reciprocating internal combustion piston engine of a cylinder capacity exceeding 50 cm ³ but not exceeding 250 cm ³					
8711 20 10	-- Scooters	8.0 %	B5		6.7 %	5.3 %
	-- Other, of a cylinder capacity					
8711 20 92	--- Exceeding 50 cm ³ but not exceeding 125 cm ³	8.0 %	B5		6.7 %	5.3 %
8711 20 98	--- Exceeding 125 cm ³ but not exceeding 250 cm ³	8.0 %	B5		6.7 %	5.3 %

①HSコード(関税品目)

輸出入時の商品分類番号。まずはこの番号を特定し、関税率や原産地規則を調べます。日EU・EPAではHS2017の関税分類を使用しています。

②品名

関税分類の品名が記載されています。

⑤注釈

見直し対象品目には「S」が記載されています。

③基準税率(ベースレート)

関税の撤廃または削減の基準となる税率です。

④区分

品目の関税の撤廃または削減がどのように行われるかを示します。

⑥N年目税率

区分に従った、それぞれの年の関税率が記載されています。何年後に関税が撤廃・削減されるのかを確認することができます。

3-4-2 日EU税率を調べる② ～「区分」の確認方法～

譲許表において区分を調べる際には、一般的注釈(General Notes)を参照する必要があります。注釈のHSコード、基準税率及び区分の内容と定義は、必ず確認するようにしましょう。一般的注釈には、特殊な規定が記載されている場合もあります。

日本、EUの区分は、譲許表の日本側及びEU側の注釈に定義が定められています。EUの場合は、「第A節 EUの表についての注釈(Notes for the Schedule of the European Union)」に、各区分の細かな定義が記載されています(図表3-5)。区分は日本とEUで共通の計算方法が定められたものと、それぞれで固有に設定されたものがあります。

例えばここに例示した「B3」(日EU・EPA発効後、均等に1/4ずつ、4年目で関税撤廃される品目)や「B5」(日EU・EPA発効後、均等に1/6ずつ、6年目で関税撤廃される品目)などは、日本とEU共通で設定されている区分です。

図表3-5 EU側譲許表と注釈

CN 2017	Description	Base rate	Category	Note
70	CHAPTER 70 - GLASS AND GLASSWARE			
7002	Glass in balls (other than microspheres of heading 7018), rods or tubes, unworked			
7002 20	- Rods			
7002 20 10	-- Of optical glass	3.0 %	B3	
7002 20 90	-- Other	3.0 %	B3	
7019	Glass fibres (including glass wool) and articles thereof (for example, yarn, woven fabrics)			
	- Slivers, rovings, yarn and chopped strands			
7019 19	-- Other			
7019 19 10	--- Of filaments	7.0 %	B5	

PART 2

Tariff elimination and reduction—the European Union

SECTION A

Notes for the Schedule of the European Union

1. For the purposes of Article 2.8, the following categories indicated in Column "Category" of the Schedule of the European Union in Section B apply:

(a) customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B3" shall be eliminated in four equal annual instalments beginning on the date of entry into force of this Agreement, and such goods shall thereafter be free of any customs duty;

(b) customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B5" shall be eliminated in six equal annual instalments beginning on the date of entry into force of this Agreement, and such goods shall thereafter be free of any customs duty.

EU/JPA/Annex 2-A-2/en 1

3-4-3

日EU税率を調べる③ ～EU側の区分～

区分には、日本とEUで共通の計算方法が定められたものと、それぞれ固有に設定されたものがあります。日本から輸出する際には、EUの譲許表に記載される区分を読み解く必要があります。

(1) 日EU・EPAの発効年数の数え方

日EU・EPAでは、協定が発効してからの年数を計算する方法について、発効日から次の削減までを1年目と数えます。その後は、日本側は毎年4月1日に削減、EU側の関税率は毎年発効日と同日に削減されます。従って、2019年2月1日に協定が発効した後、日本側はその2カ月後の同年4月1日に、EU側は翌年2月1日にそれぞれ2回目の削減が行われることとなります。

(2) 関税が即時撤廃される品目

原則として日EU双方の譲許表には、日EU・EPA発効時に関税が即時撤廃される品目は記載がありません。 EUの譲許表に記載がなく、且つMFN税率が有税の品目は、日EU・EPAの特恵税率により関税が即時撤廃される品目となります。

(3) 区分が「X」の品目

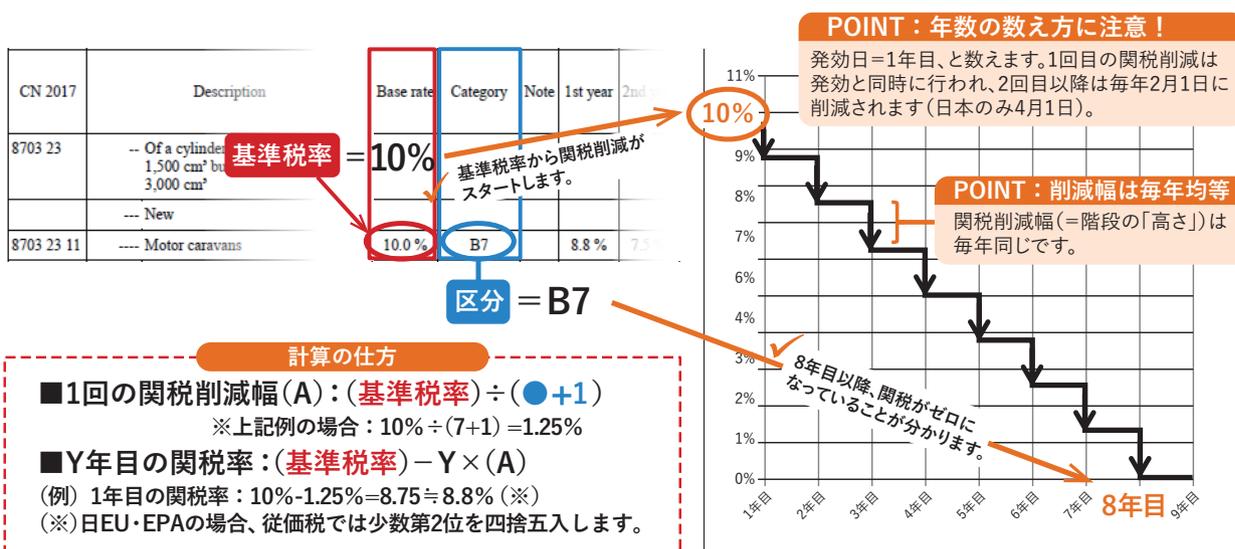
区分が「X」の品目は、この協定において関税撤廃・削減が約束されていない品目を指します。

(4) 区分が「B●」の品目

図表3-6の事例では、EUの「HS8703.23.11:シリンダー容量が1,500cm³以上3,000cm³以下のキャラバン」を取り上げています。この事例では、基準税率(ベースレート)が10.0%、区分は「B7」とあります。日EU・EPAでは「B●」は「●+1回の毎年均等な関税引き下げにより関税撤廃される品目」であることを示します。これは、過去に日本が提結した多くのEPAに共通しますが、協定により定義が異なりますので、ご注意ください(注)。

(注) TPP11では、例えばB7というカテゴリーの場合、7回の関税引き下げによって7年目に関税が撤廃となります。

図表3-6 例：EU譲許表(HS8703.23.11：シリンダー容量が1,500cm³以上3,000cm³以下のキャラバン)



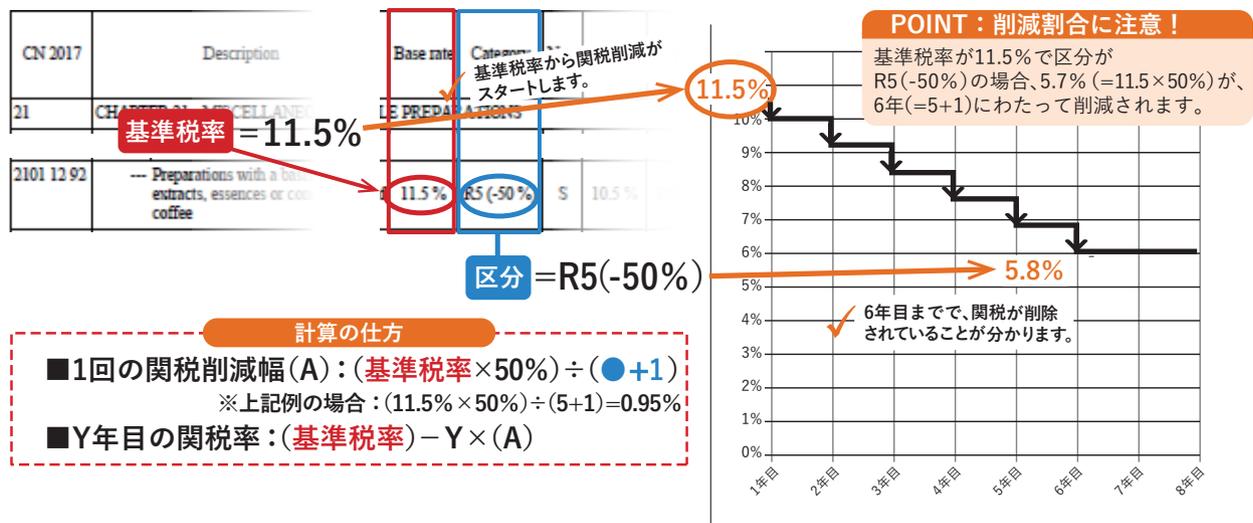
図表3-7「B●」の区分一覧

カテゴリー	内容
B3	4年にわたり均等(1/4ずつ、合計4回)に関税引き下げ。4年目に関税撤廃。
B5	6年にわたり均等(1/6ずつ、合計6回)に関税引き下げ。6年目に関税撤廃。
B7	8年にわたり均等(1/8ずつ、合計8回)に関税引き下げ。8年目に関税撤廃。
B10	11年にわたり均等(1/11ずつ、合計11回)に関税引き下げ。11年目に関税撤廃。
B12	13年にわたり均等(1/13ずつ、合計13回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
B15	16年にわたり均等(1/16ずつ、合計16回)に関税引き下げ。16年目に関税撤廃。

(5) 区分が「R●」の品目

図表3-8の事例では、EUの「HS2101.12.92:コーヒーのエクス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品」を取り上げています。この事例では、基準税率(ベースレート)が11.5%、区分は「R5(-50%)」とあります。日EU・EPAでは「R●(★%)」は「●+1の毎年均等な関税引き下げにより、基準税率の★%分の関税が削減される品目」であることを示します。

図表3-8 例：EU譲許表(HS2101.12.92：コーヒーのエクス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品)



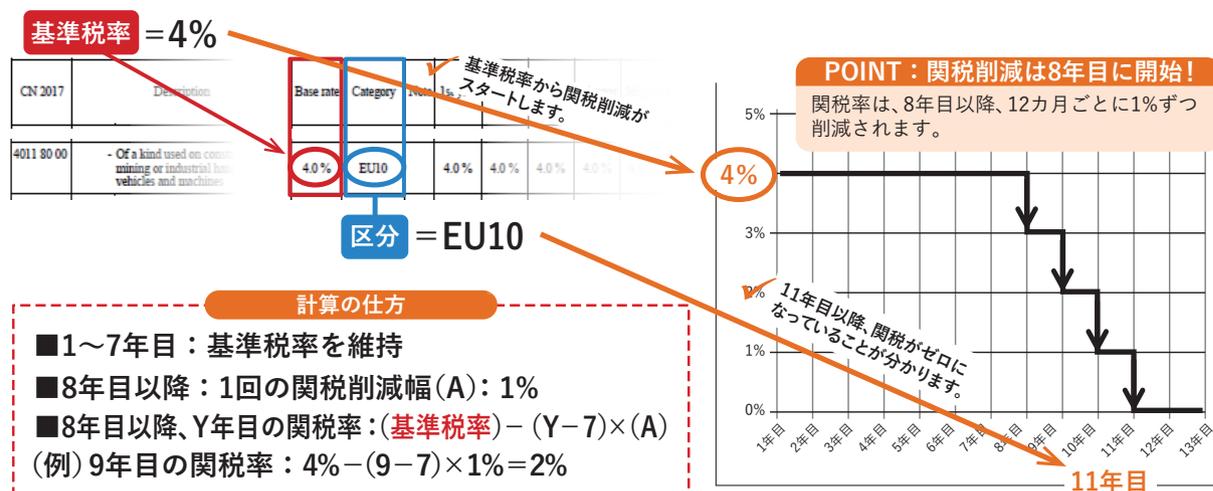
図表3-9「R●」の区分一覧

カテゴリー	内容
R5(-★%)	6年にわたり均等(1/6ずつ、合計6回)に関税引き下げ。6年目までに基準税率の★%分の関税を削減。
R7(-★%)	8年にわたり均等(1/8ずつ、合計8回)に関税引き下げ。8年目までに基準税率の★%分の関税を削減。
R10(-★%)	11年にわたり均等(1/11ずつ、合計11回)に関税引き下げ。11年目までに基準税率の★%分の関税を削減。

(6) 区分が「EU10」の品目

図表3-10の事例では、EUの「HS4011.80.00：建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のゴム製の空気タイヤ」を取り上げています。この事例では、基準税率（ベースレート）が4%、区分は「EU10」とあります。日EU・EPAでは「EU10」は「1～7年目までは基準税率を維持。8年目以降毎年、4回の均等な関税引き下げにより、関税撤廃される品目」とあります。なお、「EU10」は、図表3-10の1品目しか存在しません。

図表3-10 例：EU譲許表(HS4011.80.00：建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機会に使用する種類のゴム製の空気タイヤ)



図表3-11「EU10」の区分

カテゴリー	内容
EU10	1～7年目までは基準税率を維持。8年目以降、4年にわたり均等(1/4ずつ、合計4回)に関税引き下げ。協定発効から、11年目に関税撤廃。

(7) 区分が「Entry Price」の品目

図表3-12の事例では、EUの「HS0702.00.00：トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る）」を取り上げています。この事例では、基準税率（ベースレート）、区分がともに「Entry Price」とあります。これらの品目では日EU・EPAの発効と同時に、EUが定める従価税の部分のみ即時撤廃され、参入価格システムに基づく従量税部分は引き続き維持されます。

図表3-12 例：EU譲許表(HS0702.00.00：トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る）)

基準税率 = Entry Price

CN 2017	Description	Base rate	Category	Note	1st year	2nd year
07	CHAPTER 7 - EDIBLE VEGETABLES		ROOTS AND TUBERS			
0702 00 00	Tomatoes, fresh or chilled	Entry price	Entry price		Entry price	Entry price
0707 00	Cucumbers and gherkins, fresh or chilled					
0707 00 05	- Cucumbers	Entry price	Entry price		Entry price	Entry price

区分 = Entry Price

【参考】EUにおけるEntry Price（参入価格）制度

EUは、輸入される果物・野菜などの品目を対象に、EUに輸入される製品の輸入価格が一定価格より低い場合、追加的に課税するEntry Price（参入価格）制度を設けています。同制度は、対象の輸入品目に対し従価税と従量税を課しており、その税率は1年のうちの特定の期間（1月1日から3月31日まで、など）、そして輸入品の価格に応じて変動します。Entry Price制度の細かな従価税、従量税の規定は、以下を参照してください。

Commission Implementing Regulation (EU)2016/1821 of 6 October 2016 amending Annex I to Council Regulation (EEC) No 2658/87 on the tariff and statistical nomenclature and on the Common Customs Tariff.の附属書2「Entry Price制度の適用品目」:

➔ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R1821&from=en>

例えば図表3-13の事例では、上記附属書2の「HS0702.00.00：トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る）」を取り上げています。まず①をみると、期間が1月1日から3月31日まで（From 1 January to 31 March）とされています。このとき、i)輸入されるトマト100キログラムの値段が84.6ユーロ以上の場合、8.8%の従価税のみが課されます。100キログラムあたり85ユーロのトマトを300キログラム輸入すると、関税支払い額は22.44ユーロとなります。

$$\begin{aligned} \text{関税支払い額} &= (85 \text{ユーロ} \times 8.8\%) \times (300 \text{キログラム} \div 100 \text{キログラム}) \\ &= 22.44 \text{ユーロ} \end{aligned}$$

他方、ii)同じ期間でも100キログラムの値段が79.5ユーロ以上、81.2ユーロ未満のトマトには、8.8%の従価税に上乗せして100キログラムあたり5.1ユーロの従量税が課されます。例えば100キログラム当たり80ユーロのトマトを300キログラム輸入すると関税支払い額は36.42ユーロとなり、先の例を上回ります。

$$\begin{aligned} \text{関税支払い額} &= (80 \text{ユーロ} \times 8.8\%) \times (300 \text{キログラム} \div 100 \text{キログラム}) \\ &\quad + 5.1 \text{ユーロ} \times (300 \text{キログラム} \div 100 \text{キログラム}) \\ &= 36.42 \text{ユーロ} \end{aligned}$$

②では、適用期間が4月1日から4月30日となっています。この期間は、iii)輸入されるトマト100キログラムの値段が112.6ユーロ以上の場合、8.8%の従価税のみが課されており、先のi)の例よりも、基準となる価格が上昇しています。

またiv)輸入されるトマトの価格が下がることによって上昇していく100キログラムあたりの従量税も、①の期間と異なります。

図表3-13 EU のEntry Price 制度

CN code	Description	Conventional rate of duty (%)
1	2	3
0702 00 00	Tomatoes, fresh or chilled:	
	From 1 January to 31 March:	
	With an entry price per 100 kg net weight of:	
	Not less than € 84.6	8.8 (%)
	Not less than € 82.9 but less than € 84.6	8.8 + 1.7 €/100 kg net (1)
	Not less than € 81.2 but less than € 82.9	8.8 + 3.4 €/100 kg net (1)
	Not less than € 79.5 but less than € 81.2	8.8 + 5.1 €/100 kg net (1)
	Not less than € 77.8 but less than € 79.5	8.8 + 6.8 €/100 kg net (1)
	Less than € 77.8	8.8 + 79.8 €/100 kg net (1)
	From 1 to 30 April:	
	With an entry price per 100 kg net weight of:	
	Not less than 112.6	8.8 (%)
	Not less than € 110.3 but less than € 112.6	8.8 + 2.3 €/100 kg net (1)
	Not less than € 108.1 but less than € 110.3	8.8 + 4.5 €/100 kg net (1)
	Not less than € 105.8 but less than € 108.1	8.8 + 6.8 €/100 kg net (1)
	Not less than € 103.6 but less than € 105.8	8.8 + 9 €/100 kg net (1)
	Less than € 103.6	8.8 + 79.8 €/100 kg net (1)
	From 1 to 14 May:	
	With an entry price per 100 kg net weight of:	
	Not less than € 72.6	8.8 (%)
	Not less than € 71.1 but less than € 72.6	8.8 + 1.5 €/100 kg net (1)
	Not less than € 69.7 but less than € 71.1	8.8 + 2.8 €/100 kg net (1)
	Not less than € 68.2 but less than € 69.7	8.8 + 4.4 €/100 kg net (1)
	Not less than € 66.8 but less than € 68.2	8.8 + 5.8 €/100 kg net (1)
	Less than € 66.8	8.8 + 79.8 €/100 kg net (1)

① 1月1日から3月31日

i) 84.6 ユーロ以上の場合：関税は 8.8% の従価税のみ

ii) 79.5 ユーロ以上、81.2 ユーロ未満の場合：関税は 8.8% の従価税+100 キログラムにつき 5.1 ユーロの従量税

iii) 112.6 ユーロ以上の場合：関税は 8.8% の従価税となるのは 100 キログラム当たりの価格が 112.6 ユーロ以上と、基準となる価格が上昇

iv) の場合：従量税の金額が異なる

② 4月1日から4月30日

(1) WTO tariff quota.

当該期間の従価税ならびに従量税は、TARICデータベースでも確認することができます。図表3-14をみると、左図の附属書2は、10月1日から同月31日までに輸入されるトマトの従価税、従量税を規定しています。該当するHSコードにてTARICデータベース（調査日は2018年10月16日）で関税を調べると、該当する期間について、協定のない国・地域からの輸入に課せられる関税を「Third country duty」で確認できます。

3-4-3 (7) で確認したとおり、日EU・EPAにより、EU側の譲許表の基準税率、及び区分で「Entry Price」となっている品目については、従価税が即時撤廃されることとなります。

図表3-14 Entry Price 制度の関税をTARIC で確認する

CN code	Description	Conventional rate of duty (%)
1	2	3
0702 00 00	(cont'd)	
	From 15 to 31 May:	
	With an entry price per 100 kg net weight of:	
	Not less than € 72.6	14.4 (%)
	Not less than € 71.1 but less than € 72.6	14.4 + 1.5 €/100 kg net (1)
	Not less than € 69.7 but less than € 71.1	14.4 + 2.8 €/100 kg net (1)
	Not less than € 68.2 but less than € 69.7	14.4 + 4.4 €/100 kg net (1)
	Not less than € 66.8 but less than € 68.2	14.4 + 5.8 €/100 kg net (1)
	Less than € 66.8	14.4 + 79.8 €/100 kg net (1)
	From 1 June to 30 September:	
	With an entry price per 100 kg net weight of:	
	Not less than € 52.6	14.4 (%)
	Not less than € 51.5 but less than € 52.6	14.4 + 1.1 €/100 kg net (1)
	Not less than € 50.5 but less than € 51.5	14.4 + 2.4 €/100 kg net (1)
	Not less than € 49.4 but less than € 50.5	14.4 + 3.2 €/100 kg net (1)
	Not less than € 48.4 but less than € 49.4	14.4 + 5.2 €/100 kg net (1)
	Less than € 48.4	14.4 + 79.8 €/100 kg net (1)
	From 1 to 31 October:	
	With an entry price per 100 kg net weight of:	
	Not less than € 82.6	14.4 (%)
	Not less than € 81.3 but less than € 82.6	14.4 + 1.3 €/100 kg net (1)
	Not less than € 80.5 but less than € 81.3	14.4 + 2.5 €/100 kg net (1)
	Not less than € 78.8 but less than € 80.5	14.4 + 3.8 €/100 kg net (1)
	Not less than € 77.6 but less than € 78.8	14.4 + 5 €/100 kg net (1)
	Less than € 77.6	14.4 + 79.8 €/100 kg net (1)

CHAPTER 7 EDIBLE VEGETABLES AND CERTAIN ROOTS AND TUBERS

0702	Tomatoes, fresh or chilled: (70701)	
0702 00 00 07	Cherry tomatoes (90001)	
ERGA OMNES (ERGA OMNES 1011)		
Import control of organic products (01-01-2017 -) (C0808)		R0834/07
Excluding: Switzerland (CH), Iceland (IS), Liechtenstein (LI), Norway (NO)		
[Show conditions]		
Third country duty (01-10-2018 - 31-10-2018) (90001)		R1925/17
[Hide conditions]		
V1	Import price must be equal to or greater than the entry price (see components) 62.60 EUR / 100 kg	Apply the amount of the action (see component) 14.40 %
V2	Import price must be equal to or greater than the entry price (see components) 61.30 EUR / 100 kg	Apply the amount of the action (see components) 14.40 % + 1.30 EUR / 100 kg
V3	Import price must be equal to or greater than the entry price (see components) 60.10 EUR / 100 kg	Apply the amount of the action (see components) 14.40 % + 2.50 EUR / 100 kg
V4	Import price must be equal to or greater than the entry price (see components) 58.80 EUR / 100 kg	Apply the amount of the action (see components) 14.40 % + 3.80 EUR / 100 kg
V5	Import price must be equal to or greater than the entry price (see components) 57.60 EUR / 100 kg	Apply the amount of the action (see components) 14.40 % + 5.00 EUR / 100 kg
V6	Import price must be equal to or greater than the entry price (see components) 0 EUR / 100 kg	Apply the amount of the action (see component) 14.40 % + 29.80 EUR / 100 kg

(1) WTO tariff quota.

【参考】日EU・EPAの関税削減スケジュールの見直し

日EU・EPAの譲許表のうち、水産品、ココアやその調製品などの一部には、「注釈(Note)」欄に「S」と記載された品目があります。これらの品目は、日EU・EPAの発効後5年目、あるいは双方が合意する場合にはその年のいずれか早いタイミングで見直しを行う品目です。なお、この見直しは、より迅速な関税引き下げまたは撤廃、入札手続きの簡素化、割当数量の増加、課徴金に関する問題への対処などの措置を通じて、市場アクセス条件を改善することを目指して行われます。

この見直し対象の品目について、日本あるいはEUが第三国と結ぶ国際協定によって、日EU・EPAで約束された待遇よりも有利な待遇(関税撤廃、割当数量など)が第三国に与えられる場合であって、当該待遇がEU又は日本の当該製品の市場における均衡に影響を及ぼすときは、日本とEUは本協定における当該品目の待遇の見直しを行います。この見直しは、日EU・EPAの待遇を、少なくとも第三国に対する扱いと同等とすることを目的として、当該国際協定の発効日から3カ月以内に開始し、6カ月以内に結論を得ることを目指して行うことが定められています。日EU・EPAにおいては、見直しを行うことを約束しているに過ぎず、結果については何ら予断するものではありません。

また、一方の締約国がMFN税率を引き下げ、その引き下げ後の税率が附属書2-Aで約束された税率を下回る場合は、当該MFN税率が日EU税率に優先して適用されます。

3-4-4

日EU税率を調べる④ ～関税率の計算方法～

関税には、①物品の価格に応じて一定割合が課されるもの（従価税）、②価格にかかわらず、輸入品の個数、重量等によって課されるもの（従量税）、の2種類があります。

日EU・EPAの関税率には、一般の関税率と同じように、価格に比例して関税額が算出される従価税と、数量を基準として関税額が算出される従量税の両方があります。

端数が発生する場合、従価税の場合には、小数点第2位以下を四捨五入する方法で統一されています。他方、従量税の端数の計算方法については、小数点第3位以下を四捨五入する方法が採られています。

課税価格の計算は、輸入貨物の取引価格をベースに算出されます。日本、EUはともに海上輸送の場合の課税標準として、保険料・運賃込み価格(CIF価格)を採用しています。

POINT：従価税と従量税とは？

■従価税

「●%」のように割合で示され、輸入品の「価格」に比例して関税額が算出されるものです。日EU・EPAの場合、小数点第2位以下を四捨五入します。

■従量税

「1kg 当たり●円」のように金額で示され、輸入品の個数、容積、重量などの「数量」を基準として関税額が算出されるものです。日EU・EPAの場合、小数点第3位以下を四捨五入します。

【参考】日EU・EPAの概要と譲許表リンク

日EU・EPAの概要、ならびに区分及び譲許表(関税撤廃・削減スケジュール)については、以下URLをご参照ください。

■日EU経済連携協定(EPA) 概要

➡ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html

■区分及び譲許表

➡ <https://www.mofa.go.jp/files/000382107.pdf>

- ・ EUの表についての注釈
Part2 Section A: Notes for the Schedule of the European Union
- ・ EUの譲許表
Part2 Section B: Schedule of the European Union

【参考】物品貿易に関するその他の留意点

■修理及び変更された製品の再輸入時の扱い：

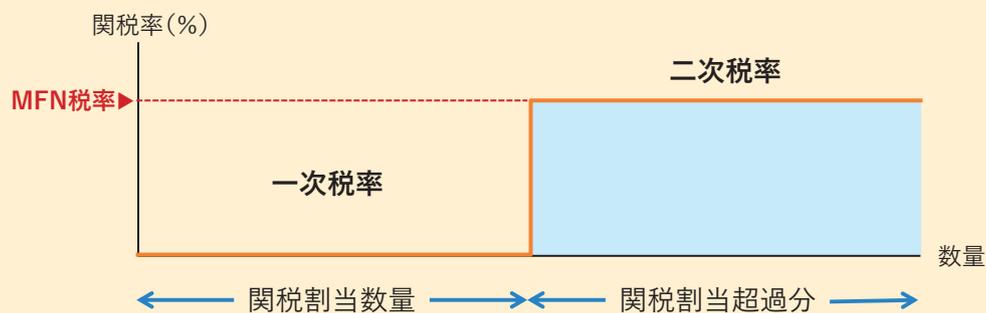
日本(あるいはEU)からEU(あるいは日本)に修理または変更のために輸出された後、当該産品が締約国の法令に定める期間内に再輸入される産品については、関税が課されることはありません。この場合において、当該修理または変更の結果、当該産品の価額を増加させたかどうかを問われません。

ただし、修理または変更は産品の本来の機能の回復を伴う形で、欠陥の是正や物的損害の回復などを目的とします。そのため、1) 産品の本質的な性質を失わせる、あるいは新しい、商業的に異なる産品を作る、2) 未完成品を完成品にする、3) 産品の機能を変更する、といった作業または工程はこれに該当しません。

■関税割当(Tariff Quota)とは：

関税割当制度とは、特定の品目について、一定数量以内の輸入品に限り、無税または低税率(一次税率)の関税を適用して、需要者に安価な輸入品の提供を確保する一方、この一定数量を超える輸入分については比較的高関税(二次税率)の関税を適用することによって、国内生産者の保護を図る制度です(図表3-15)。

図表3-15 関税割当二次税率一次税率関税率(%)



【参考】「World Tariff」の使い方

日本国内居住者の方は事前にユーザー登録をすれば、どなたでも無料でご利用できます。

ジェトロのウェブサイト経由で登録いただくことで、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。

登録・ログイン後、「HS Number Search」を選択すると②の画面が表示されます

輸出先、HSコードを上2桁→上4桁の順に項まで選択します。

下に表示されるHSコード一覧から該当コードを選択すると、輸出国別の関税率（③参照）が表示されます。

図表3-16「World Tariff」画面イメージ

①ユーザー登録・ログイン

以下のURLにアクセス

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外ビジネス情報 ▾ サービス ▾ 国・地域別に見る ▾ 目的別に見る ▾ 産業別に見る ▾

◆ > 目的別に見る > 輸出 > 世界各国の関税率

輸出

- ・ イベント情報
- ・ 世界のビジネスニュース (通商弘報)
- ・ 調査レポート
- ・ 動画レポート
- ・ マーケティング情報
- ・ 出版物
- ・ 輸出入に関する基本的な制度
- ・ 貿易・投資相談Q&A
- ・ 世界各国の関税率
- ・ 図解・貿易のしくみ
- ・ 通商公示
- ・ 輸出に関する実務相談
- ・ 輸出支援
- ・ ジェトロ活用事例
- ・ ジェトロ・トピックス

世界各国の関税率

このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特惠税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。

詳しく見る

初めての方 ← **ユーザー登録はこちらからお願いします**

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。

詳しく見る

登録ユーザーの方 ← **ログインはこちらからお願いします**

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。「利用方法」をご確認ください。

検索画面へ▶

②ログイン後の検索画面

乗用車 (HSコード: 8703) を検索した場合

輸出先を選択

類 (HSコード上2桁) を選択

項 (HSコード上4桁) を選択

HSコードを選択して検索

テキストで検索

HSコードを入力して検索

HSコード	品目の詳細 (Description)	単位	MFN税率
8703	MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:		
8703.10.01	-- With an electric motor, other than those falling under subheading 8703.10.02	piece	15%
8703.10.02	-- Golf carts	piece	15%
8703.10.99	-- Other	piece	15%
8703.21.01	Other vehicles, with spark-ignition internal combustion reciprocating piston engine:		
8703.21.02	--- Of a cylinder capacity not exceeding 1,000 cc:		
8703.21.99	--- Three-wheeled motorcycles, with differential and reverse gears, of the type known as all-terrain vehicles	piece	15%
8703.22.01	--- Used, other than those of subheading 8703.21.01	piece	50%
	--- Other	piece	20% +
	--- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc:		
	--- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02	piece	20% +

クリックして輸出国別の関税率を表示 (③へ)

③輸出国別の関税率表示画面

1,000cc以上、1,500cc以下の乗用車 (HSコード: 8703.22.01) を選択した場合

原産国毎の最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Afghanistan	20% +	MFN Applied
Algeria	20% +	MFN Applied
Japan	Free	Mexico-Japan Free Trade Agreement

注釈及び各年のEPA税率を表示

原産地規則を表示

Agreement Specific Rules of Origin	
Commodity Description	8703 MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:
	- Other vehicles, with spark-ignition internal combustion reciprocating piston engine:
8703.22	-- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc:
8703.22.01	--- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02
Mexico Rules of Origin	8703.21-8703.90 A change to subheading 8703.21 through 8703.90 from any other heading, provided there is a regional value content of not less than 65 percent.

Commodity Description	
	MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:
	- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc:
8703.22.01	--- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02
With a quota certificate issued by the Secretary of the Economy - Free	
Free - with quota	
JP-MX	8703.22.01
Base rate 30%	
2005	2006
2007	2008
2009	2010
2011	
25.7%	21.4%
17.1%	12.9%
8.6%	4.3%
Free	
JP-MX	
Quota: Within a quota of vehicles classified under sold in Mexico during the previous year - Free	
The quota shall be eliminated as of January-1, 2011.	

例えば日本から輸出をする場合は、Japanを参照します。

最も低い関税率が表示され、右欄にその関税率の内容 (MFN 税率適用か、既存の FTA/EPA 税率適用か) が示されます。さらに書類マークをクリックすることで、原産地規則や関税率に関する注釈、各年の FTA/EPA 税率などが表示されます。

4 原産地規則

日本からEUへの製品の輸出に際し、日EU・EPAの特恵関税を利用するためには、協定上で定められた基準を満たし、日本で生産された原産品としての資格を取得する必要があります。日EU・EPAの原産地規則では、規定された原産地基準と救済規定の中から事業者が利用しやすいものを選択し、原産品であることを申告することが可能になります。本章では日EU・EPAの原産地規則の内容について分かりやすく解説します。

4. 原産地規則

日本からEUへの製品の輸出に際し、日EU・EPAの特恵関税を利用するためには、日本で生産された原産品であることが必要です。製品が原産品であるかどうかを決定する規則が、原産地規則です。基本的な構成は、既存のEPA・FTAと同じですが、新しく導入された基準もあります。どのような製品が原産品と認められるのかについて、そのルールを解説します。

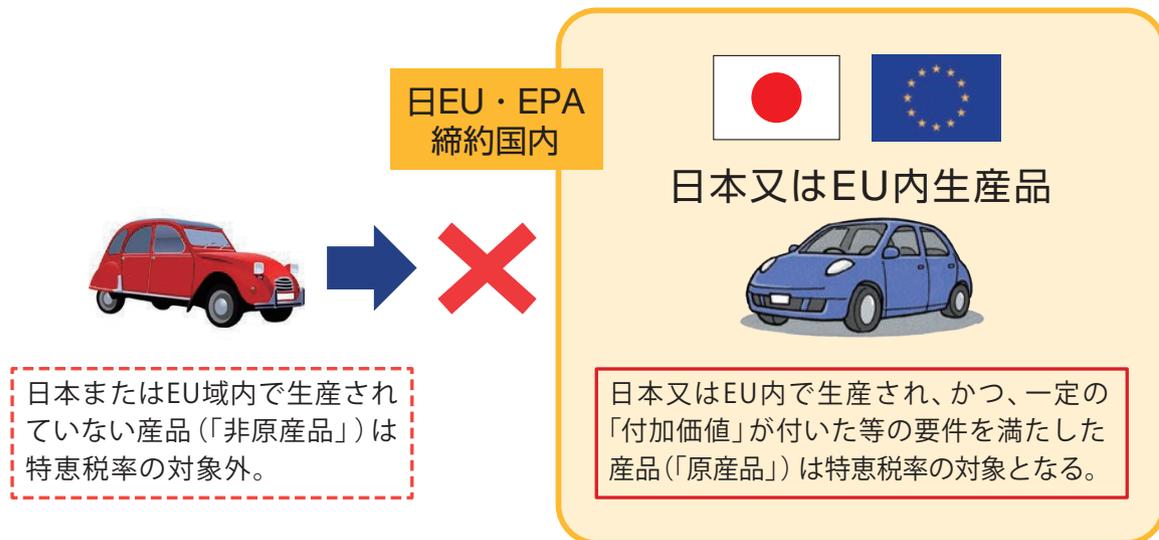
4-1-1 原産地規則の概要

原産地規則とは、輸出入される製品が当該締約国の原産品として認められるための規則。

日本又はEUで完全に得られる製品や、日本又はEU以外の第三国から輸入した材料を使用して生産された製品であって、品目ごとに定められた品目別原産地規則(PSR: Product-Specific Rules of Origin)を満たした「原産品(originating product)」が、日EU・EPAで定める特惠税率の対象となります。

原産地規則には、日本及びEU以外の国で生産された製品が、不当に日EU・EPAによる特惠税率の恩恵を受けることを防ぐ意味合いもあります(迂回防止)。

図表4-1 原産地規則の概要



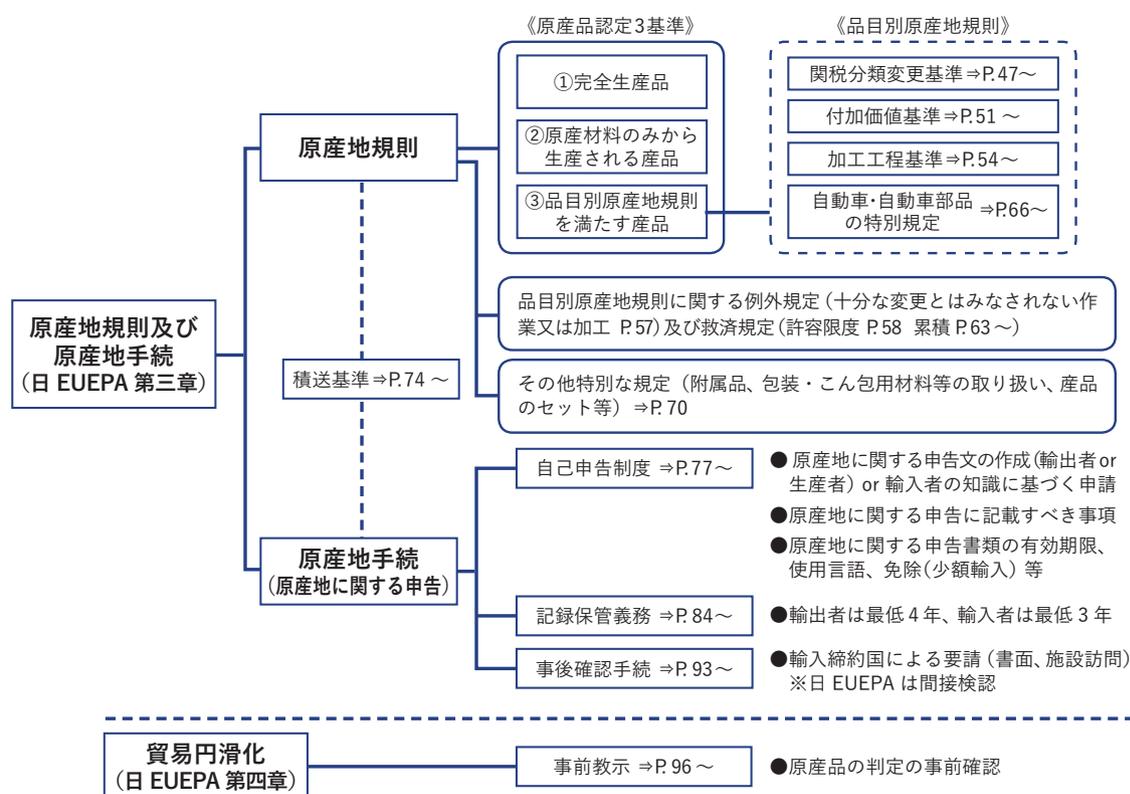
右側の自動車は、日本又はEUで一定の「付加価値」をつけて生産された(品目別原産地規則(PSR)に定められた要件を満たした)ため、日EU・EPAの特惠税率が適用される原産品として認められます。

他方、左側に示している自動車は、日本、EU以外の第三国で生産されたため、特惠税率の対象外である非原産品として扱われます。

4-1-2 原産地規則の全体像

ここでは、日EU・EPAにおける原産地規則および原産地手続の全体像をまとめています。日EU・EPAの原産地規則は第3章で規定され、他のEPA・FTAと同じように、原産品であるかどうかの判断基準である原産地規則と、それを証明するための手続面のルールである原産地手続とで構成されています。また、原産品かどうかについて事前に輸入国税関に回答を求める事前教示制度が、第4章「税関に係る事項及び貿易円滑化」に規定されていますが、原産地規則に密接に関連する制度です。本書では、原産地規則については本項で、原産地手続については「5. 原産地手続」で、事前教示については巻末の「その他 EUの事前教示制度」で説明しています。

図表4-2 原産地規則の全体像



上の図では、日EU・EPAにおける原産地規則および原産地手続の構成を示しています。原産地規則には、大きく3種類の原産性の判断基準があります (①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③品目別原産地規則 (PSR) を満たす産品)。そして、③PSRを満たす産品には、関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準の3種類の要件が規定されています。さらに日EU・EPAでは、自動車・自動車部品の原産地規則について特別な規定を設けています。また、日本及びEU域内の加盟国で連携して生産、加工を行う際の累積の規定や、原産品を輸送する際の規則である積送基準 (変更の禁止) があります。原産地手続は自己申告制度が採用されており、日EU・EPAを利用する事業者自身が、産品が原産地規則を満たす原産品であることを証明します。これに対し、輸入国税関は、産品の原産性について確認する権限があり、輸出国税関を通じた書面又は輸出国税関による施設訪問による確認が入る場合があります。

4-1-3 日EU・EPAにおける原産性の判断基準

他のEPA同様、①完全生産品、②原産材料のみから生産される製品、③非原産材料を使用し附属書の品目別原産地規則(PSR)を満たす製品は、協定上の原産品となります。

以下で、①完全生産品、②原産材料のみから生産される製品、③品目別原産地規則(PSR)を満たす製品のそれぞれについて、具体的なイメージを解説しています。農産品や鉱物資源については①完全生産品、工業製品については③PSRを満たす製品の基準を採用することが多く、②原産材料のみから生産される製品は加工食品等や部品点数の少ない鉱工業製品で用いられることが多い基準です。

①完全生産品

②原産材料のみから生産される製品

③品目別原産地規則(PSR)を満たす製品

①完全生産品

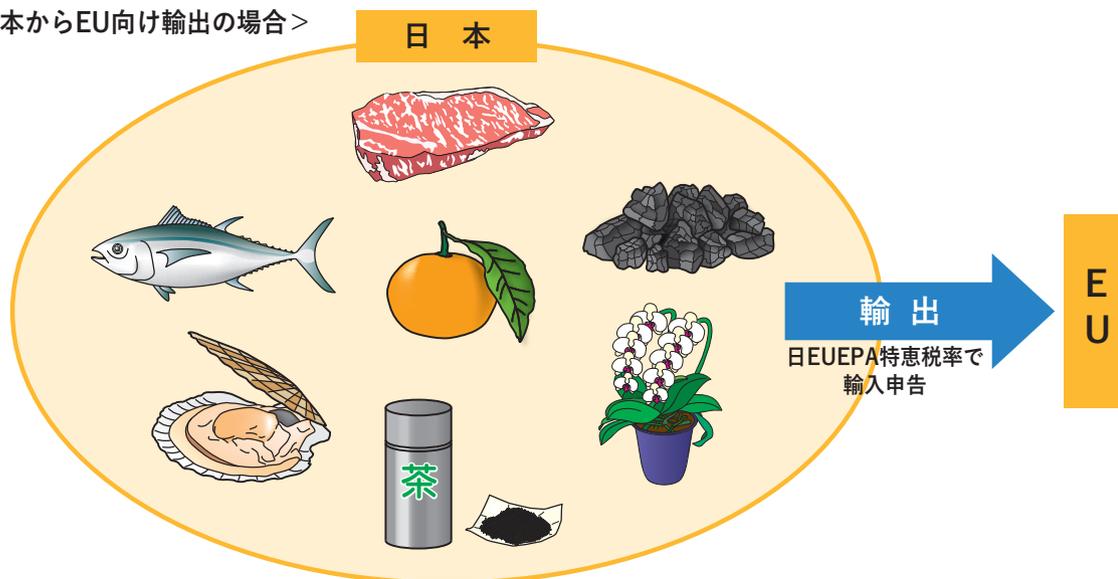
日本国内(EU原産の場合はEU域内)で完全に得られ、又は生産される製品は、原産品となります。具体的には農水産品(動植物・魚介類等)、鉱物資源などが該当します。

《完全生産品の具体的品目》

- 締約国内で収穫等された植物等
- 生きている動物であって、締約国内で生まれ、かつ成育されたもの
- 生きている動物から得られる製品
- とさつされた動物から得られる製品
- 締約国内で狩猟、漁ろう等により得られる動物
- 締約国内で養殖によって得られる製品
- 締約国内で抽出・採掘された鉱物等
- 締約国の船舶により特定の条件を満たす領海外の海等で採捕された魚介類等
- 締約国の工船上で前項に規定される製品のみから生産される製品
- 特定の条件を満たす締約国外の海底又はその下から得られる製品(国際法に基づく)
- 締約国における生産から生ずる廃品又はくず
- 特定の条件を満たす原材料の回収のみに適する廃品又はくず
- これら上記に規定される製品又はこれらの派生物のみから生産される製品

図表4-3 完全生産品

<日本からEU向け輸出の場合>

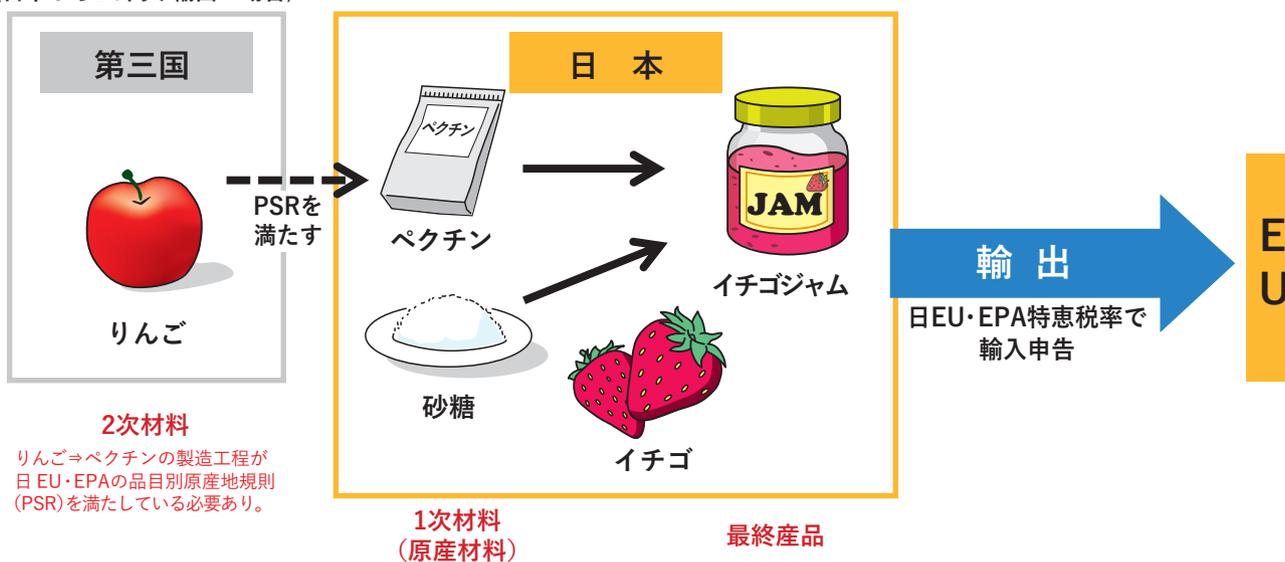


②原産材料のみから生産される産品

- 生産に直接使用された材料(一次材料)のすべてが原産材料であるもの。
- 直接使用される材料(一次材料)の生産に使用される材料(二次材料)の中に、非原産材料(日本又はEU以外の第三国で得られた材料)が含まれていても、当該一次材料が次に解説する品目別原産地規則(PSR)を満たしていればよいこととなっています。

図表4-4 原産材料のみから生産される産品

<日本からEU向け輸出の場合>



③品目別原産地規則(PSR)を満たす産品

- 非原産材料を使用して生産された産品であっても、締約国内での加工等の結果として、当該材料に実質的変更があった場合、その産品を原産品と認めるもの。
- 実質的変更の基準を定めたものがPSRであり、PSRは関税分類(HSコード)ごとに基準が定められています。
- その基準は以下の3基準に分類されます。
 - ①関税分類変更基準：非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類(HSコード)の変更があること。
 - ②付加価値基準：非原産材料に、一定以上の付加価値を付加すること。
 - ③加工工程基準：非原産材料に特定の加工(例：化学品の化学反応)がなされること。
- PSRで基準が選択できるよう定められている場合には、そのうちのいずれかを満たせばよいこととなり、事業者が各産品で満たしやすい(証明しやすい)基準を選択できます。ただし、PSRにおいて複数の要件を同時に満たすことが求められている場合もあります(例：HS31類肥料、HS42類革製品、HS64類履物、HS76類アルミニウム製品など)。

図表4-5 PSRを満たす産品



【参考】品目別原産地規則(PSR)

品目別原産地規則は、日本側、EU側共通です。以下リンクよりご参照ください。

「附属書3-B 品目別原産地規則」(和文)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382068.pdf>

「Annex 3-B : PRODUCT SPECIFIC RULES OF ORIGIN」(英文)

<https://www.mofa.go.jp/files/000382118.pdf>

4-1-4 品目別原産地規則(PSR)による 原産性判定方法① 関税分類変更基準

すべての非原産材料の関税分類(HSコード)と最終製品のHSコードの間に一定の変更がある場合に、原産性を認めるのに十分な加工が国内でなされたとして原産品と認める基準です。

求められるHSコード変更の桁数のレベルは3種類あります。

- ①「**CC**」(Change of Chapter、「類」の変更)という場合は上2桁での変更。
- ②「**CTH**」(Change of Tariff Heading、「項」の変更)という場合は上4桁での変更。
- ③「**CTSH**」(Change of Tariff Subheading、「号」の変更)という場合は上6桁での変更。

どのレベルで変更すれば原産品と認められるかは、品目により異なるため、附属書3-Bの品目別原産地規則(PSR)を確認する必要があります。

品目別原産地規則(PSR)は、表の形式で、HSコードごとにルールを掲載しています。

◆HSコード上2桁(「**CC**」=“Chapter、類”)の変更の例

旅行用バッグ(HS42.02)製造のため、加工を日本国内で行う場合

品目別原産地規則(PSR)には、「**CC**」とある。

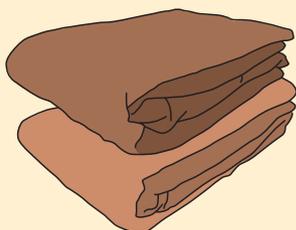
旅行用バッグの材料には、たとえば綿織物が含まれる(HS52.08)。

第三国産の綿織物は非原産材料だが、日本国内で旅行用バッグへと加工されることにより、HSコードの上2桁での変更がある(第52類→第42類)。

従って、「類」レベルでの変更があるため、原産品と認められる。

図表4-7 HSコード上2桁の変更の例

域外国A国産綿織物
(HSコード: 52.08)



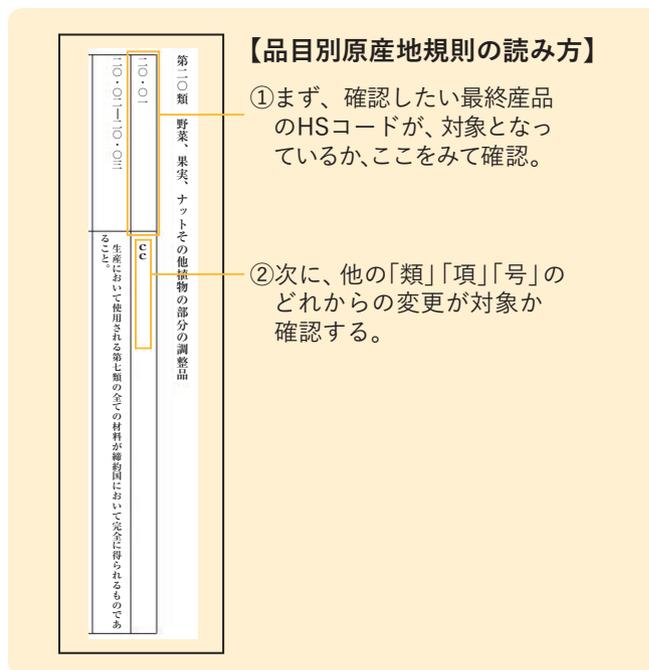
日本国内における加工



旅行用バッグ
(HSコード: **42.02**)



図表4-6 品目別原産地規則(PSR)の読み方



◆HSコード上4桁(「CTH」=“Heading、項”)の変更の例

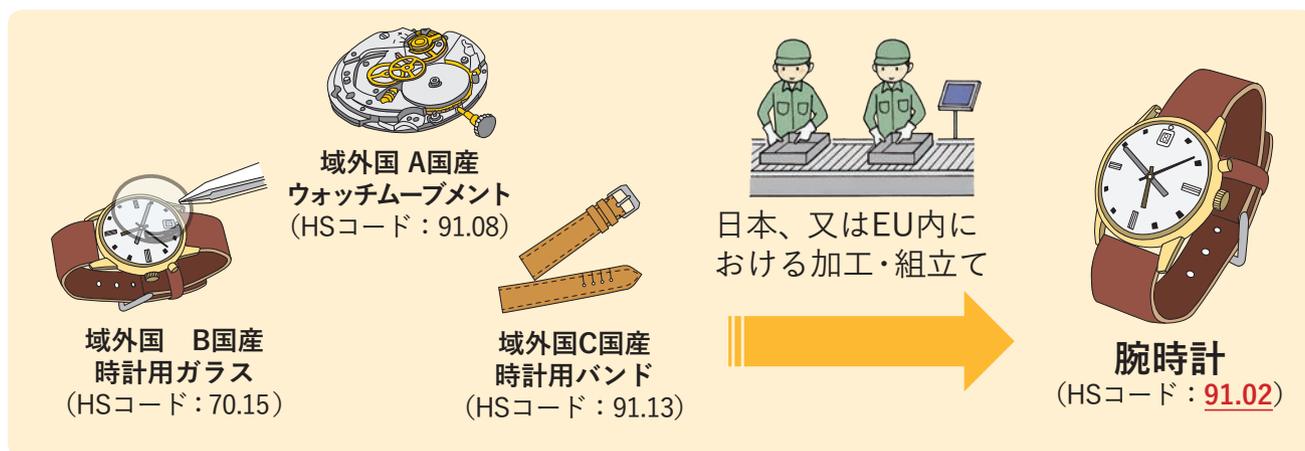
腕時計(HS91.02) 製造のため、加工・組立てを日本国内で行う場合

品目別原産地規則(PSR)には、「CTH」とある(注)。

腕時計の部品は、たとえばウォッチムーブメント(HS91.08)、時計用ガラス(HS70.15)、バンド(HS91.13)。域外国A国産ウォッチムーブメント、域外国B国産時計用ガラス、域外国C国産革バンドは、すべて非原産材料だが、日本もしくはEU内での加工・組立てによって、HSコードの上4桁での変更がある。従って、項レベルでの変更があるため、原産品と認められる。

■注 腕時計(HS91.02)のPSRは、関税分類変更基準又は付加価値基準の選択制。

図表4-8 HSコード上4桁の変更の例



◆HSコード上6桁(「CTSH」=“Subheading、号”)の変更の例

宝飾用ダイヤモンド(HS7102.39) 製造のため、加工を日本国内で行う場合

品目別原産地規則(PSR)には、「CTSH」とある。

原料となるダイヤモンドの原石(HS7102.31)は、非原産材料だが、日本国内での加工によって、HSコードの上6桁での変更がある。

従って、号レベルでの変更があるため、原産品と認められる。

図表4-9 HSコード上6桁の変更の例



◆例外として、変更が認められない場合に注意

アルコール飲料(HS22.03～22.06)を日本で製造し、EU向けに輸出する場合

品目別原産地規則(PSR)は、以下となっている。

「CTH(①第22.07項及び第22.08項の材料からの変更を除く)。

ただし、次のすべての要件を満たすことを条件とする。

- ②生産において使用される第0806.10号、第2009.61号及び第2009.69号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
- ③生産において使用される第四類の非原産材料の重量が製品の重量の40%を超えないこと。
- ④生産において使用される第17.01項及び第17.02項の非原産材料の総重量が製品の重量の40%を超えないこと。」

図表4-10 アルコール飲料で、変更の除外項目となっているもの/非原産材料の重量割合に制限があるもの

【アルコール飲料で、変更の除外項目となっているもの】

22.07	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかに問わない。)
22.08	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料

【アルコール飲料で、非原産材料の重量割合に制限があるもの】

0806.10	ぶどう(生鮮のもの)	すべての材料が日本又はEU内で完全に得られるものであること
2009.61	ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)(ブリックス値が30以下のもの)	
2009.69	ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)(その他のもの)	
第4類	乳製品、卵、天然はちみつ等	非原産材料の重量が製品の重量の40%を超えないこと
17.01	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る。)	非原産材料の総重量が製品の重量の40%を超えないこと
17.02	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香料料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)及びカラメル	

750ml(重量換算750gとする)のワインの場合、日本原産品と認められるために、以下すべてを満たす必要がある。

- 生産に使用される非原産材料は、「項」レベルでHSコードの変更があること。
- ただし、生産に使用されるエチルアルコールについては、すべて日本の完全生産品であること。
- 材料に含まれるぶどう及びぶどう搾汁については、すべて日本の完全生産品であること。
- 材料に含まれる糖類のうち、第三国産の糖類の重量は、製品(ワイン)の重量(750g)の40%以内、すなわち300g以内であること。

同軸ケーブル(HS8544.20)製造のため、加工・組立てを日本国内で行う場合

品目別原産地規則(PSR)には、「CTH、MaxNom50%(EXW)、又はRVC55%(FOB)」とある(注)。
ただし、「CTH」の後ろに括弧書きで「74.08、74.13、76.05、76.14からの変更は除く」と記されている。
関税分類変更基準の適用を選択する場合、「」に記述された品目からの変更は認められない。すなわち、これらの品目は日本もしくはEU原産でなければならないことを意味する。

(注)同軸ケーブル(HS8544.20)のPSRは、関税分類変更基準もしくは付加価値基準の選択制。

図表4-11 同軸ケーブルで、変更の除外項目となっているもの

74.08	銅の線
74.13	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除く。)
76.05	アルミニウムの線
76.14	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除く。)

4-1-5 品目別原産地規則(PSR)による 原産性判定方法②付加価値基準

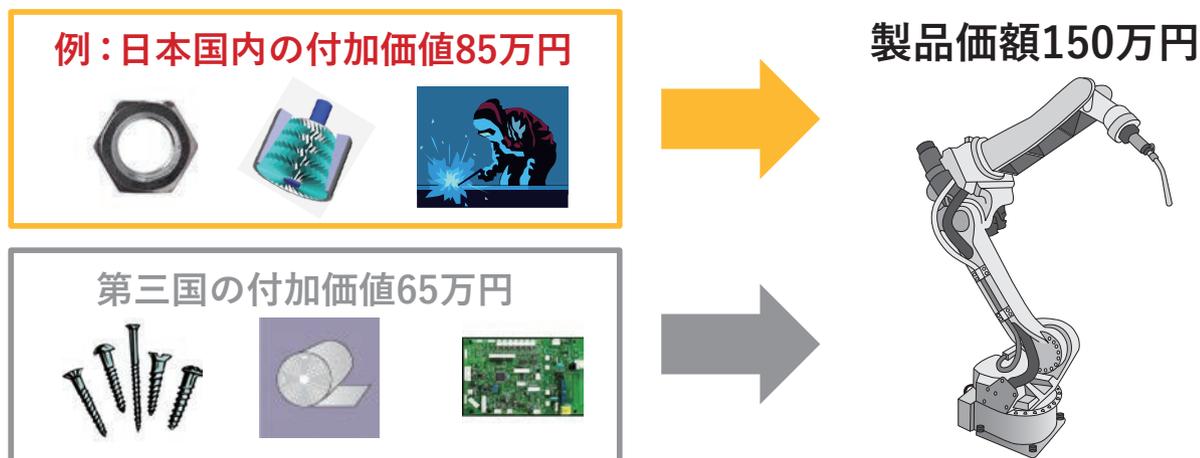
日本又はEU域内で付加された価値により原産性を証明する方法です。
一定の付加価値が日本国内(又はEU域内)で付加された場合に、原産品と認める基準です。

図表4-12 付加価値基準の概念

(参考) 産業用ロボット (HS8479.50) の品目別原産地規則(PSR)

産業用ロボットについて、控除方式(次頁参照)による付加価値基準を用いる場合は55%。

締約国域内の付加価値 (RVC) = $(150-65)/150 = 57\% \geq 55\% =$ **原産品**



産業用ロボット (HS8479.50) のPSRでは、控除方式による付加価値基準を用いる場合は55%以上の域内原産割合 (Regional Value Content; RVC) が必要となっています。

上図のように、日本国内での付加価値が85万円、締約国以外の第三国での付加価値が65万円となる場合、製品価額150万円に占める域内付加価値は57%で、55%以上であるため、原産品として認められます。

◆付加価値基準の計算方式

日EU・EPAでは、品目別原産地規則(PSR)で定める付加価値基準について、事業者が2つの計算方式、すなわち①控除方式の域内原産割合(RVC)、②非原産材料の最大割合(Maximum value of non-originating materials; MaxNOM)のうち、より有利な計算方式を選択できる仕組みが採用されています。

図表4-13 付加価値基準の計算方式

計算方式A 控除方式の域内原産割合(RVC)

$$\frac{(\text{産品の本船渡し仕の価額(FOB)} - \text{非原産材料の価額(VNM)})}{\text{産品の本船渡し仕の価額(FOB)}} \times 100 \geq \text{閾値}$$

計算方式B 非原産材料の最大割合(MaxNOM)

$$\frac{\text{非原産材料の価額(VNM)}}{\text{産品の工場出し仕の価額(EXW)}} \times 100 \leq \text{閾値}$$



◆控除方式の域内原産割合(RVC)の具体例

控除方式では、域内原産割合を、産品の価額から非原産材料の価額(VNM)を差し引く方法で割り出し、産品の価額に占める域内原産価額の割合が、品目別原産地規則(PSR)で定められた割合以上である場合に、原産品と認められます。

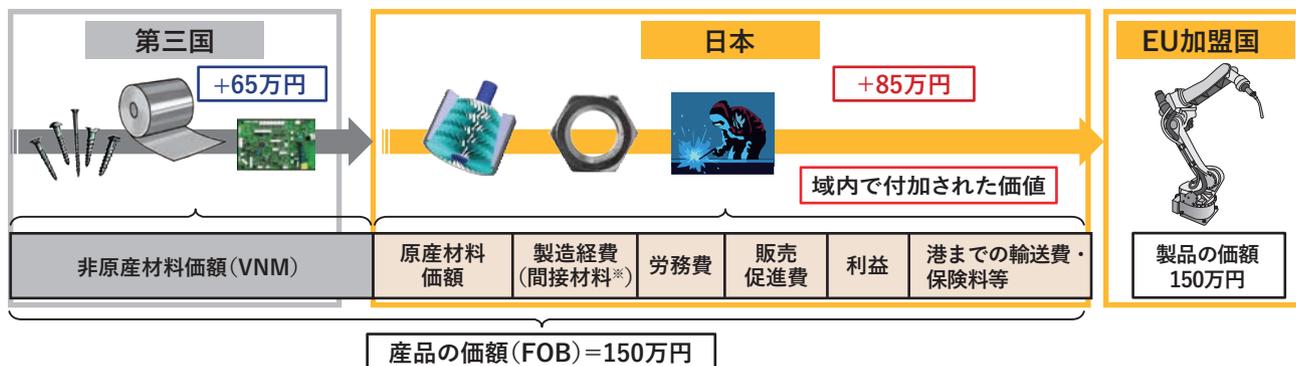
非原産材料の中には、原産材料であることが確認できない材料を含みます。

控除方式の域内原産割合の場合、産品の価額は「本船渡し仕の価額(FOB)」をベースとします。

図表4-14 控除方式による付加価値基準の例

産業用ロボット(HS8479.50)の例

控除方式による付加価値基準を用いる場合は**55%以上の域内での付加価値が必要**。



【公式】

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{VNM}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{150\text{万円} - 65\text{万円}}{150\text{万円}} \times 100 = 57\% \geq 55\%$$

⇒従って、この産業用ロボットはRVCが55%以上のため、原産品と認められる。

◆非原産材料の最大割合(MaxNOM)方式の具体例

非原産材料の最大割合(MaxNOM)方式では、製品の価額に占める非原産材料の価額(VNM)の割合が、品目別原産地規則(PSR)で定められた割合以下である場合に、原産品と認められます。

非原産材料の最大割合方式の場合、製品の価額は「工場出し価額(EXW)」をベースとします。
(産業用ロボット(HS8479.50)の例)

図表4-15 非原産材料の最大価額方式による付加価値基準の例

産業用ロボット(HS8479.50)の例

非原産材料の最大価額方式を用いる場合は、工場出し価額に占める非原産材料の価額の割合が**50%以下である必要**。



【公式】

$$\text{MaxNOM}(\%) = \frac{\text{VNM}}{\text{EXW価額}} \times 100 = \frac{65\text{万円}}{145\text{万円}} \times 100 = 45\% \leq 50\%$$

⇒従って、この産業用ロボットはMaxNOMが50%以下のため、原産品と認められる。

なお、「本船渡し価額(FOB)」に含まれ、「工場出し価額(EXW)」に含まれない価値として、港までの輸送費や、保険料などが挙げられます。日EU・EPAでは、RVC方式とMaxNOM方式で、どの品目も共通に割合の差(5%)を設けていますが、これらのコストは工場から港までの距離など、製品の状況によって様々であることから、各事業者はより有利な方式を選択することが可能です。

※ 間接材料は、協定第3.13条で「中立的な要素」と定義され、産品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、原産品としての資格を決定する必要はないとされている。中立的な要素は、①燃料、エネルギー、触媒及び溶剤、②当該産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品、③手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品、④機械、工具、ダイス及び鋳型、⑤設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料、⑥生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑油、グリース、コンパウンド材その他の材料、⑦産品に組み込まれない他の材料であって、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に証明することができるものを指す。

4-1-6

品目別原産地規則(PSR)による 原産性判定方法③加工工程基準

非原産材料に対し、日本又はEU域内で品目別原産地規則(PSR)で定める特定の加工がおこなわれたことを以て原産品と認める基準です。化学品や繊維製品などのPSRで採用されています。

◆化学品の加工工程基準の例

品目別原産地規則(PSR)でどのような加工工程を経れば原産品として認められるかが定められており、例えばHS27～39類の化学品については、「化学反応」、「精製」、「混合及び調合」、「粒径の変更」などが規定されているものがあります。

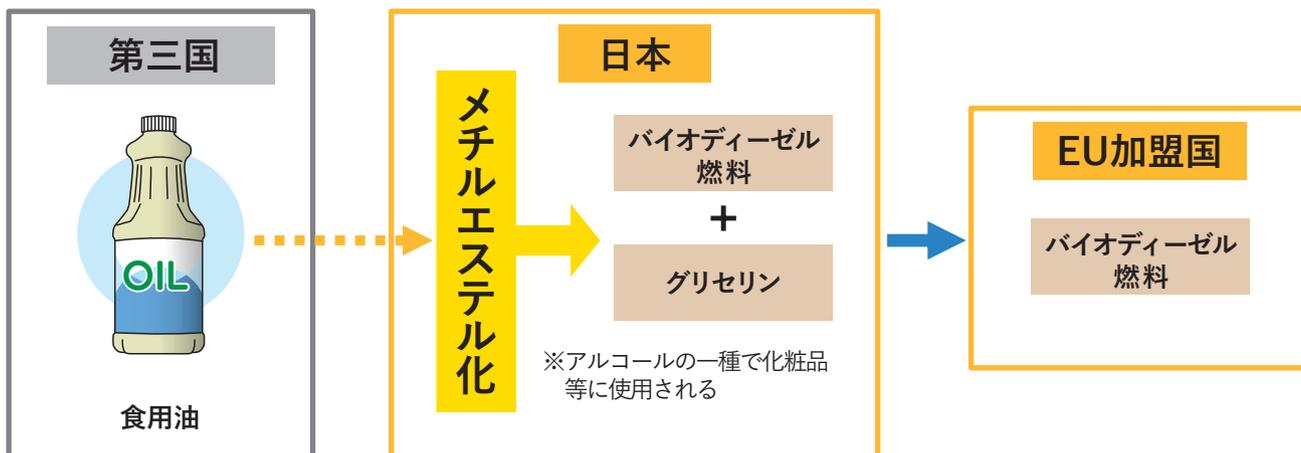
下の図の例では、材料である食用油を第三国より輸入し、日本においてメタノールを加えてバイオディーゼル燃料を製造しています。

この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応(エステル化反応)が施されていることから、バイオディーゼル燃料は加工工程基準(この例の場合、エステル化を経ていること)を満たし、日本の原産品と認められます。

(参考) バイオディーゼル(HS38.26)のPSR

「生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によってバイオディーゼルが得られること」

図表4-16 バイオディーゼル(HS38.26)のPSR



化学品に用いられる加工工程基準の例

(1)「生物工学的工程」

- ①微生物(細菌、ウイルス(ファージを含む。)等)又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養(細胞培養を含む。)、交配又は遺伝子の改変
- ②細胞構造若しくは細胞間構造の生成、単離若しくは精製(例えば、単離された遺伝子、遺伝子断片及びプラスミド)又は発酵

(2)「粒径の変更」

製品の粒径の意図的なかつ制御された改変(破碎又は圧縮のみによるものを除く。)であって、当該変更の結果として生ずる製品の用途に関する特定の粒径、粒径分布又は表面積を有し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品を生ずるもの

(3)「化学反応」

分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的なものを含む。)

ただし、①水その他の溶媒への溶解、②溶媒(溶媒水を含む。)の除去、③結晶水の追加又は除去は、化学反応とはみなさない。

(4)「蒸留」

- ①常圧蒸留(蒸留塔において石油を石油留分に分離する工程であって、沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するもの)。石油の蒸留により生産される製品には、液化石油ガス、ナフサ、ガソリン、灯油、ディーゼル油又は暖房油、軽質の軽油及び潤滑油を含めることができる。
- ②減圧蒸留(常圧よりも低い気圧で行われる蒸留(分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。))。減圧蒸留は、軽質から重質までの減圧軽油及び残渣(ざんさ)油を生産するため、沸点が高く、かつ、熱に反応しやすい材料(石油に含まれる重質留分等)の蒸留に使用される。

(5)「異性体分離」

異性体の混合物からの異性体の単離又は分離

(6)「混合及び調合」

専ら所定の仕様と合致させるための材料の意図的なかつ比例して制御された混合又は調合(分散を含み、希釈剤の添加を除く。)であって、その結果として、製品の用途に関係し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品の生産が行われるもの

(7)「標準物質の生産」

分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であって、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されるものの生産

(8)「精製」とは、存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

◆繊維及び繊維製品の原産地規則

糸(Yarn)、生地(Fabrics)や衣類などの繊維製品では、主に加工工程基準が採用されており、満たすべき基準を品目別原産地規則(PSR)で品目ごとに規定しています。他方、繊維(Fiber)については、原則として関税分類変更基準を採用しています。

基本的な考え方として、日本が締結してきた多くのFTA/EPAと同様、多くの品目で①「紡ぐ」、②「織る／編む」、③「裁断・縫製」のうち、2つ以上の工程を原則として日本もしくはEU域内において行うことを求める「二工程ルール」が採用されています。実際に満たすべき工程は、この考え方に基づき、品目ごとにPSRで具体的に指定されています。

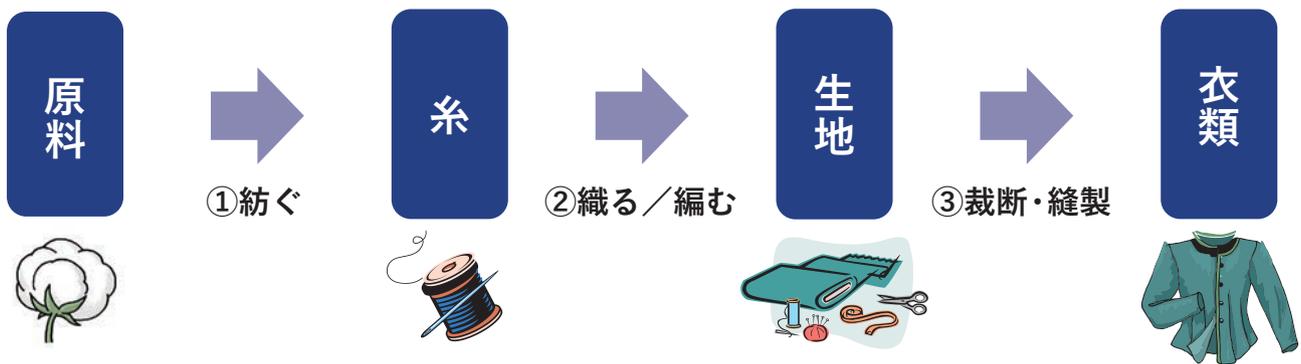
糸や生地(Fabrics)の染色も、「二工程」のうちの一工程としてカウントします。

糸(Yarn)については、綿などの原料を第三国から輸入する場合、原則として締約国域内で紡績されることが原産性を満たす要件となっています。

各品目におけるPSRの内容は46ページにあるリンクよりご参照ください。

さらに、繊維・繊維製品については、PSRを満たさない場合の許容限度(デミニマス)を別途詳細に規定しています(58ページ参照)。

図表4-17 繊維・繊維製品の「二工程ルール」



これらの工程のうち、品目ごとにPSRが定める工程の組み合わせを、日本又はEUで行う必要がある。

4-2 品目別規則に関する例外規定 十分な変更とはみなされない作業又は加工(ミニマルオペレーション)

締約国における製品の生産において、非原産材料に対して以下の1又は2以上の作業又は加工のみが行われる場合には、品目別原産地規則(PSR)を満たしていたとしても十分な変更とはみなされず、当該製品は原産品と認められません。

- (a) 輸送又は保管の間に当該製品を良好な状態に保つことを確保することのみを目的とする保存のための工程(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する工程
- (b) 改装
- (c) 仕分
- (d) 洗浄、浄化又は粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去
- (e) 紡織用繊維及びその製品のアイロンがけ又はプレス
- (f) 塗装又は研磨の単純な工程
- (g) 穀物及び米について、殻を除き、一部若しくは全部を漂白し、研磨し、又は艶出しする工程
- (h) 砂糖を着色し、これに香味を付け、若しくはこれを角砂糖とするための工程又は固体の砂糖の一部若しくは全部を粉砕する工程
- (i) 果実、ナット又は野菜の皮、核又は殻を除く工程
- (j) 研ぐこと、単純な破碎又は単純な切断
- (k) ふるい分け、選別、分類、格付又は組み合わせる工程(物品をセットにする工程を含む。)
- (l) 瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に単純に詰めること、カード又は板への単純な固定その他の全ての単純な包装工程
- (m) 製品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
- (n) 製品の単純な混合(異なる種類の製品の混合であるかどうかを問わない。)(※)
(※) この条の規定の適用上、製品の単純な混合には、砂糖の混合を含む。
- (o) 単に水を加えること、希釈、脱水又は製品の変性(※)
(※) この条の規定の適用上、変性は、特に、毒性を有する物質又はひどい味の物質の添加による食用に適しない製品の製造を意味する。
- (p) 完成した物品若しくは統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成したものと
して分類される物品とするための部品の単純な収集若しくは組立て又は製品の部品への分解
- (q) 動物のとさつ

4-3 品目別規則(PSR)に関する救済規定

品目別原産地規則(PSR)に規定された基準を満たさない場合でも、各種救済規定を活用することにより、原産地規則を満たすことが可能になることもあります。日EU・EPAでは、TPP11と同様、デミニマスなど従来のFTAでも導入されていた規定に加え、原産地規則の達成をサポートする複数の新たな救済規定が盛り込まれています。

4-3-1 デミニマスルール

デミニマス/デミニミスとは日本語では「僅少の非原産材料」と訳されますが、輸出産品(繊維以外)の取引価額の10%以下の非原産材料であれば、ごく僅かな非原産材料として無視できるというルールです。日EU・EPAでは、「許容限度」という名称で第3.6条に規定されています。

本ルールは、関税分類変更基準を用いる際での利用が想定されています。

具 体 例

第三国産の輸入部品(クラッチの部品2品)を組み込んでFOB価額300ドルのクラッチ(HS8708.93)を生産し、日EU・EPAの特恵税率を適用してドイツ向けに輸出する場合。

- クラッチの品目別原産地規則(PSR)は、「CTH」(関税分類(HSコード)の「項」の変更)、もしくは域内原産割合55%の付加価値基準。
- 輸出する商品と同じ「項」(HS8708.93)に分類される輸入部品(非原産材料)を2個使用するため(8708の品名は「自動車の部分品」)、PSRに定められた「CTH」(項の変更)を満たすことができない。
- しかし、当該クラッチ部品の輸入(CIF)価額は15ドルと10ドルで合計25ドル。HSコードが変更しない非原産材料の価額合計は、FOB価額の10%以下である($25 \div 300 = 8.33\%$)。よってデミニマスルールを適用することで、原産品となる。

4-3-2 繊維および繊維製品のデミニマスルール

繊維および繊維製品(第50類～第63類)については、以下の二通りのデミニマスルールが規定されています。

1. 重量によるデミニマスルール(附属書3-A 注釈7)

以下の二つの要件を満たす場合にデミニマスルールが適用され、ごく僅かな非原産材料として、その非原産材料を無視することができます。(附属書3-A注釈7 2)

- (1) 産品が二以上の「基本的な紡織用繊維」(図表4-18)を含むこと。
- (2) 非原産である基本的な紡織用繊維の重量の合計が生産において使用されるすべての基本的な紡織用繊維の総重量の10%を超えないこと。

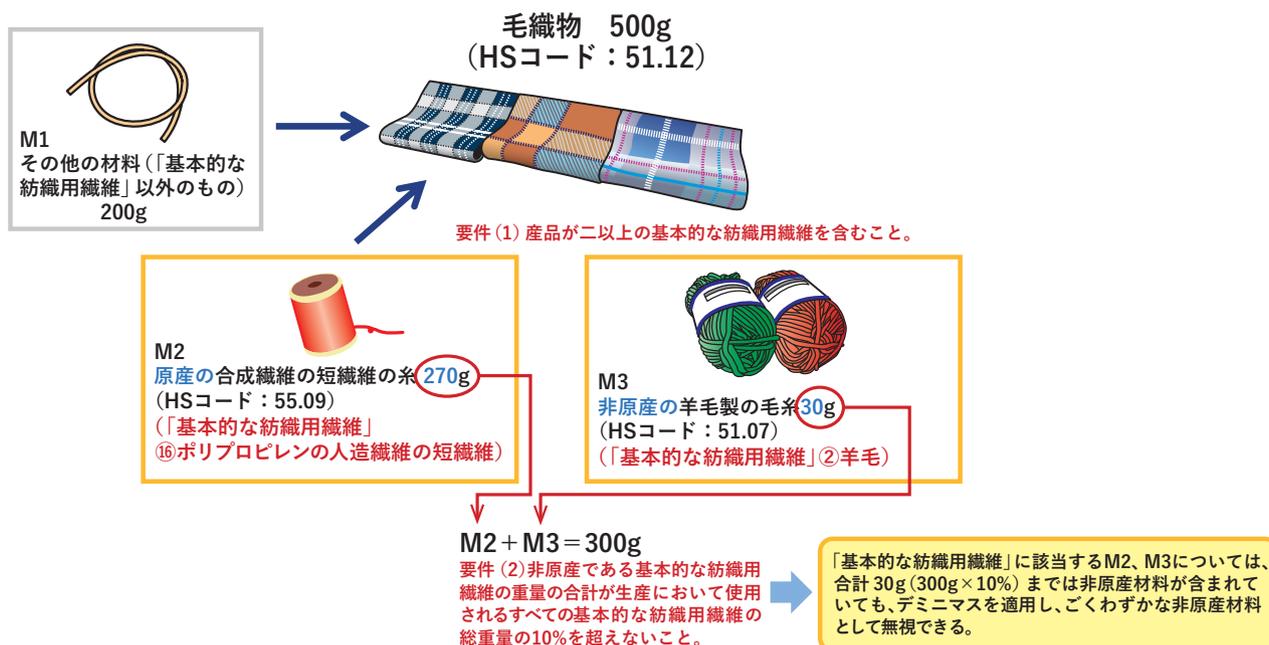
図表4-18 日EU・EPAで定義される「基本的な紡織用繊維」(附属書3-A注釈7 1)

①絹	⑳ポリイミドの人造繊維の短繊維*
②羊毛	㉑ポリテトラフルオロエチレンの人造繊維の短繊維*
③粗獣毛	㉒ポリフェニレン硫化物の人造繊維の短繊維*
④織獣毛	㉓ポリ塩化ビニルの人造繊維の短繊維*
⑤馬毛	㉔その他の人造繊維の短繊維*
⑥綿	㉕ビスコースレーヨンの人造繊維の短繊維**
⑦製紙用原料及び紙	㉖その他の人造繊維の短繊維**
⑧亜麻	㉗ポリエテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸 (ジンプヤーンであるかないかを問わない。)
⑨大麻	㉘ポリエステル製の柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸 (ジンプヤーンであるかないかを問わない。)
⑩ジュートその他の紡織用韌皮繊維	㉙アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムのはくの芯(アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。)から成るストリップであって、幅が五ミリメートル以下のものうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間に挟まれたものを組み込んだ第56.05項(金属を交えた糸)の産品
⑪サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維	⑳第56.05項のその他の産品
⑫ココヤシ、アバカ、ラミーその他の植物性紡織用繊維	㉑ガラス繊維
⑬人造繊維の長繊維*	㉒金属繊維
⑭人造繊維の長繊維**	
⑮導電性の長繊維	
⑯ポリプロピレンの人造繊維の短繊維*	
⑰ポリエステルの人造繊維の短繊維*	
⑱ポリアミドの人造繊維の短繊維*	
㉑ポリアクリロニトリルの人造繊維の短繊維*	

* 合成繊維のものに限る

** 再生繊維又は半合成繊維のものに限る。

図表4-19 重量によるデミニマスルールの具体例(附属書3-A注釈7 2)



さらに、特定の製品については、より詳細なデミニマスルールが設けられています。

図表4-20 特定の製品のデミニマスルール

● 獣毛もしくは綿を原料とする糸(51.06～51.10、および52.04～52.07)

非原産である人造繊維を天然繊維の紡績の工程において使用することが可能。ただし、当該人造繊維の総重量が製品の重量の40%を超えないことが条件。

(附属書3-A注釈7 5)

● 非原産の「ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸(ジンプヤーンであるかないかを問わない)」を含む場合、同材料は繊維総重量の20%を限度として使用可能(注)。

(附属書3-A注釈7 3)

● 非原産の「アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯(アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない)から成るストリップであって、幅が五ミリメートル以下のもののうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの上に挟まれたもの」を含む場合、同材料は繊維総重量の30%を限度として使用可能(注)。

(附属書3-A注釈7 4)

(注)ただし、その他の非原産である基本的な紡織用繊維については、10パーセントを超えてはならない。

2. 価額によるデミニマスルール(附属書3-A注釈8)

第61類、第62類(衣類及び衣類附属品)、第63.01項～第63.06項(紡織用繊維のその他の製品)の製品の生産にあたり、以下の二つの要件を満たす場合にデミニマスルールが適用され、ごく僅かな非原産材料として、その非原産材料を無視することができます。ただし、本規定は「裏地及び芯地」を対象外としているため、裏地及び芯地は原産材料であることが求められます。

(1) 品目別原産地規則(PSR)を満たさない非原産である紡織用繊維が、製品の「項」(HS4桁レベル)以外の項に分類されること。

(2) PSRを満たさない非原産である紡織用繊維が、製品の価額の8%(EXW及びFOB)を超えないこと。

また、繊維・繊維製品(50～63類)以外の非原産材料(金属製のボタン、ファスナー等)については、衣類(第61類～第63類)の生産に際して無制限に使用することが可能です。

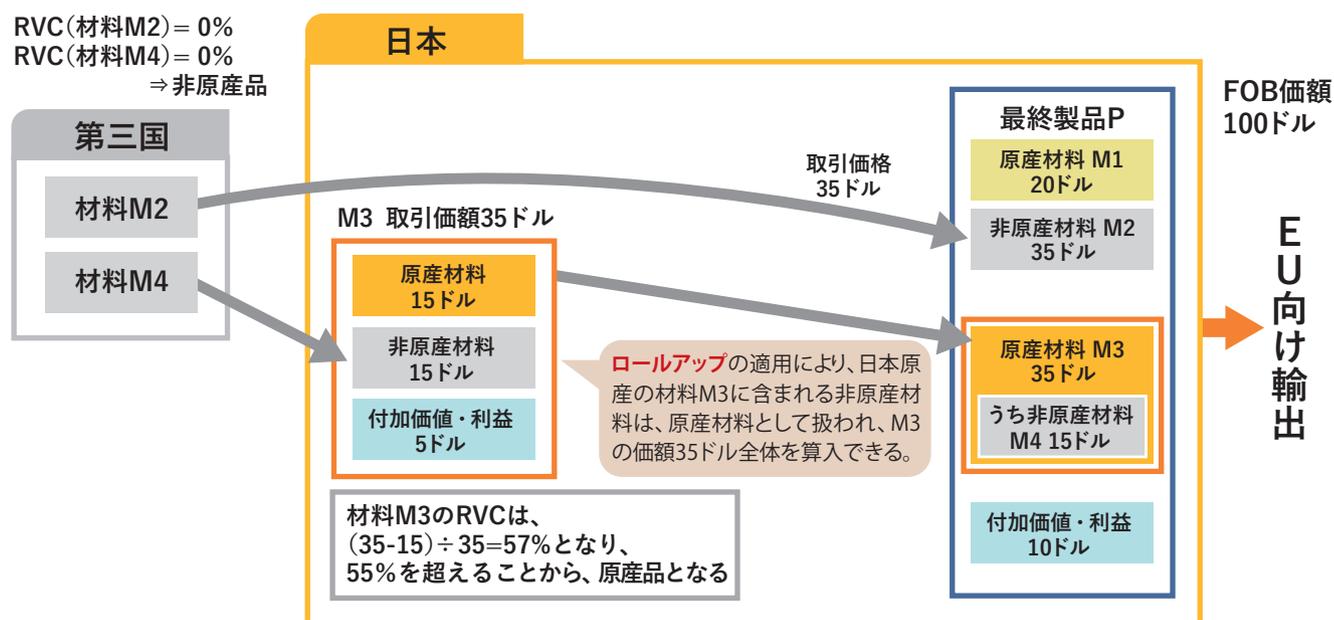
なお、上記ルールの適用にあたり、「紡織用繊維のその他の製品」(63.07)についてMaxNOM方式(非原産材料の最大限の割合)を用いる場合には、繊維・繊維製品(第50類～第63類)以外の非原産材料の価額を考慮する必要があります。

4-3-3 ロールアップ

非原産材料を用いて生産された産品が日EU・EPA上の原産品として認められる場合であって、他の産品の生産に材料として使用される場合には、当該材料の生産に使用された非原産材料は、原産材料として取り扱うことができます。

第三国から非原産材料 M4 (15ドル) を輸入し、日本で日本原産材料 (15ドル)、付加価値(5ドル) を加えて原産材料 M3 (FOB価額35ドル) に加工します。原産材料 M3には15ドルの非原産材料 M4が用いられていますが、M3の生産工程は日EU・EPAの品目別原産地規則 (PSR) の基準 (RVCが控除方式で55%以上) を満たします。したがって、ロールアップを適用してM3のすべての価額 (35ドル) を原産材料の価額とみなすことができるため、M3に含まれる非原産材料の価額 (15ドル) を最終製品Pの非原産材料の価額として計上する必要はありません。

図表4-21 ロールアップ



※M1～M4及びPの品目別規則はRVC(控除方式)55%以上であるとする。

	ロールアップ	非原産材料価額				RVC	原産判定
		材料M1 (日本)	材料M2 (第三国)	材料M3 (日本)	合計		
方式1	非適用	0ドル	35ドル	15ドル	50ドル	50%	×
方式2	適用	0ドル		0ドル	35ドル	65%	○

ロールアップを適用すれば、原産材料M3に含まれる非原産材料を原産材料とみなし、M3の価額を100%原産材料扱いできる。

4-3-4 トレーシング

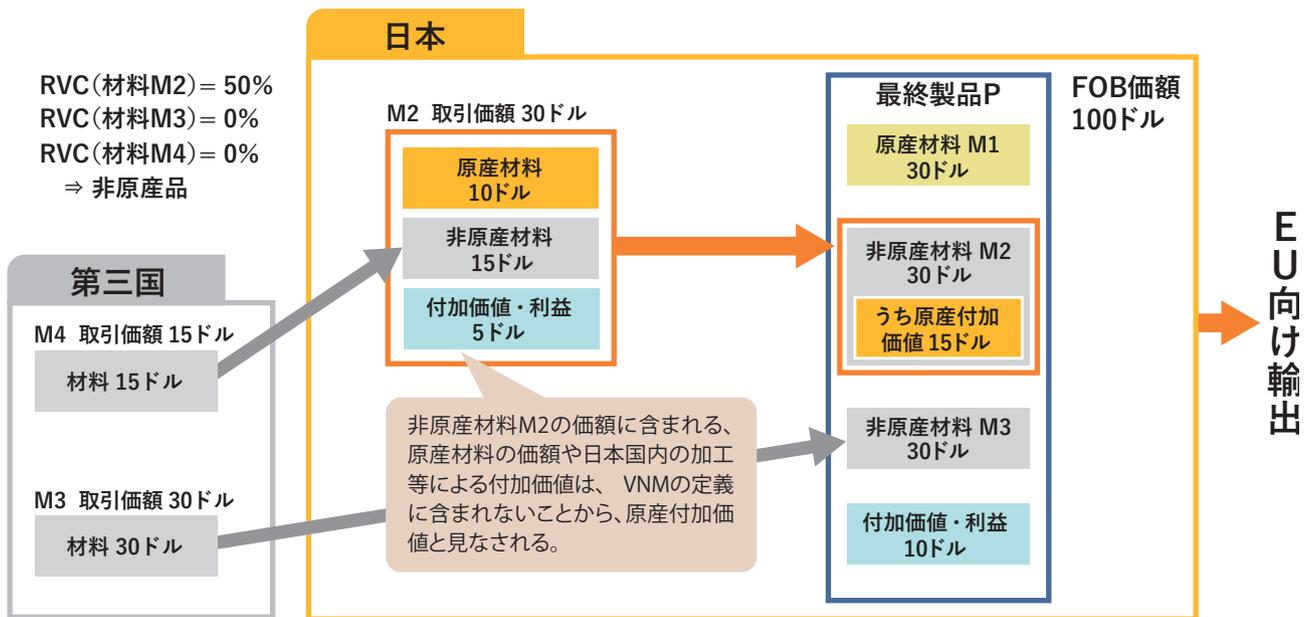
非原産材料であっても、①日本国内において行われた当該非原産材料の加工に係る価額、②当該非原産材料に含まれる日本原産材料の価額は、他の製品の生産に材料として使用される場合には、当該製品の原産割合の一部として算入できます。

日EU・EPAでは、非原産材料の価額(VNM)について、以下のように定義されています(附属書3-A注釈4(f))。

「『VNM』とは、製品の生産において使用される非原産材料の価額(輸入の時の当該非原産材料の課税価額)をいい、当該製品の生産者が所在する締約国の輸入港への輸送において要した運賃、適当な場合には保険料、こん包費及び他の全ての費用を含む。当該価額が不明であり、かつ、確認することができない場合には、いずれかの締約国において当該非原産材料に対して支払われた最初に確認することができる価額を用いる。」

日EU・EPAで定義されるVNMに含まれるのは、「輸入時の当該非原産材料の課税価額」であるため、輸入後に当該非原産材料に対して日本国内で行った加工等により付加された価値を、VNMに含める必要はありません。

図表4-22 トレーシング



※M1～M3及びPの品目別規則はRVC(控除方式)55%以上であるとする。

	トレーシング	非原産材料価額				RVC	原産判定
		材料M1 (日本)	材料M2 (第三国)	材料M3 (第三国)	合計		
方式1	非適用	0ドル	30ドル	30ドル	60ドル	40%	×
方式2	適用	0ドル	15ドル		45ドル	55%	○

トレーシングを適用すれば、非原産材料M2に含まれる原産付加価値を、原産割合の一部として算入できる。

4-3-5 累積

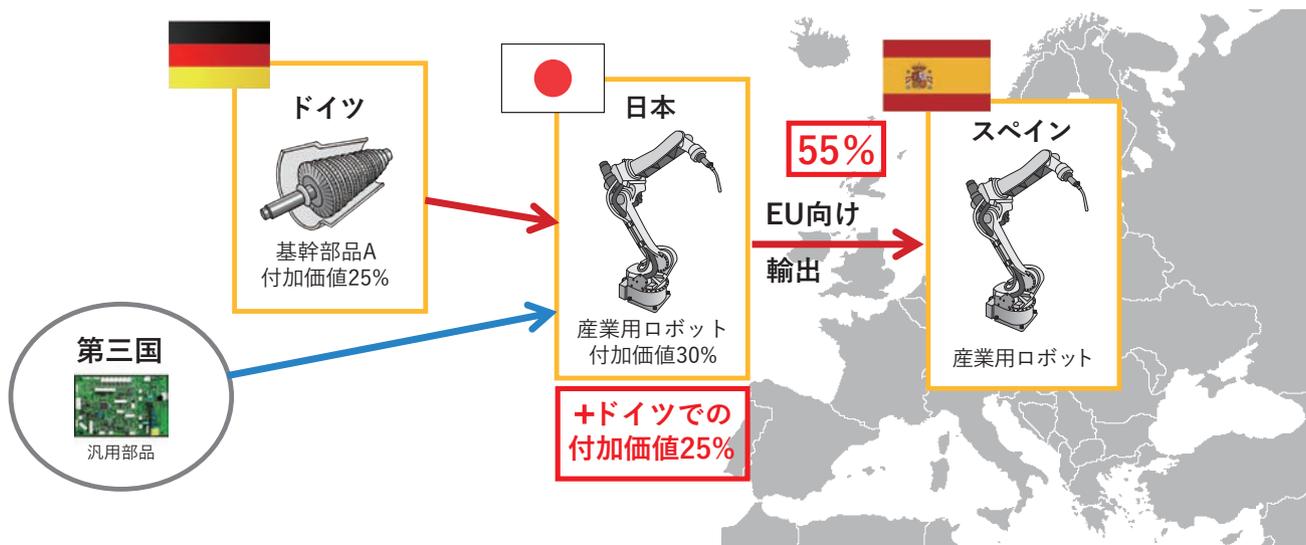
日EU・EPAでは、1ヵ国では品目別原産地規則(PSR)を満たせずに非原産品となってしまう場合でも、日本及びEU域内の締約国の付加価値や生産工程を累積することによりPSRを満たし、原産品として認められやすくなる、累積ルールが採用されています。

日EU・EPAでは、生産に使用された材料の累積のみならず、産品に対して日本又はEU域内で施された加工などによる付加価値や加工工程も累積に含めることができる、「生産行為の累積」が認められる完全累積制度が採用されています。

材料の累積の具体例

一方の締約国で得られた材料を他方の締約国の原産品とみなすことが認められます。例えば、日本で生産する産業用ロボットにドイツのメーカーから輸入した基幹部品Aを組み込んでEU向けに輸出する場合、ドイツ原産の材料の価額を、EU向けに輸出する産業用ロボットを日本原産と見なすための付加価値にカウントすることが可能になります。

図表4-23 産業用ロボット(HS8479.50)の例

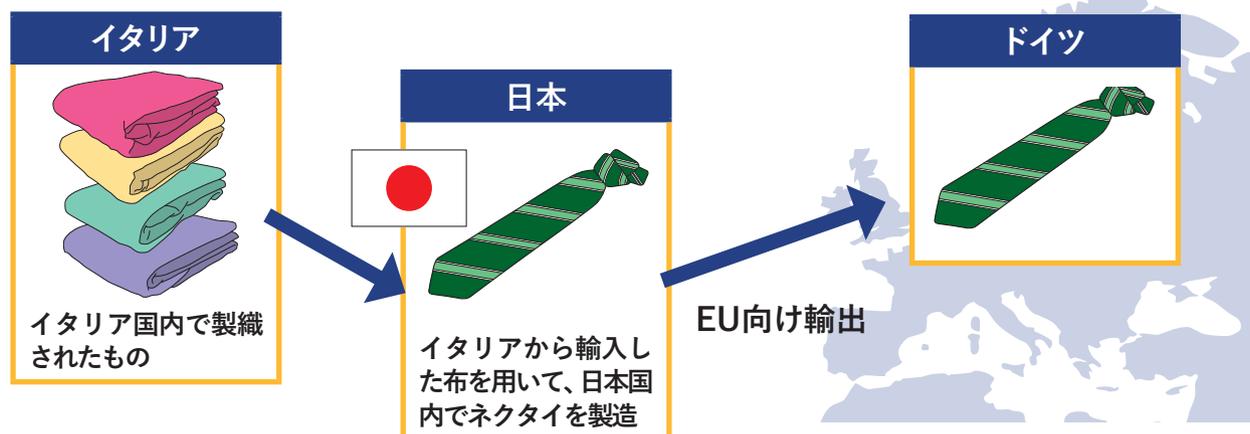


生産行為の累積の具体例

一方の締約国における付加価値・加工工程を他方の締約国の生産行為とみなすことが認められます。例えば、イタリアのメーカーから輸入した非原産の生地(イタリアで製織)を用いて日本でネクタイを製造し、EU向けに輸出する場合、イタリアで行われた加工工程を、当該ネクタイを日本原産と判定するにあたって考慮することが可能になります。

図表4-24ネクタイ (HS62.15) の例

HS62.15の品目別原産地規則 (PSR) は、(1)「製織と製品にすること(布の裁断を含む)との組み合わせ」又は(2)「なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む)」



イタリアで「製織」工程を行い、日本国内で「製品にすること」の工程を行ったことで、HS62.15のPSRのうち、(1)の基準を満たしたことになり、図のネクタイをEU向けに輸出する際には日EU・EPAの特恵関税が適用されます。

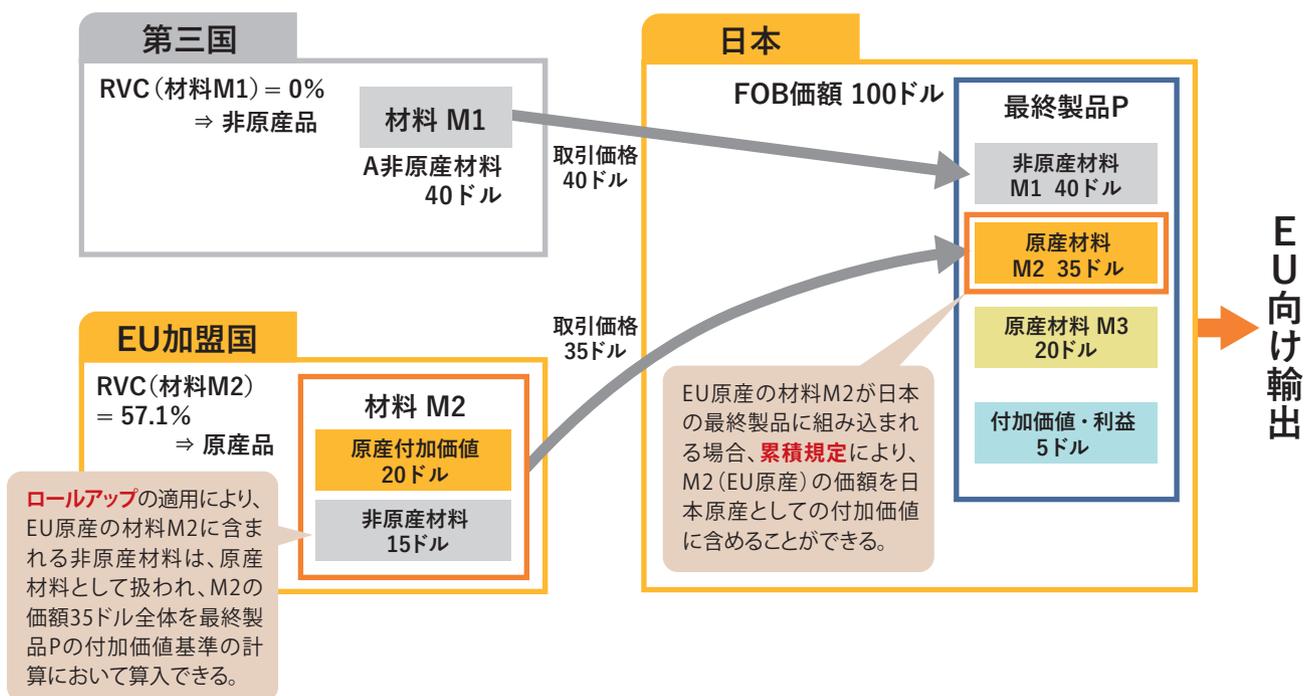
ロールアップ・トレーシングと累積を組み合わせることで、さらに日EU・EPA上の原産品と認められやすくなります

ロールアップ(4-3-3)、トレーシング(4-3-4)および累積(4-3-5)を組み合わせることで、さらに日EU・EPAの特恵適用を受けやすくなります。

以下の図は、EU原産の材料 M2を日本の最終製品 Pに組み込み、EU向けに輸出する場合に、EU原産の材料 M2に対しロールアップを適用することで、M2に含まれる非原産材料が原産材料として扱われるケースです。

同様に、日本の最終製品に組み込むEU原産の材料・EU域内での付加価値を含む非原産材料に対して、トレーシングを適用することも可能です。その場合、附属書3-Cの規定に従う必要があります(5-2-3参照)。

図表4-25 ロールアップと累積の組み合わせ



※M1～M3及びPの品目別規則はRVC(控除方式)55%以上であるとする。

	ロールアップ・累積	非原産材料価額				RVC	原産判定
		材料M1(日本)	材料M2(EU加盟国)	最終製品P(日本)	合計		
方式1	非適用	40ドル	15ドル	0ドル	55ドル	45%	×
方式2	適用		0ドル		40ドル	60%	○

ロールアップを適用し、100% EU原産材料扱いとなった材料M2の価額35ドルを、累積を適用して日本の最終製品Pの付加価値に含める。

4-3-6 自動車・自動車部品の原産地規則

日EU・EPAでは、自動車及び自動車部品について、品目別原産地規則（PSR）のほかに付録3-B-1で、以下の特別な原産地規則の規定が設けられています。

◆供給者（サプライヤー）による宣誓

EU向けに輸出する自動車の特定の部品（HS84.07、84.08および87.01-87.08に分類されるもの）のサプライヤーは、原産性にかかる根拠資料（価格情報等）を提示するかわりに、「供給者による宣誓」によりその原産性を申告出来ることが、協定上で明記されています。

◆付加価値基準の暫定的な緩和

完成車（乗用車）、自動車部品の一部について、日EU・EPAにおいて関税が段階的に撤廃される扱いとなっていることを背景として、協定発効後の一定期間において、付加価値基準を緩和する規定が設けられています。関税撤廃が進むにつれて、付加価値基準が段階的に厳しくなり、最終的に品目別原産地規則（PSR）に記載された基準となります。

図表4-26 付加価値基準の暫定的な緩和

〈完成車（乗用車）〉

HSコード	EU側譲許内容	PSRの記載	特別規定（付録3-B-1 第2節）		
			1年目から 3年目の末日まで	4年目から 6年目の末日まで	7年目の初日 から
8703	8年目撤廃	MaxNOM45% 又は RVC60%	MaxNOM55% 又は RVC50%	MaxNOM50% 又は RVC55%	MaxNOM45% 又は RVC60%

〈自動車部品〉

HSコード	品名	EU側譲許内容	PSRの記載	特別規定（付録3-B-1 第2節）	
8407及び 8408	ガソリンエンジン、 ディーゼルエンジン	即時撤廃 （一部4年目撤廃）	MaxNOM50% 又は RVC55%	（1年目から3年目の末日まで） MaxNOM60% 又は RVC45%	（4年目の初日から） MaxNOM50% 又は RVC55%
8706及び 8707	原動機付きシャシ、 自動車の車体	8年目撤廃	MaxNOM45% 又は RVC60%	（1年目から5年目の末日まで） MaxNOM55% 又は RVC50%	（6年目の初日から） MaxNOM45% 又は RVC60%
8708	自動車部品	即時撤廃 （その他のバンパーは4年 目撤廃、その他のシート ベルトは6年目撤廃）	CTH、 MaxNOM50% 又は RVC55%	（1年目から3年目の末日まで） MaxNOM60% 又は RVC45%	（4年目の初日か ら）MaxNOM50% 又は RVC55%

◆特定の部品に関連する生産工程が行われた特定の自動車についての品目別原産地規則(PSR)

さらに、特定の部品(バンパー、車体等)については、特定の生産工程が当該締約国において行われる限りにおいて、原産材料とみなされます。

図表4-27 特定の部品に関連する生産工程が行われた特定の自動車についての品目別原産地規則(PSR)

HSコード	品名	譲許内容	PSRの記載	特別規定(付録3-B-1 第3節)
7007.11	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又は RVC55%	非原産材料の焼戻し。ただし、第70.07項の非原産材料を使用しないことを条件とする。
7007.21	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の合わせガラス	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又は RVC55%	非原産材料の焼戻し又は積層。ただし、第70.07項の非原産材料を使用しないことを条件とする。
8707.10 8703.21から8703.90までの各号の自動車用の鉄鋼製ホワイトボディ(注、次ページ参照)	自動車の車体	8年目撤廃	MaxNOM45%又は RVC60%	第72.07項、第72.18項及び第72.24項の非原産である鉄鋼製の半製品の産品からの生産(注、次ページ参照)
8708.10 バンパー (その部分品を除く。)	バンパー及びその部分品	即時撤廃、4年目撤廃	CTH、MaxNOM50%又は RVC55%	生産において使用される全ての非原産であるポリマー製品及びフラットロール製品が鋳造され、又はプレス加工されること。
8708.29 車体用プレス部品 (その部分品を除く) 扉組立て (その部分品を除く)	車体のその他の部分品及び附属品	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又は RVC55%	(車体用プレス部品) 全ての非原産材料が鋳造され、又はプレス加工されること。 (扉組立て) ドアスキン又はインソールパネルを製造するために使用される全ての非原産材料が鋳造され、又はプレス加工されること。生産において使用される全ての非原産であるドアの部品が組み立てられること。ただし、第87.08項の非原産材料は、使用してはならない。
8708.50 駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。) 非駆動軸 (その部分品を除く)	駆動軸及び非駆動軸並びにこれらの部分品	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又は RVC55%	(駆動軸) ドライブシャフト及びディファレンシャルギヤが非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第87.08項の非原産材料は、使用してはならない。 (非駆動軸) 非駆動軸が非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第87.08項の非原産材料は、使用してはならない。

特定部品の特別なPSRについては、協定発効から7年後、日本とEUのどちらかから要請があった場合には、規定の見直しを共同で行うこととなっています。

◆HS8707.10 (自動車の車体) の特別な品目別原産地規則(PSR) について

HS8707.10の特別な品目別原産地規則(PSR) には、以下のように記載があります。

図表4-28 HS8707.10 (自動車の車体) の特別な品目別原産地規則(PSR)

「8703.21から8703.90までの各号の自動車用の鉄鋼製ホワイトボディ」

(注) この節の規定の適用上、「ホワイトボディ」とは、金属部品が溶接された塗装前の車体をいい、フレーム及び車体部分の組立てを含み、次のものの枠組み構造の組立てを除く。
エンジン、シャシの部分組立品及びトリム(ガラス、腰掛け、椅子張り用品、電子部品等)、可動部品(ドア、トランク、ボンネット及びフェンダー)

「第72.07項、第72.18項及び第72.24項の非原産である鉄鋼製の半製品の生産」

(注) 関連する生産工程の基準を適用するため、

(a) 次に掲げるホワイトボディの部品は、当該ホワイトボディの一部を構成する場合には、鉄鋼製のものでなければならない。

- ① Aピラー、Bピラー及びCピラー又はこれらに相当する部品
- ② サイドメンバー又はこれに相当する部品
- ③ クロスメンバー又はこれに相当する部品
- ④ フロアサイドレール又はこれに相当する部品
- ⑤ サイドパネル又はこれに相当する部品
- ⑥ ルーフサイドレール又はこれに相当する部品
- ⑦ ダッシュボードサポート又はこれに相当する部品
- ⑧ ルーフサポート又はこれに相当する部品
- ⑨ リアウォール又はこれに相当する部品
- ⑩ ファイアウォール又はこれに相当する部品
- ⑪ パンパービーム又はこれに相当する部品
- ⑫ フロアパン又はこれに相当する部品

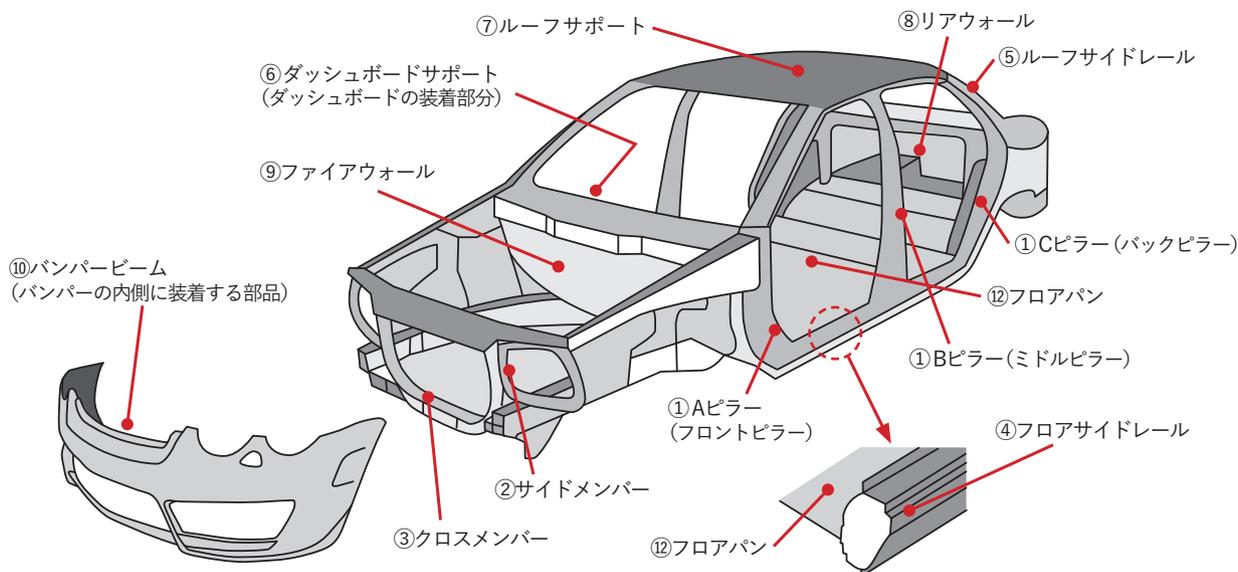
(b) 部品又は部品の組合せは、その名称にかかわらず、(a)に掲げる部品と同一の機能を果たす場合には、同様に鉄鋼製のものでなければならない。

鉄鋼製であることが要件とされるホワイトボディの部品を、以下に図で示します

図表4-29 ホワイトボディの部品

関連する生産工程の基準を適用するため、

(a) 次に掲げるホワイトボディの部品は、当該ホワイトボディの一部を構成する場合には、鉄鋼製のものでなければならない。



(b) 部品又は部品の組合せは、その名称にかかわらず、(a)に掲げる部品と同一の機能を果たす場合には、同様に鉄鋼製のものでなければならない。

◆ 第三国を含む累積

乗用自動車その他の自動車(HS87.03)の製造に用いられる、ガソリンエンジン(HS:84.07)、ワイヤーハーネス(HS85.44)、自動車部品(HS87.08)の材料については、日本とEU以外の第三国で得られた材料を、日EU・EPAに基づく特惠待遇を受けるための累積に含められるようになる可能性があります。

第三国産の材料を累積に含めるためには、次の3要件を満たす必要があります。

- 日本とEUが、当該第三国との間においてそれぞれ効力を有する自由貿易協定を締結していること。
- 日本又はEUと当該第三国との間で、日EU・EPA上の第三国を含む累積の実施を確保する十分な行政上の協力に関する取極が発効していること、および当該取極を相手国(EU又は日本)に対して通報すること。
- 当該第三国を含む累積を適用するための他のすべての条件について、日EU間で合意すること。

4-4 その他の特別な規定

日EU・EPAでは、特殊な生産・加工工程を経る産品や、附属品等が付いた産品、他の産品とセットで輸出される産品について、原産性の判定方法が定められています。他にも、原産品を輸送する際に守るべきルールもあります。本項は、産品の原産性を判定する上で必要となる補足的なルールを解説します。

4-4-1 代替性のある材料(会計の分離)

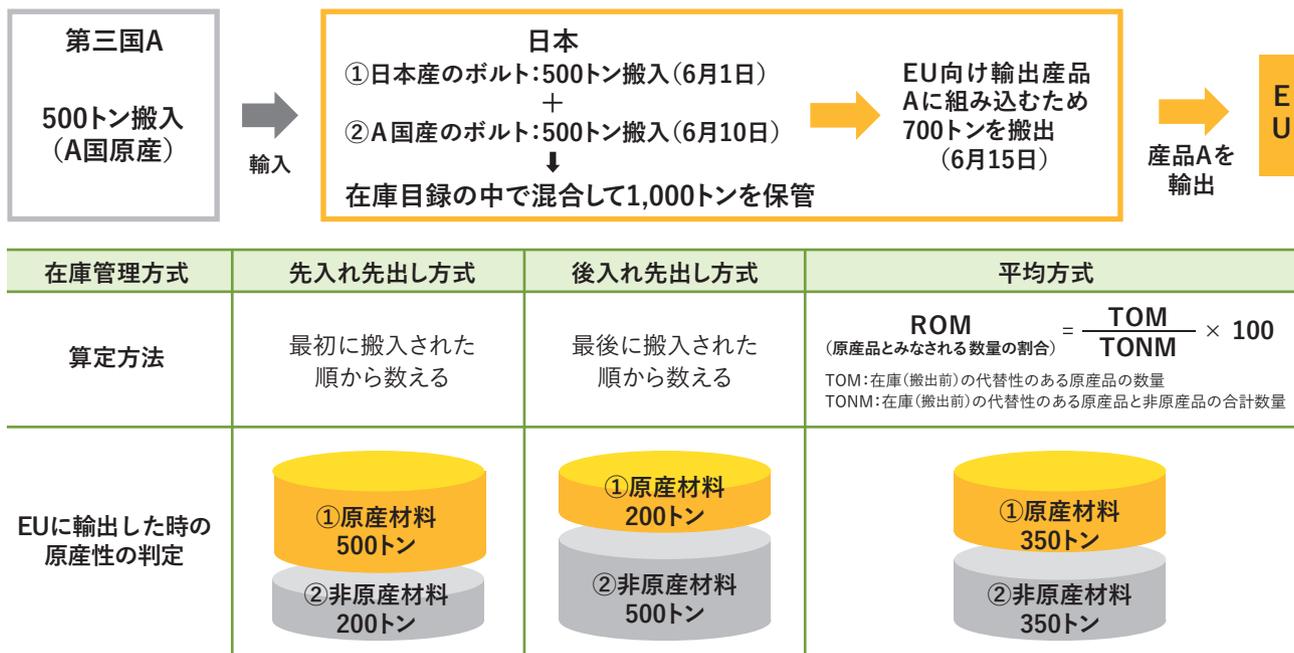
価額や品質も同一であって、一般的に原産材料と非原産材料が混在して保管されることが多い産品について、締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に基づき、原産品であるかどうか判定されます。

ある産品(ボルト、とうもろこしなど)が物理的に分離して管理されている場合は、その分離に基づき原産品かどうかを判断しますが、混在して保管している場合には、分離に基づく判断が出来ません。

この場合、日EU・EPAでは、締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式を用いて、原産品であるかどうかの判断を行うことが決まっています。

図表4-30 代替性のある材料

混在している事例：ボルト



上記の例では、日本の倉庫において、まず6月1日に日本産のボルトを搬入。その後、6月10日に日本、EU以外の第三国のA国から同じ性能を持つボルトを500トン搬入。合計1,000トンを保管しているところから、6月15日に搬出する700トンについて原産性を判定するケースを想定。

最初に搬入された順で数える先入れ先出し方式では、まず先(6月1日)に搬入した日本産500トンを数え、残り200トンをもとにA国産とみなします。

最後に搬入された順で数える後入れ先出し方式では、後(6月10日)に搬入したA国産500トンを数え、残り200トンをもとに日本産とみなします。

搬出前に搬入された原産品の数量を全体の数量で割る平均方式では、搬入の日時に関わらず、搬出前の日本産とA国産のボルトの数量の割合は1:1。同じ割合に基づき700トン搬出するので、日本産、A国産のボルトはともに350トンずつ搬出するものとみなします。

4-4-2

附属品等、小売用又は輸送用の こん包材料及びこん包容器の扱い

品目別原産地規則(PSR)のうち付加価値基準を選択した場合、製品とともに取引される附属品・予備部品・工具・マニュアルや小売用のこん包材料及びこん包容器の価額は域内原産割合(RVC)の計算に加える必要があります。関税分類変更基準を選択した場合は、これらの原産性を考慮する必要はありません。

一般的にEPA・FTAでは、製品とともに取引される附属品などが、事業者が採用した品目別原産地規則(PSR)上の基準に応じて製品の原産性に影響する場合があります。日EU・EPAにおいて注意が必要なのは、製品とともに取引される附属品・予備部品(スペア)・工具・マニュアルと**小売用の**こん包材料・こん包容器となります。

ある製品について、PSRの付加価値基準に基づき原産性の判定を行う際に、域内原産割合(RVC)又は非原産材料の最大価額割合(MaxNOM)の計算に当該製品とともに取引される附属品や小売用のこん包材料等の価額を加算する必要があります。

PSRで関税分類変更基準や加工工程基準を用いる場合や、完全生産品の場合は考慮する必要はありません。また、**輸送用の**こん包材料・こん包容器については、原産性を判断する基準に関らず、考慮は不要です。なお、ここでいう附属品・予備部品・工具・マニュアルの要件は、以下のとおり定められています。

- 原産資格を有する製品本体と共に納品され、インボイス(仕入書)が製品と別立てにされていない場合
- 附属品等の種類や数量および価額が、当該製品が通常販売される上で慣習的(常識的)な範囲である場合(極端に高価な附属品が入っていると慣習的とみなされない)

図表4-31 附属品等、小売用又は輸送用のこん包材料及びこん包容器の扱い

原産地規則 ○：右記を原産地規則の判定の際に考慮する ×：〃	附属品・予備部品・ 工具・マニュアル	こん包材・容器 (小売用)	こん包材・容器 (輸送用)
完全生産品、原産材料のみから生産される製品	×	×	×
関税分類変更基準	×	×	×
品目別原産地規則 (PSR)を満たす製品			
付加価値基準	○	○	×
加工工程基準	×	×	×

例

(リングケース(非原産品)：500円)

銀の指輪
(HS：7113.11)
10万円
(うち、非原産材料5,000円)

事例：銀の指輪

- 製品価額は10万500円
 - HS7113.11の品目別原産地規則(PSR)
- ①付加価値基準：域内原産割合(RVC)55%以上
 $(105,000 - (5,000 + 500)) / 105,000 \times 100 = 94.5\% \rightarrow$ **原産品とみとめられる**
- ②関税分類変更基準：CTH(4桁レベルの変更)
 こん包容器の関税分類変更は考慮しなくても良い。

4-4-3 製品のセット

製品が複数の製品からなる「セット」である場合、以下の条件を満たせば原産品と認められます。

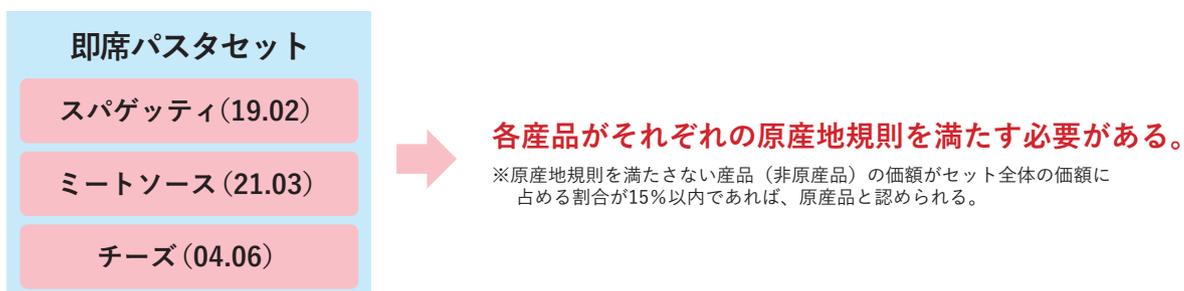
- (1) 統一システムの解釈に関する通則3(b)又は(c)の適用により分類されるセットの場合、各製品がそれぞれの原産地規則を満たす。
- (2) 原産品と非原産品が混在する場合、非原産品の価額が当該セットの価額の15%以下であること。

以下、パスタセットの例では、通則3(b)の適用により、分類が決定されます。この場合、セットを構成する各製品が原産地規則を満たさないと、セットを原産品とみなすことは出来ません。

ただし、非原産品である構成要素の価額が占める割合が15%以内であれば、その要素を無視することができます。

図表4-32 製品のセット

通則3(b)および(c)の適用により分類されるセット



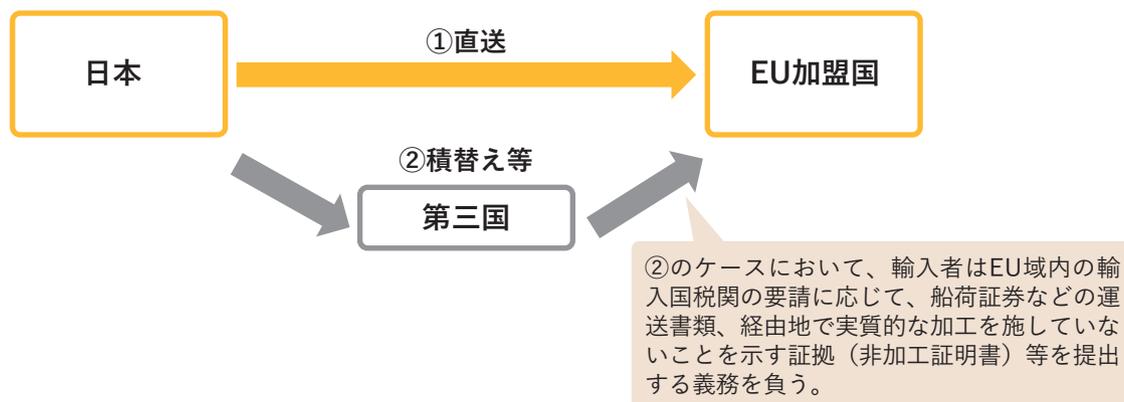
4-4-4 積送基準(変更の禁止)

日EU・EPAでは、原産品を相手国に輸送する場合に原産性が維持される基準が定められています。日本、EU以外の第三国を経由する際も、実質的な加工を加えておらず、当該第三国税関の管理下に置かれていれば、原産性は失われていないとみなされます。

原産地規則を満たす原産品をEU向けに輸出する場合、日本、EU以外の第三国を経由しない直接輸送(①)をすれば、原産性が維持されます。

第三国を経由する場合(②)でも、経由先で実質的な加工を加えず、当該産品が経由先で第三国税関の管理下にあれば、原産性は失われることはありません。

図表4-33 積送基準(変更の禁止)



経由先で許容される作業：

- 産品の蔵置又は展示（第三国において税関の監視のもとに置かれている場合）
- 輸出者（又はその責任）による貨物の分割（第三国において税関の監視のもとに置かれている場合）
- 輸入側のEU加盟国から要求されるマーク、ラベル等の書類添付、又は施す工程
- 原産品を良好な状態で保存するために必要なその他の作業

5 原産地手続

日EU・EPAに基づく特恵関税を利用するためには、輸出者(生産者を含む)が原産地に関する申告文を作成して、又は輸入者の知識に基づいて、産品が原産地規則を満たす原産品であることを証明する必要があります。また、特恵関税を利用した場合、輸入者は輸入国税関から直接的に、輸出者(生産者を含む)は輸出国税関を経由して間接的に、産品の原産性を確認するために関連書類の提出などを求められることがあります。本章では、原産地に関する申告文や関連書類の作成・保存方法、輸入国税関から確認要請があった際の対応など、日EU・EPA活用に必要な原産地証明手続きについて解説します。

5. 証明手続き

日EU・EPAでは自己申告制度が採用されており、輸出者又は生産者が自ら原産地に関する申告文を作成、又は輸入者がその知識に基づいて申告します。また、輸入国の税関からの確認要請に直接又は間接的に対応するために、関連書類の作成、保管などを行う必要があります。本項では、原産地証明に必要な手続き、必要な保存書類などについて解説します。

5-1 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度

日EU・EPAでは、日本がこれまで締結した多くのEPAと異なり、輸出者(注)自らが原産地に関する申告文(statement on origin)を作成、もしくは輸入者がその知識(Importer's knowledge)に基づいて輸入申告時に必要情報を提供する、**自己申告制度**(一般に、自己証明制度とも呼ばれています)を採用しています。

(注)日EU・EPAでは「輸出者」とは、締約国に所在する者であって、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの(原産地に関する申告を作成する者に限る。)を指します。つまり「輸出者」には、生産者も含まれます。以下同様です。

日本が締結したEPAのほとんどは、指定発給機関である日本商工会議所が、事業者からの申請に基づき原産地証明書の発給を行う「第三者証明制度」を採用しています。この場合、原産性を判定するのは日本商工会議所であり、事業者はそのために必要な情報を商工会議所に提出します。

これに対し、日EU・EPAでは第三者機関を経ずに輸出者が自ら原産地に関する申告文を作成、又は輸入者がその知識に基づいて輸入申告時に必要情報を提供する「自己申告制度」が採用されています。日本は、日オーストラリアEPAで初めて自己申告制度を採用しています(同EPAでは第三者証明制度との選択制)。TPP11でも日EU・EPAと同様、輸出者又は生産者、輸入者が自ら原産地証明書を作成する自己申告制度が採用されています。

図表5-1 日本のEPA/FTAにおける証明制度

第三者証明制度

経済産業大臣が指定した指定発給機関が原産地証明書を発給する制度

認定輸出者自己証明制度

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書を作成する制度

自己証明制度(自己申告制度) ← **EEU・EPA**

生産者又は輸出者、輸入者が、自ら原産性を満たしていることを申告する制度。(国による認定は不要)

◆日EU EPAの関税上の特惠待遇を要求するための方法

税関への輸入申告時に、輸入者が以下書類を提出する形で行う。

申請方法は以下の2パターン：

- A「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請(第3.16条第2項(a))
もしくは
- B「輸入者の知識」に基づく申請(第3.16条第2項(b))

日本のEPA/FTAにおける証明制度

EPA/FTA	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者自己証明制度	自己証明制度(自己申告制度)
日シンガポール	2002年11月	○	—	—
日メキシコ	2005年4月	○	○	—
日マレーシア	2006年7月	○	—	—
日チリ	2007年9月	○	—	—
日タイ	2007年11月	○	—	—
日インドネシア	2008年7月	○	—	—
日ブルネイ	2008年7月	○	—	—
日ASEAN	2008年12月	○	—	—
日フィリピン	2008年12月	○	—	—
日スイス	2009年9月	○	○	—
日ベトナム	2009年10月	○	—	—
日インド	2011年8月	○	—	—
日ペルー	2012年3月	○	○	—
日オーストラリア	2015年1月	○	—	○
日モンゴル	2016年6月	○	—	—
CPTPP(TPP11)	2018年12月	—	—	○
日EU	2019年2月	—	—	○

5-2-1 特惠待遇の要求

輸入者は、(1)輸出者が作成した原産地に関する申告、又は(2)輸入者の知識のいずれかに基づいて、輸入国の税関に対して日EU・EPAの税率に基づく関税上の特惠待遇の要求を行います。

日EU・EPAによる特惠待遇の要求を行うのは、輸入者です。「関税上の特惠待遇の要求は、輸入国の法令に従って、税関への輸入申告に含まれるもの」とされています。輸入者は、(1)輸出者が作成した原産地に関する申告文、又は(2)輸入者の知識のいずれかに基づいて、輸入国の税関に対して日EU・EPAの税率に基づく関税上の特惠待遇の要求を行います。また(3)「小型貨物の輸送」についても特惠関税は適用されます。

輸入国の税関当局は、原産地に関する申告文等の他に必要に応じて原産品であることを明らかにするその他の根拠書類の提出を輸入者に求めることができます。その場合、輸入締約国の税関当局は、輸入者に対し、輸入者が提供することができる範囲において、根拠書類を輸入申告の一部として、又は輸入申告に添付して、当該説明を行うよう要求することができます。

なお、EUへの輸入の際には、EU側の法令である欧州連合関税法典(UCC)に基づき、輸入申告後の特惠待遇の要求が認められております(詳細な手続きについてはEU側税関にお問い合わせください)。

(1) 「輸出者によって作成された原産地に関する申告文」に基づく申請

申告時に輸入者は、仕入書(インボイス)やその他商業上の文書に、原産地に関する申告文(附属書3-D)の文言(図表5-4参照)が記載されたものを提出します。

協定上、原産地に関する申告文は協定の定義に基づく「輸出者」(注)が作成可能です。「輸出者」は輸出された産品にかかる原産地に関する申告及び提供する産品が原産品であることを示す情報について責任があり、申告文の原本を輸入者に送付し、その写し及び原産性を満たすことを示す全ての記録を保管する必要があります(5-4)。なお原産地に関する申告を作成する生産者も協定上の「輸出者」に含まれます。

(注) 第3.1条(c)「輸出者」とは、締約国に所在する者であって、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの(原産地に関する申告を作成する者に限る。)をいう。

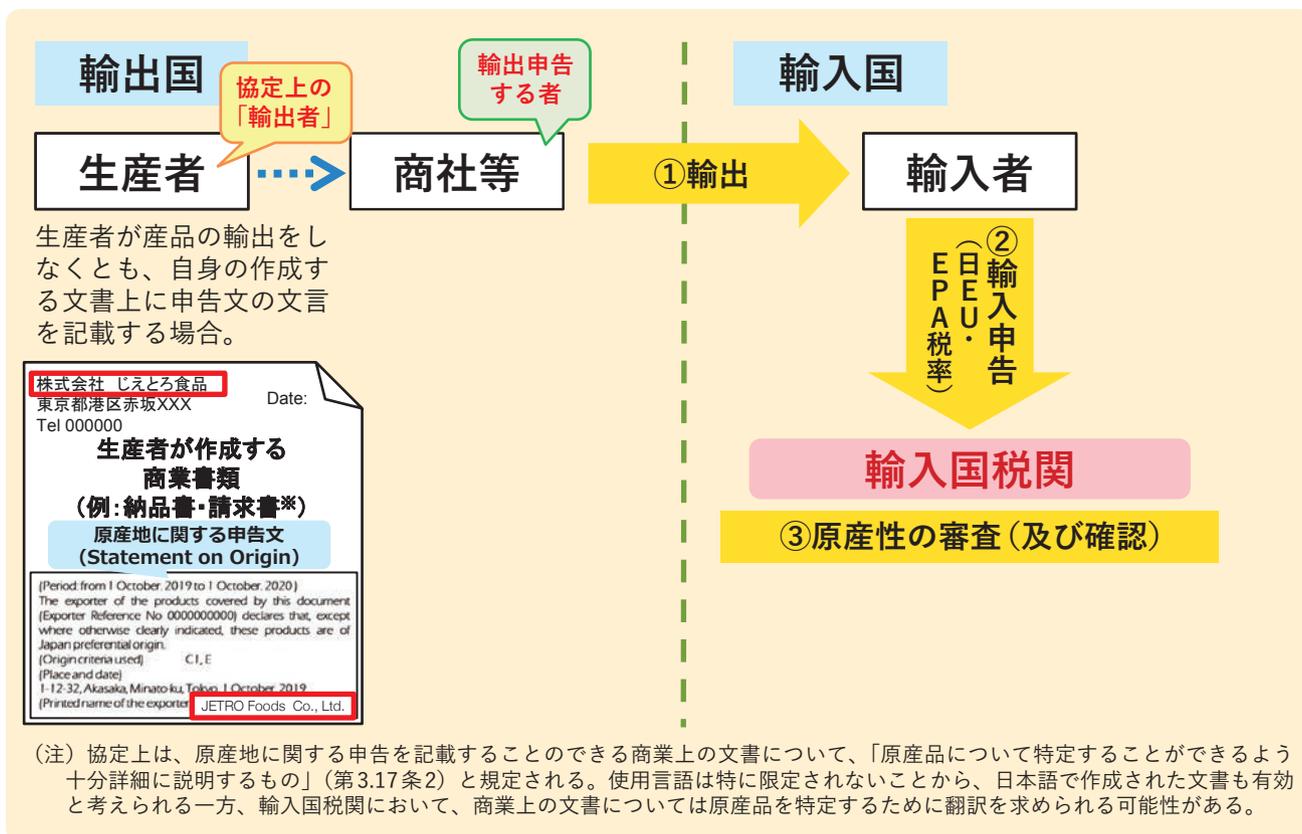
輸出者の原産地に関する申告(以下申告)は以下のいかなる場合によるものであっても認められます。

- ① 生産者が産品の輸出をしなくとも、自身の作成する文書上に申告文の文言を記載する場合。
- ② 輸出申告を行う事業者(例えば商社等)が生産者からの情報に基づいて自身が作成する文書上に申告文の文言を記載する場合。
- ③ 生産者が産品の輸出をしなくとも、輸出申告を行う事業者の作成する文書上に申告文の文言を記載する場合。
- ④ 輸出申告を行う事業者が生産者からの情報に基づいて生産者の作成する文書上に申告文の文言を記載する場合。

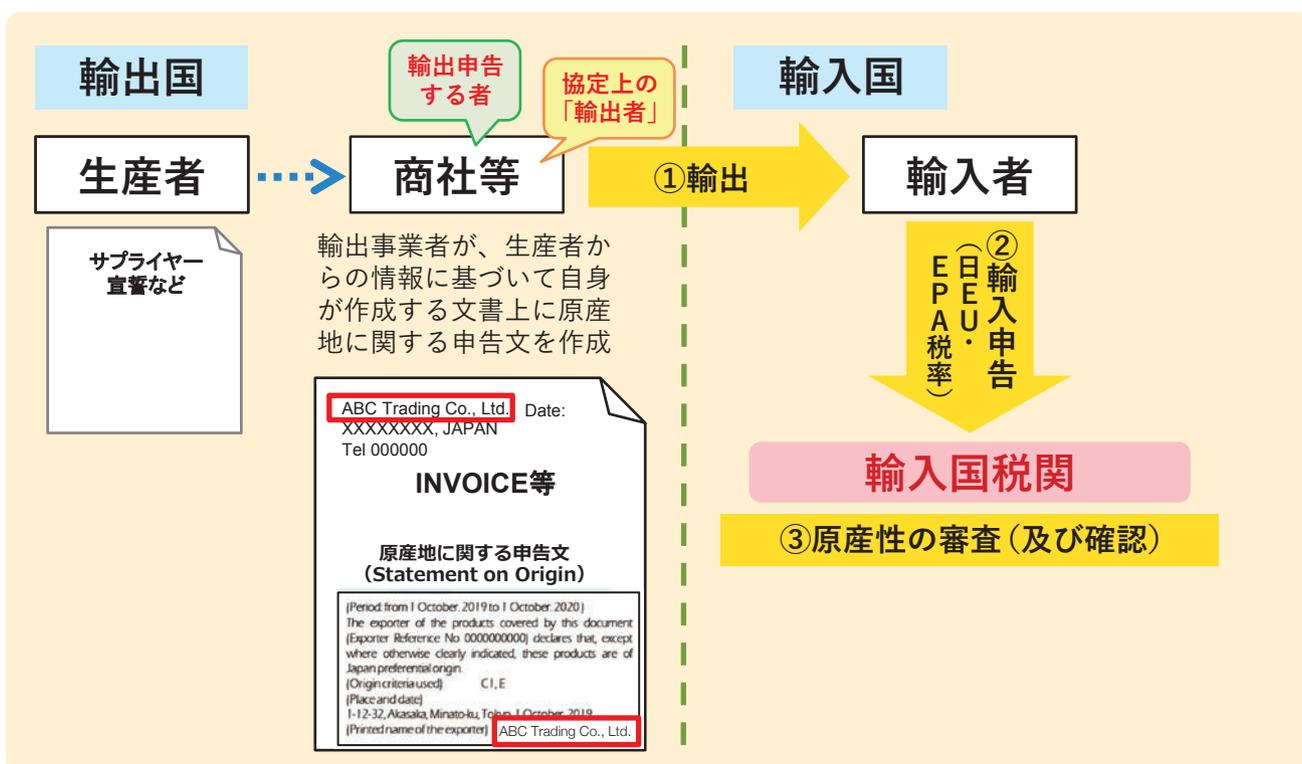
但し、③、④の場合は申告を作成した者が、商業上の文書を発行した者でないことを明記する必要があります。輸出者参照番号が割り当てられていない場合、すなわち輸出者を特定することができない場合は申告の作成者(=協定上の「輸出者」)は「場所及び日付」の欄に住所を記載してください。

また、原産地に関する申告において、輸出者のサイン又は企業の押印は必要ありません。

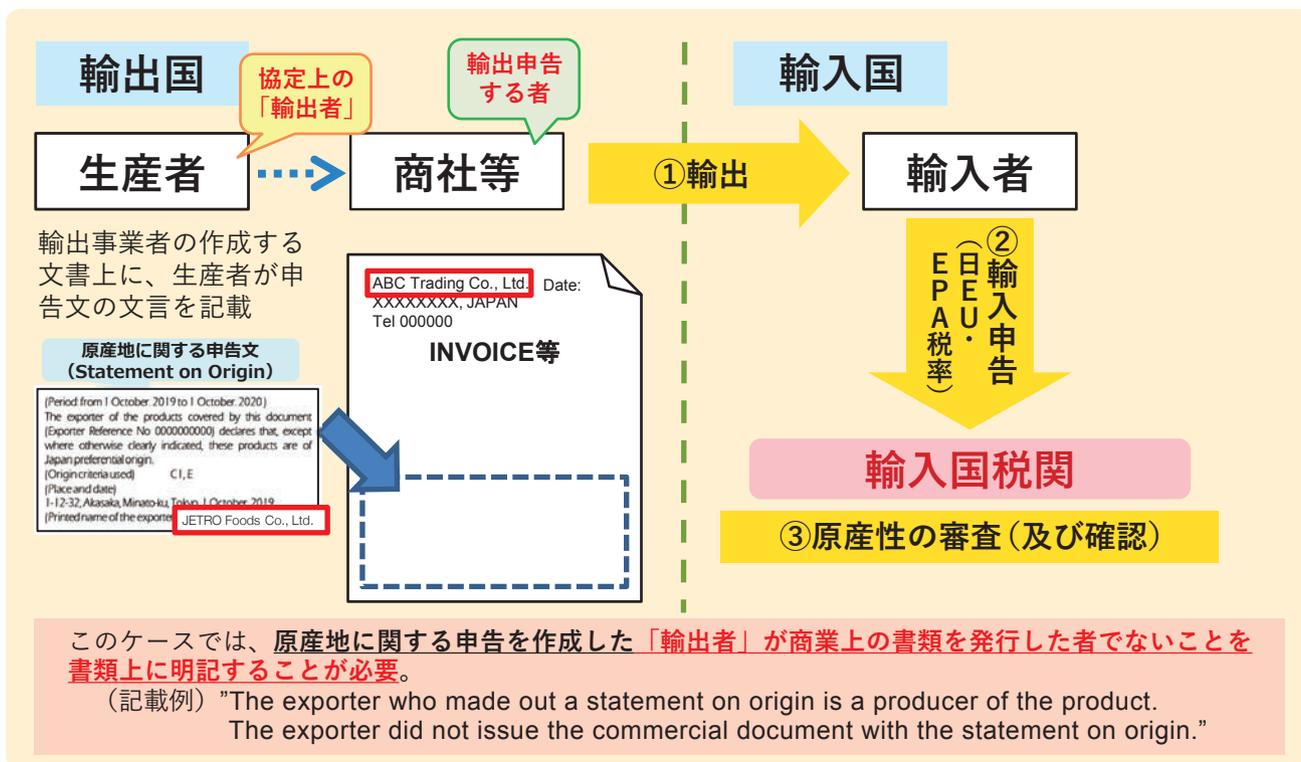
図表5-2-1 「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請(1)



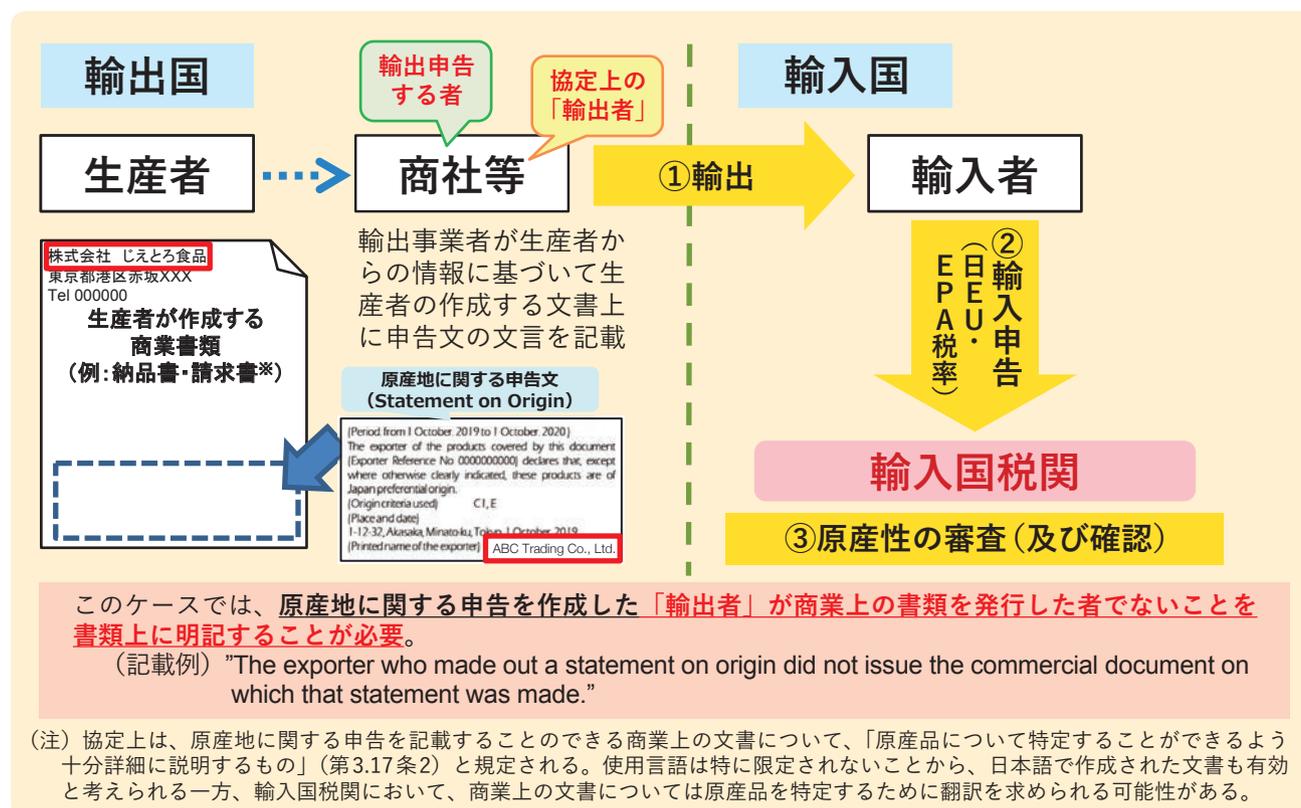
図表5-2-2 「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請(2)



図表5-2-3 「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請(3)



図表5-2-4 「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請(4)



輸出者(生産者または貿易事業者)が日本国内に所在する一方で仕入書を発行する貿易事業者が第三国で設立されている場合、第三国の貿易事業者が発行した文書上に日本国内の「輸出者(生産者または貿易事業者)」が当該申告を記載することはできません。しかし、日本国内に所在する「輸出者」により発行された商業上の文書(デリバリーノート等)上には当該申告を記載することが可能です。

仕入書やその他商業上の文書とは別の文書(例えば無地もしくは企業名レターヘッド入りのもの)にて当該申告を記載することも可能です。この場合、以下の方法により仕入書や商業上の文書と当該別紙を関連づける必要があります。

- ①仕入書、その他商業上の文書に当該別紙との関連を明記する または
- ②当該別紙に仕入書、その他商業上の文書との関連を明記する

関連を明記する場合の記載例

①の場合：仕入書、その他商業上の文書に以下文言を記載の上、文書番号XXX-XXXの別紙を添付する。

The statement on origin is made out on an attached document No. XXX-XXX

②の場合：別紙上に以下の文言、及び関連づける仕入書番号や仕入書発行日を記載する

The separate document is an attachment to the following invoice :

No. YY-YYY-YY DATE. ZZ. ZZ. 20ZZ

日本への輸入申告時に日本税関に提出する貨物の原産地に係る説明(資料)については、以下を参照してください。

<http://www.customs.go.jp/roo/text/eu-3-16.htm>

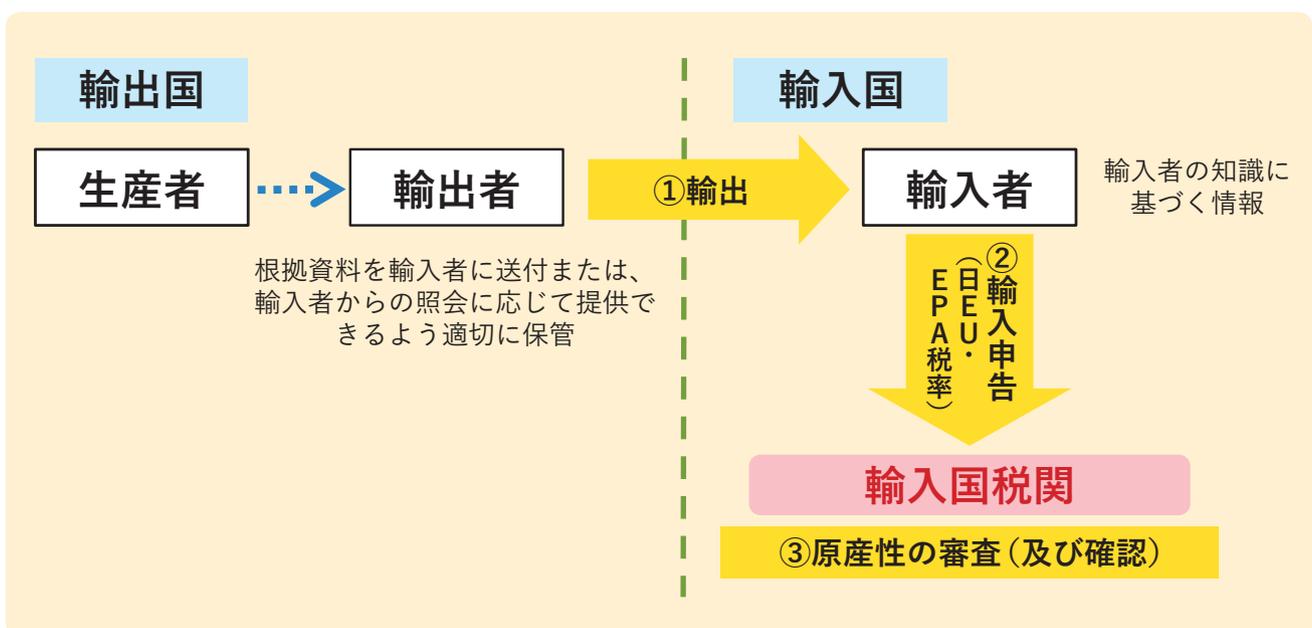
(2) 「輸入者の知識」に基づく申請

輸入申告時に輸入者が、当該輸入品が原産品であり、協定第3章に定める要件を満たすことを示す根拠書類を所持し、輸入国税関の要求に従って提供します。原産性を証明する根拠書類は(1)でカバーされる情報と同等と見込まれますが、輸入国税関の確認を受けるのは輸入者のみであるため、輸入者は輸出者又は生産者から必要な情報の提供を受けている必要があります。

輸入者の知識に基づく申請では、原産地に関する申告文は用いられません。

原産性を証明する書類は、日本から輸出する場合において輸入国税関から原産性の確認のための要請がない限り提出する必要はありませんが、後述のとおり適切に保管する義務があります。

図表5-3 「輸入者の知識」に基づく申請



(3) 「小型貨物の輸送」における特惠待遇の適用

個人の小包として輸送される産品又は旅行者の手荷物の一部を構成する産品については、この章に定める要件を満たしかつ、その申告性に疑義がない場合でその産品の価額が以下の条件を満たす場合は、原産地に関する申告文を作成・提示しなくても特惠関税の適用を受けることができます。

- EUへの輸入：小包は500ユーロ以下(又は相当額)、手荷物は1,200ユーロ以下(同)
ただし、原産地に関する申告文を省略できるのは、貿易による輸入でない場合に限りです。
貿易による輸入の場合は、産品の価額に関わらず原産地に関する申告が必要です。
- 日本への輸入：10万円以下又は当該産品について日本国が設定する額以下。日本においては、原産地に関する申告文の作成が免除されるのは課税価格の総額が20万円以下の貨物となります。

5-2-2 特恵待遇の要求 原産地に関する申告文の記載事項

日EU・EPAでは、原産地に関する申告文の記載文言が決まっています。輸出者は指定の定型文に従って、申告文を作成する必要があります。

日EU・EPAでは、原産地に関する申告文の記載文言が協定上に定められています(附属書3-D)。輸出者は附属書3-Dに従って、フォームの文言を仕入書その他商業上の文書に転載(注1)した上、空欄に記入および、該当する記号を入力する必要があります。

具体的には、①申告適用期間、②輸出者参照番号(注2)、③原産地(日本、又はEUのいずれか)、④原産性判定基準、⑤場所および日付(文書自体に含まれる場合省略できる)、⑥輸出者名が記載事項として明記されています。

申告文は、日本語、英語を含む24カ国語で作成することができ、輸入国の現地語への翻訳は必要ありません。ただし原産品であるかどうかについての確認への対応の可能性を考慮すると、英語での申告文作成が推奨されます。

申告適用期間は、**同一品目について複数回の輸入申告が想定される場合に、作成日から12カ月を超えない範囲で、設定することが可能です**。その場合、原産地に関する申告文の作成は1回目の輸入申告のみに必要となり、2回目以降の輸入申告では1回目に作成した原産地に関する申告文を使用することが可能です。EUへの輸出の場合は、EU向け輸入申告の中に、1回目の輸入申告で原産地に関する申告文を記載した仕入書等への言及(仕入書番号など)が要求されます。複数回の輸入の際の仕向け地はEU域内で同一の国でなくても可能です。

ただし、申告適用期間中であっても、当該産品に適用される原産地規則など申告内容に変更が生じた場合は、同じ原産地に関する申告文は有効となりません。

(注1)「注1～5」の文言そのもの(例:「注1 原産地申告が…」)を再掲する必要はありません。「その他の商業上の文書」とは具体的には仕入書の他にプロフォームインボイス、船積書類(パッキングリスト、デリバリーノート)等が該当します。

(注2)日本の輸出者であれば、日本の法人番号。輸出者が登録番号を有しない場合は、空欄のままで問題ありません。EUの輸出者はREX(登録輸出者)番号の記載が必須となります。

図表5-4 原産地に関する申告文(附属書3-D)

①協定が定める申告文及び注釈(日本語)

(期間 : から まで (注1))

この文書の対象となる製品の輸出者 (輸出者参照番号 (注2)) は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地 (注3) が特恵に係る原産地であることを申告する。
(用いられた原産性の基準 (注4))

.....

(場所及び日付) (注5)

.....

(輸出者の氏名又は名称 (活字体によるもの)) (注6)

.....

- 注1 原産地申告が同一の製品に関する複数回の輸送のために使用される場合には、申告適用期間を記入する。当該期間は12ヶ月を超えてはならない。すべての輸入は、申告書に記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、記入欄は空欄のままで良い。
- 注2 輸出者が特定される参照番号を記入する。EUの輸出者であれば、EUの法規制に整合する形で登録された番号となり、日本の輸出者であれば、日本の法人番号となる。輸出者が登録番号を有しない場合には、記入欄は空欄のままで良い。
- 注3 製品の原産地、EUもしくは日本のいずれかを記入する。
- 注4 場合によって、以下のうち一つまたはそれ以上のコードを記入する。
 「A」・第3.2条第1項(a)で言及する製品(すなわち完全生産品)の場合
 「B」・第3.2条第1項(b)で言及する製品(すなわち原産材料のみから生産される製品)の場合
 「C」・第3.2条第1項(c)で言及する製品(すなわち品目別原産地規則を満たす製品)の場合。また加えて、以下の品目別要件のうち実際に適用されるタイプの番号を添えること
 「1」 関税分類変更基準
 「2」 非原産材料の最大価額もしくは域内原産材料の最小価額基準
 「3」 加工工程基準
 「4」 附属書三-B-1第三節(すなわち、特定の部品に関連する生産工程を通じた自動車の品目別原産地規則)の規定を適用する場合
 「D」・第3.5条に規定する累積
 「E」・第3.6条に規定する許容限度(Tolerances)
- 注5 場所および日付は、当該情報が(申告文に記載する)文書自体に含まれる場合、省略できる。
- 注6 輸出者の氏名が活字体により記載されれば手書きの署名や押印は不要。

■日EU・EPA附属書3-D ➡ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382072.pdf> (和文)
 ➡ <https://www.mofa.go.jp/files/000382122.pdf> (英文を含む24言語)

②協定に基づく記載例(英語)

作成した申告文を今回の輸送のみに適用する場合には、期間の記載は不要

日本の輸出者の場合は、日本の法人番号

(Period: from **1 October. 2019** to **1 October. 2020**)
 The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No **000000000**) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of **Japan** preferential origin.
 (Origin criteria used) **C1, E**
 (Place and date) **1-12-32, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 1 October. 2019**
 (Printed name of the exporter) **JETRO electronics co., Ltd.**

申告文に記載する仕入書等に場所及び日付の記載がある場合は、省略可

用いられた原産性の基準を、すべてコードで記載
 「A」 完全生産品 (⇒ P.44参照)
 「B」 原産材料のみから生産される製品 (⇒ P.45参照)
 「C 1」 品目別原産地規則 (PSR) のうち、関税分類変更基準を満たす製品 (⇒ P.46～参照)
 「C 2」 品目別原産地規則 (PSR) のうち、付加価値基準を満たす製品 (⇒ P.51～参照)
 「C 3」 品目別原産地規則 (PSR) のうち、加工工程基準を満たす製品 (⇒ P.54～参照)
 「C 4」 品目別原産地規則 (PSR) のうち、特定部品に関連する生産工程を通じた自動車のPSRを満たす製品 (⇒ P.66参照)
 「D」 累積 (⇒ P.63参照)
 「E」 許容限度 (デミニマスルール) (⇒ P.58参照)

※上記はあくまで協定に基づく一般的な記載の例です。

5-2-3 締約国内で行われた非原産材料への生産および加工を付加価値に含める場合

締約国内で非原産材料について行われた生産工程を付加価値として算入する場合(4-3-5 P.63「累積」参照)、輸出者が作成する原産地に関する申告に基づく関税上の特惠待遇の要求を行う場合には、以下の情報をサプライヤーから入手し、原産地に関する申告に含める必要があります(附属書3-C)。

- (1) 供給される产品及び当該製品の生産において使用された非原産材料の品名及び統一システムの関税分類番号
- (2) 価額方式が品目別原産地規則(PSR)の規定に従って適用される場合には、供給される产品及び当該製品の生産において使用された非原産材料の単位数量当たりの価額及び総額
- (3) 特定の生産工程がPSRの規定に従って要求される場合には、使用された非原産材料に対して行われた生産工程の説明
- (4) (1)から(3)までに規定する情報の要素が正確かつ完全なものであることについての供給者による申告、当該申告が提出された日付並びに当該供給者の氏名又は名称及び住所(活字体によるもの)

5-3 軽微な誤り、表現の相違の取り扱い

日EU・EPAでは、輸入国税関当局は、軽微な誤りや表現の相違によって原産地に関する申告を否認してはならないと定められています。

ただし、原産地に関する申告の正確性に影響を及ぼす重大な誤りがある場合は、原産地に関する申告が無効となる可能性があります。

日EU・EPAでは、輸入国税関当局は、原産地に関する申告における軽微な誤りもしくは表現の相違を理由として、又は仕入書が第三国において発給されたことのみを理由として、関税上の特惠待遇の要求を否認してはならない(第3.17条第3項)と規定していますが、どのような誤りや表現の相違が「軽微」かについては協定上は具体的な規定はありません。

日本では、以下の通り、原産地証明にどの程度の不備があれば無効になるかが明記されています。

また、HSコードの不備など重大な誤りがある場合でも、輸入者が関連書類に基づき原産性を証明できる場合や、事前教示制度を用いた産品である場合は、有効な原産地に関する申告と扱うことができるケースもあります。

図表5-5 日本税関・関税法基本通達に基づく日本での基準

参考：日本税関・関税法基本通達に基づく日本での基準



- 取るに足りない事項の相違や脱落
- 語句不足
- 印字の誤り
- 記載欄からのはみ出し
- 氏名、仕入番号等などの不備
※複数不備がある場合は原産地調査官と協議

➡ これらの不備があっても、
原産性は保たれる。



- HSコードの不備
- ➡ これらの不備で、原産地に関する
申告が無効となる恐れがある。

※事前教示を用いている場合、同一の貨物であれば、上記の不備があっても原産性と認められるケースがある。

5-4 輸入・輸出、書類保存に関する義務

日EU・EPAでは、関税上の特惠待遇の要求を行った場合の記録の保管義務が、輸入者、輸出者(自己申告を行った生産者を含む)についてそれぞれ明記されています。輸入国の税関からの問い合わせに備えて関連書類を保管する必要があります。記録は電子的様式(PDFファイルなど)で保管することができます。

協定上、記録の保管義務は、輸入者は産品を輸入した日から最低3年間。輸出者は原産地に関する申告文を作成した日から最低4年間と定められています。

原産地に関する申告文を複数の輸入申告に適用する場合、保存期間の起算日は、申告適用期間の最終日からとなります。

ただし、日本への輸入においては、国内法令上、輸入者の書類保存義務は5年、輸出者の書類保存義務は4年と定められていることから、5年間の書類保管が求められます。

図表5-6 書類保存に関する義務

特惠関税適用の申請方法	輸入者が保管義務を負う書類	輸出者が保管義務を負う書類
A 輸出者または生産者による自己申告の場合	輸出者が作成した原産地に関する申告 (第 3.19 条第 1 項 (a))	原産地に関する申告の写しおよび産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録 (第 3.19 条第 2 項)
B 輸入者の知識に基づく申告の場合	産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録 (同項 (b))	— (※)

※輸入者の知識に基づく申告の場合、輸出者の記録保管義務は、協定上は明記されていません。しかし、輸入者からの問い合わせに備え、輸入者の知識に基づく申告による場合でも、輸出者は関連書類を保管しておくことが望ましいです。

5-5 原産地証明の根拠

原産地を証明する根拠資料は、原産地に関する申告書の作成、輸入者の知識に基づく場合のいずれでも原則として共通です。採用する原産地基準(完全生産品、原産材料のみから生産される製品、品目別原産地規則(PSR))に応じて根拠資料は異なります。

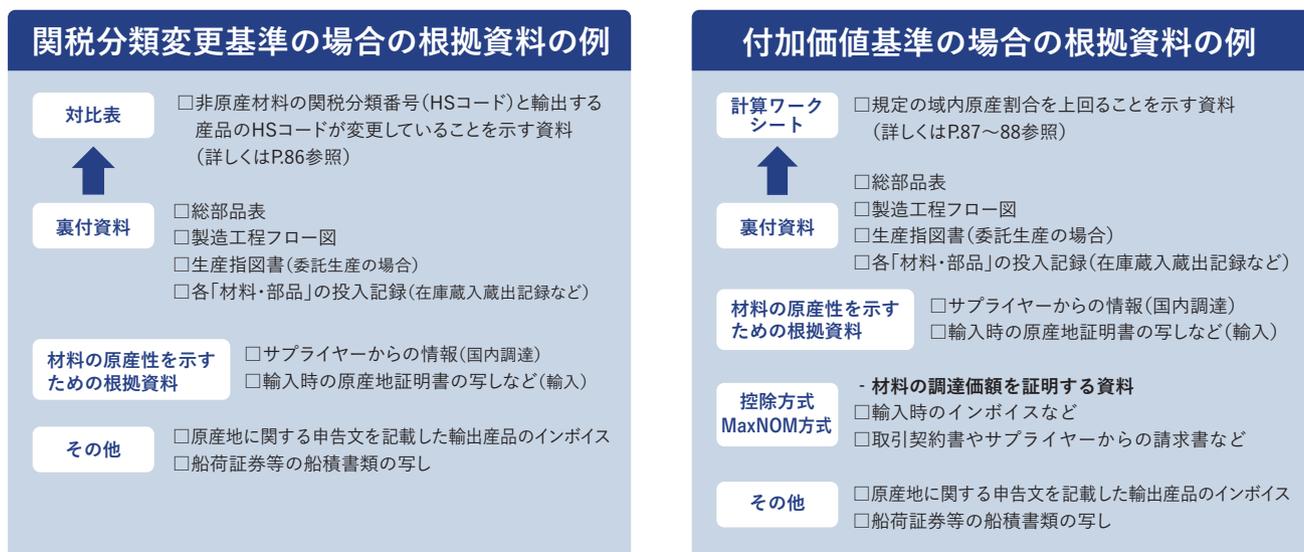
原産地に関する申告書の作成者が生産者でない輸出者である場合、製品が原産品であることについて、輸出者が有する製品についての情報、又は生産者が作成した宣誓書・誓約書に基づいて、原産地に関する申告書を作成することができます。

原産地証明の根拠となる資料は、事業者が採用した原産地基準(原産性の判断基準)によって異なります。

例えば、完全生産品においては、国内で生産したことが客観的に判断できる、生産者が作成した資料等が根拠書類となります。原産材料のみから生産される製品においては、国内又はEU域内の原産品であることが客観的に判断できる、材料供給者からの資料、又は国内の自社で生産した材料(内製品)が原産品であることを証明した資料、日EU・EPAの原産地に関する申告書の写し等が根拠資料となります。

また、関税分類変更基準では非原産材料と製品の間でHSコードが変更されていることを示す「対比表」を作成する必要があるのに対し、付加価値基準では製品が品目別原産地規則(PSR)で規定されている域内原産割合(RVC)を上回ること又は、非原産材料の価額が工場渡し価格に占める割合の最大値(MaxNOM)を下回ることを示す「計算ワークシート」を作成する必要があります。同時に、それらの書類の根拠となる裏付け資料が必要となります。

図表5-7 原産地証明の根拠資料の例



生産者でない輸出者が原産地に関する申告書を作成する場合、生産者が作成した宣誓書・誓約書があるなど、生産者が有する情報に基づいて原産地に関する申告書を作成することもできます。

また、輸入者の知識に基づく場合は、輸出者又は生産者から提出された裏付けとなる書類に基づいて申告することができます。

5-6 根拠書類の一例

①対比表の例

品目別原産地規則 (PSR) のうち関税分類変更基準を用いる場合、原産地に関する申告の根拠書類として、対比表を作成する必要があります。

対比表では、生産に用いた非原産材料と完成した製品のHSコードがPSRの要件を満たす桁数で変更していることを示します。

以下の例をみると、金属成形用の金型 (HS8540.41) のPSRは4桁の変更基準なので、非原産材料のHSコードが上4桁で完成した金型と異なっていることを示す必要があります。

一方、原産材料のHSコードの変更は証明する必要がなく、HSコード自体を記載しなくても問題ありませんが、原産地 (国内産、又はEU産) を記載し、その原産性を示す書類を明示しなければなりません。

「原産材料」とした場合には原産性の証明書類を保管する必要が生じます。原産材料であってもHSコードが変更されている場合には、書類上ではあえて「非原産材料」としてHSコードを記載することで、証明書類は必要なくなります。

図表5-8 対比表の例

HS8480.41 「金属又は金属炭化物の成形用の型で射出式または圧縮式のもの」の品目別規則：

CTH (関税番号 4 桁変更)、MaxNOM50%またはRVC55%→CTH を採用したと仮定

作成日：〇年〇月〇日

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産情報等	
非原産材料は、 HSコードが変更されていることを確認。	金属成形用の金型	7215	スプルーブッシュ用炭素鋼鋼材	<ul style="list-style-type: none"> ・非原産とした材料については、取引書類も原産性に係る書類も必要なし。 ・必要なHSコードの変更が確認できない場合、締約相手国の原産品であることが証明できれば、原産材料とみなすことができる。 	
		7208	固定側型板用炭素鋼鋼材		
		7208	コアー用炭素鋼鋼材		
		7208	固定側取付板用炭素鋼鋼材		
		7208	スペンサブロック用炭素鋼鋼材		
原産材料は、 HSコードの変更の有無の確認は不要。	金属成形用の金型	8480.41	六角孔付きボルト	原産(EU)	日EU・EPA原産地申告文
			ロケートルング用炭素鋼鋼材	原産(EU)	日EU・EPA
			ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	原産(EU)	日EU・EPA
			ガイドピン	原産(EU)	日EU・EPA
			可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	原産(EU)	日EU・EPA
	(7208)	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	原産(日本)	サプライヤーからの資料(じえとろ電気)	
	(7215)	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材	原産(日本)	サプライヤーからの資料(じえとろ電気)	
	(7208)	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	原産(日本)	サプライヤーからの資料(じえとろ電気)	

原産材料は、HSコードの変更の有無の確認は不要のため、HSコードの記載は原則不要。

資料を提出したサプライヤーも、納入部品に関する同様の対比表や計算ワークシート(P.87～)を作成する。

【対象製品】生産国：日本、製造場所：〇〇株式会社、仕向地：EU(ドイツ)
 【協定名】日EU・EPA
 【適用した原産地規則】関税分類変更基準：CTH(4桁「項」の変更)

②計算ワークシートの例

品目別原産地規則 (PSR) のうち付加価値基準を用いる場合、原産地に関する申告の根拠書類として、計算ワークシートを作成する必要があります。計算ワークシートでは、付加価値基準の各方式に応じて、製品のEXW (MaxNOM方式) 又はFOB (RVC方式) 価額、原産材料価額、非原産材料価額、製造経費、労務費、販売促進費・輸送費、利益等を明記することで、製品の域内原産割合がPSRの基準を上回ることを示します。

以下の事例は、ワイヤーハーネス (HS8544.30) が非原産材料の最大割合方式 (MaxNOM) で50%以内あるいは、控除方式で域内原産割合 (RVC) で55%以上であることをそれぞれ示しています。

図表5-9 MaxNOMを採用した場合の計算ワークシートの例

HS8544.30(00.89) 点火用配線セットその他の配線セット (その他のもの) の品目別規則:

CTH (関税番号 4 桁変更、ただし特定の項の材料からの変更を除く)、MaxNOM50%または RVC55%

→MaxNOM を採用したと仮定

作成日: ○年○月○日

HSコード	製品名	EXW価額 (工場出し価額)	EXW価額 (円換算)	付加価値	非原産材料の価額	非原産材料の割合	対応	基準値
8544.30	ワイヤーハーネス	€41	¥5,600	¥4,200	¥1,400	25%	≦	50%

原材料等の構成 (※HSコードの記載は原則不要)

(HSコード)	部品名	原産/非原産単価	単価	控除方式の域内原産割合 (RVC)、非原産材料の最大割合 (MaxNOM) いずれの場合も、原産材料の価額は計算に必要なため、原産材料単価の根拠を示す資料は不要。	価額情報
(8443)	Tape cartridge	原産 (ドイツ)	¥ . . .	MaxNOM方式の場合、「非原産材料」の価額1,400円を特定し、EXW価額5,600円を分母、1,400円を分子に、非原産材料の割合(25%)を算出。	
(8501)	モーター	原産 (日本)	¥ . . .		
(8505)	フェライトコア	原産 (日本)	¥ . . .		
(8532)	LED	原産 (日本)	¥ . . .		
(8544)	銅線	原産 (日本)	¥ . . .		
		原産材料価額合計	¥1,100		
(3917)	プラスチック製管	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(3923)	プロテクター	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(3926)	Drive gear	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(4016)	ワッシャー	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(5901)	織物製テープ	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Receptacle	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Tapping screw	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Nut	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Class fuse	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Spounge seal	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7320)	Surge absorbers	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7320)	ばね	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8310)	サインプレート	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8003)	はんだ	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8533)	電気抵抗器	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8534)	印刷回路	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8536)	接続子	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(9607)	ファスナー(留め具)	非原産	¥ . . .		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
		非原産材料価額合計	¥1,400		
	生産コスト・経費	-	¥2,700		製造原価明細
	利益	-	¥400		製造原価明細
		-			製造原価明細、国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
			¥3,100		非材料費合計

EXW価額	-	¥5,600	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等
外国為替レート 1ユーロ = ¥136.60	€41		

【対象産品】生産国: 日本、製造場所: ●●工場、仕向地: EU(フランス)
 【協定名】日EU・EPA
 【適用した原産地規則】付加価値基準: MaxNOM50% (非原産材料の最大割合方式)

材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

図表5-10 RVCを採用した場合の計算ワークシートの例

HS8544.30(00.89) 点火用配線セットその他の配線セット(その他のもの)の品目別規則：
 CTH(関税番号4桁変更)、MaxNOM50%またはRVC55%
 → RVCを採用したと仮定

作成日：○年○月○日

HSコード	製品名	FOB価額 (工場出し価額)	FOB価額 (円換算)	付加価値	非原産材料の価額	原産資格割合	対応	基準値
8544.30	ワイヤーハーネス	€44.6	¥5,800	¥4,400	¥1,400	76%	≧	55%

原材料等の構成(※HSコードの記載は原則不要)

(HSコード)	部品名	原産/非原産単価		控除方式の域内原産割合(RVC)、 非原産材料の最大割合(MaxNOM) いずれの場合も、原産材料の価額は 計算に必要なため、原産材料単価の 根拠を示す資料は不要。	価額情報
(8443)	Tape cartridge	原産(ドイツ)	¥・・・		
(8501)	モーター	原産(日本)	¥・・・		
(8505)	フェライトコア	原産(日本)	¥・・・		
(8532)	LED	原産(日本)	¥・・・		
(8544)	銅線	原産(日本)	¥・・・		
	原産材料価額合計		¥1,100		
(3917)	プラスチック製管	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(3923)	プロテクター	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(3926)	Drive gear	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(4016)	ワッシャー	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(6901)	織物製テープ	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Receptacle	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Tapping screw	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Nut	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Class fuse	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Sponge seal	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7320)	Surge absorbers	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7320)	ばね	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8310)	サインプレート	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8003)	はんだ	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8533)	電気抵抗器	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8534)	印刷回路	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8536)	接続子	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(9607)	ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
	非原産材料価額合計		¥1,400		
	生産コスト・経費	-	¥2,700	製造原価明細	
	利益	-	¥400	製造原価明細	
	輸送コスト・チャージ	-	¥200	製造原価明細、国内輸送取引明細、通関業者取引明細等	
	非材料費合計		¥3,300		
FOB価額		-	¥5,800	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等	
	外国為替レート 1ユーロ=¥130		€44.6		

【対象産品】生産国：日本、製造場所：●●工場、仕向地：EU(フランス)
 【協定名】日EU・EPA
 【適用した原産地規則】付加価値基準：RVC55%以上(控除方式)

材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

計算ワークシートには、付加価値の計算に必要な製品のEXW又はFOB価額、非原産材料価額を明記する必要があります。

記載した価額情報については、それぞれ伝票、仕入書など根拠書類が必要となります。

③加工証明書類等の例

加工証明書等、食品や繊維などの産業ごとの証明書作成例については、EPA相談デスクのウェブサイトでも参照可能です。

➡ <https://epa-info.go.jp/conference/>

③原産材料であることのサプライヤーからの確認書類

品目別原産地規則(PSR)で関税分類変更基準や付加価値基準を用いる場合、原産材料として扱った材料・部品の原産性を証明する必要があります。

証明にあたっては、国内やEU域内のサプライヤーに、供給を受けた材料・部品が日EU・EPAにおいて原産品であることを示す宣誓書(誓約書も同義)を作成してもらうことになります。以下は国内サプライヤーからの宣誓書のサンプルとなります。EU域内他国のサプライヤーからの材料・部品の場合、日EU・EPAの原産地に関する申告文があればその写しを宣誓書の代わりに用いることができます。

宣誓書には、材料・部品が原産品であることを示す宣誓文、供給した部品、材料の名称、型番などを記載する必要があります。

図表5-11 原産材料であることのサプライヤーからの宣誓書の例

東京都港区赤坂1丁目12番32号 霞ヶ関製造株式会社御中	○年○月○日															
	東京都千代田区大関2-10-82 じえとろ電気株式会社 代表取締役社長 貿易 する雄															
<h3 style="margin: 0;">宣 誓 書</h3>																
拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本・EU経済連携協定の品目別原産地規則に基づいた原産性確認の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は4年間保存し、日本、EU両政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。																
敬具																
記																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品名</th> <th style="text-align: center;">弊社型番</th> <th style="text-align: center;">HSコード</th> <th style="text-align: center;">判定基準</th> <th style="text-align: center;">確認結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リターンピン(4本)用 合金工具鋼鋼材</td> <td style="text-align: center;">XY-47</td> <td style="text-align: center;">7215.50</td> <td style="text-align: center;">CTH(4桁変更)</td> <td style="text-align: center;">原産材料</td> </tr> <tr> <td>突き出しピン(4本)用 炭素工具鋼鋼材</td> <td style="text-align: center;">XY-48</td> <td style="text-align: center;">7215.50</td> <td style="text-align: center;">VA(基準値55%以上)</td> <td style="text-align: center;">原産材料</td> </tr> </tbody> </table>		品名	弊社型番	HSコード	判定基準	確認結果	リターンピン(4本)用 合金工具鋼鋼材	XY-47	7215.50	CTH(4桁変更)	原産材料	突き出しピン(4本)用 炭素工具鋼鋼材	XY-48	7215.50	VA(基準値55%以上)	原産材料
品名	弊社型番	HSコード	判定基準	確認結果												
リターンピン(4本)用 合金工具鋼鋼材	XY-47	7215.50	CTH(4桁変更)	原産材料												
突き出しピン(4本)用 炭素工具鋼鋼材	XY-48	7215.50	VA(基準値55%以上)	原産材料												
以上																

日EU・EPAの協定上では、サプライヤーの宣誓書の使用が明示的に規定されているのは附属書3-B-1(特定の車両及び車両の部品に関する規定)および附属書3-C(非原産材料について行われた生産行為の累積(5-2-3参照))のみですが、それに関わらず、通常の品目別規則に基づく原産地規則の根拠書類として、サプライヤーの宣誓書を用いることができます。

ただし、輸入国税関による原産性の確認が行われる際には、サプライヤーの宣誓書以外に根拠となる資料の提出が必要です。

④トレーシングを適用する際に必要なサプライヤーからの確認書類

品目別原産地規則(PSR)の付加価値基準を満たすために、救済規定のトレーシング(4-3-4参照)を域内原産割合の算定に適用する場合、適用対象となる非原産材料の域内における加工に係る価額や非原産材料に含まれる原産材料の価額を示す根拠書類が必要となります。

図表5-12 トレーシングを適用する際に必要なサプライヤーからの確認書類の例

東京都港区赤坂1丁目12番32号 霞ヶ関製造株式会社御中		○年○月○日		
		東京都千代田区大関2-10-82 じえとろ電気株式会社 代表取締役社長 貿易 する雄		
宣 誓 書				
<p>拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本・EU経済連携協定の品目別原産地規則に基づき、非原産材料に該当しますが、その価額に原産材料および加工費20%を含むことを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は4年間保存し、日本、EU両政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。 今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。</p>				
記				敬具
品名	弊社型番	HSコード	確認結果	販売価額
CPUクーラー	YK-122	8414.59	非原産材料	2,500円
販売価額に占める域内原産材料及び加工費:500円				
納入個数:50個		総額:125,000円		以上

⑤材料の価額の確認書類

品目別原産地規則 (PSR) で付加価値基準を用いる場合、計算ワークシートに記入する非原産材料の価額(単価等)を証明します。非原産材料は日本・EUの域外から輸入される材料、部品となりますので、輸入時に受け取る仕入書等が根拠書類となります。

図表5-13 材料の価額の確認書類の例

China Trading Co., Ltd. 15th Floor No.321, Fu Shing North Road Sec.1 China Phone:+886(2)27742437 Fax:+886(2)277442438		Date: _____			
<u>INVOICE</u>		Invoice No. : MES- 1215YK			
BUYER: Kasumigaseki Manufacturing Co., Ltd. Akasaka 1-12-32, Minato-ku Tokyo, Japan 107-6006 <u>Shipped per:</u> "Ocean Blue"		Contract No.: CBCKN-00382H <u>Payment:</u> Irrevocable Letter of Credit No.THK-00257H at sight in favor of us issued by China Bank, Shanghai Branch			
From Shanghai, China to Tokyo, Japan					
Case Mark & Nos.	Description	HS	Q' ty	Unit price	Amount
					<u>GIF Tokyo</u>
JETRO	Plastic Tube	3917.10	1,200	¥250-	¥300,000-
TOKYO	Protector	3923.10	1,000	¥200-	¥200,000-
JTOTM-00186X	Washer	4016.93	800	¥200-	¥160,000-
CASE No.1-3	Electrical resistors	8533.10	600	¥150-	¥90,000-
MADE IN CHINA	Slide fasteners	9607.11	500	¥100-	¥50,000-
					Total: Japanese yen ¥800,000.-
"Freight Prepaid"					
China Trading Co., Ltd.					
Pong Ming Hai Managing Director E.&O.E.					

⑥ その他救済事項(1) ～許容限度(デミニマス)～

品目別原産地規則 (PSR) の関税分類変更基準を満たす目的で、救済規定の「許容限度(デミニマス) (P.58)」を適用することがあります。

その際、デミニマスの適用対象となる(関税分類変更基準を満たさない)非原産材料の価額が製品価額全体に占める割合が10%以下であることを示す必要があります(繊維分野に対するデミニマスは重量に占める割合:P.58参照)。

これを証明するためには、対比表において該当する非原産材料の価額情報を記載します。
非原産材料の価額情報の根拠書類として、輸入時の仕入書などの根拠書類も用意します。

図表5-14 デミニマスを証明するための非原産材料の価額情報の例

HS 9403.40

台所において使用する種類の木製家具の品目別規則：
CTH (関税分類4桁変更)、MaxNOM50%またはRVC55%
→ CTHを採用したと仮定

デミニマス適用のため、価額情報を記載。
その他の非原産材料は関税分類変更基準を満たすため、価額情報の記載は不要。

作成日:○年○月○日

HSコード	製品名	HSコード	部品名	価額	原産地	原産情報等	
9403.40	木製ベッド	4410.11	パーティクルボード		非原産	域外国A	
		4411.92	繊維板		非原産	域外国A	
		9403.90	家具部品(金属製)	500	非原産	域外国A	輸入時のインボイスなど
		9403.90	家具部品(木製)	500	非原産	域外国A	輸入時のインボイスなど
			製材		原産	(EU)	日 EU・EPA協定原産地申告文
			合板		原産	(日本)	サプライヤーからの資料(じえとろ木材)
		
						価額を証明するために、輸入時のインボイスなどが必要。	
FOB価額	9403.05	-	30,000	-		取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等	

(※EXW価額でも可)

【対象産品】生産国：日本、製造場所：●●株式会社、仕向地：EU(ドイツ)
【協定名】日EU・EPA
【適用した原産地規則】関税分類変更基準：CTH(4桁「項」の変更)

$(500+500) / 30,000 \times 100 = 3.3\%$
→関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が産品(木製台所用棚)の価額に占める割合は10%以下。よって、デミニマス規定に基づき、これらの非原産材料は無視してよい。

⑦ その他救済事項(2) ～代替性のある材料～

原産品と非原産品が混在して保管されている代替性のある材料(ボルトなど)を用いる場合、原産品として判定を受けるには一般的な会計原則に基づいて記録した在庫管理簿を作成、保存する必要があります。

図表5-15 一般的な会計原則に基づいて記録した在庫管理簿の例

商品有高帳

日付	摘要	受入高				払出高				残高			
		数量	単価	金額	備考	数量	単価	金額	備考	数量	単価	金額	備考
6/1	日本ボルト(日本)	500	2,000	1,000,000	日本産					500	2,000	1,000,000	日本産
6/10	Best Bolt Ltd.(域外国A)	500	1,000	500,000	A国産					500	2,000	1,000,000	日本産
										500	1,000	500,000	A国産
6/15	Pump Manufacturing Co.(EU域内国B)					500	2,000	1,000,000	日本産				
						200	1,000	200,000	A国産				
6/30	日本ボルト	300	2,000	600,000	日本産					300	1,000	300,000	A国産
7/5	Pump Manufacturing Co.					300	1,000	300,000	A国産				
						200	1,000	200,000	日本産				
9/10	Best Bolt Ltd.	100	1,000	100,000	A国産					100	2,000	200,000	日本産
										100	1,000	100,000	A国産

先入れ先出し方式に沿って、原産国(単価)が異なる製品ごとに管理簿に記録

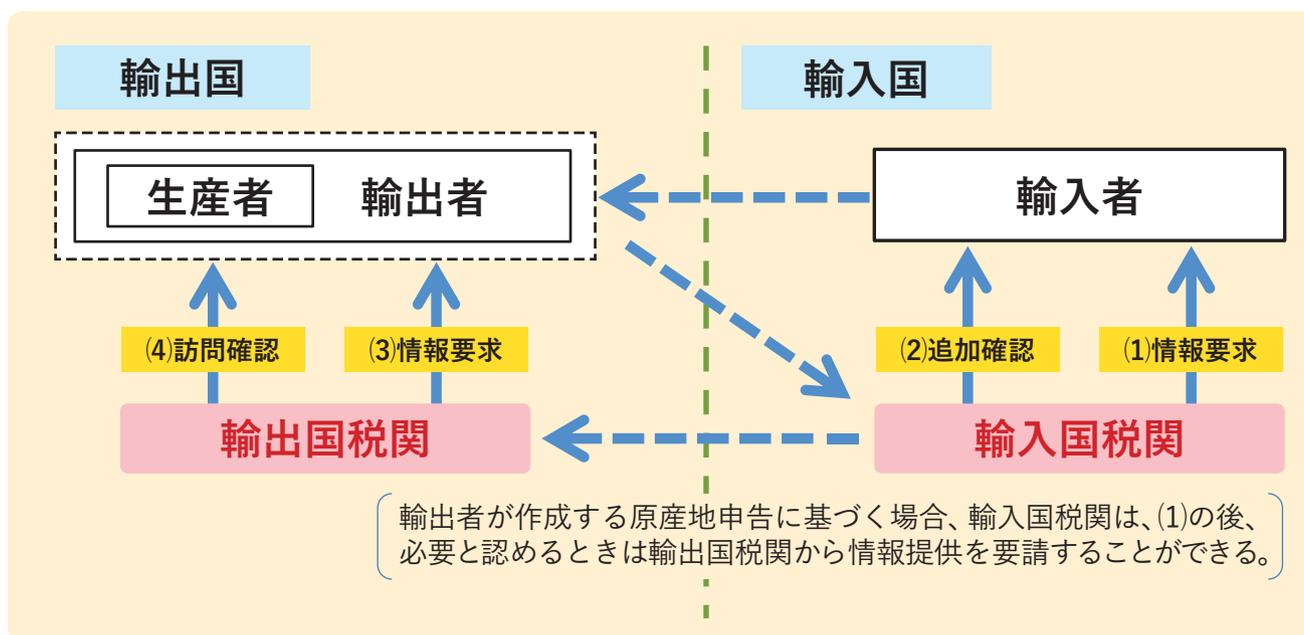
先に在庫に入った日本産(単価:2,000円)のボルト500トン、残り200トンA国産(単価:1,000円)から払い出す

5-7 原産性の確認手続

輸入国税関から原産品であるかどうかの確認の要求があった場合、輸出者、生産者、輸入者は、要求内容に応じて直接もしくは間接的に対応する必要があります。

輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため、輸入国税関は、情報を求めることができます（いわゆる検認制度）。

図表5-16 確認要求と対応の流れ



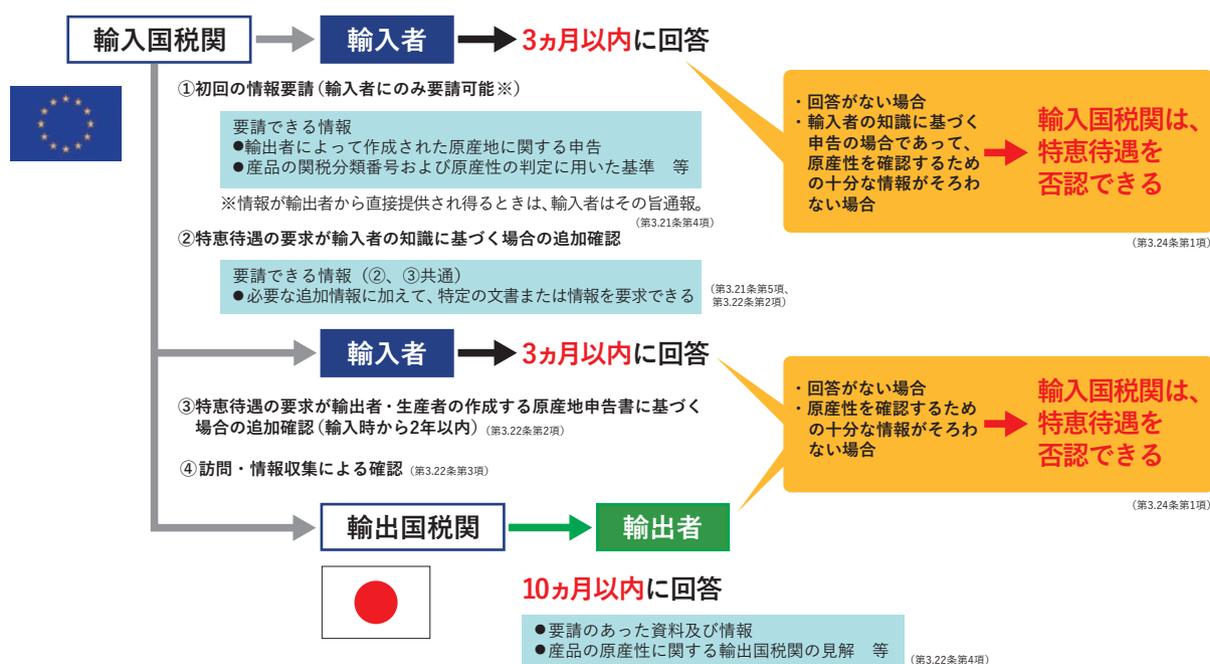
- 初回の情報要求（輸入者にのみ要求可能）（輸入申告時、産品の引き取り前又は引き取り後）
 <図表5-16（1）>（第3.21条第1項）
 初回の確認は、輸入国税関が、輸入者に対してのみ要求することができます（ただし、輸出者の作成する原産地に関する申告文に基づく特惠待遇の要求の場合、情報が輸出者から直接提供され得るときは、輸入者はその旨を輸入国税関に通報します）。確認の対象となる産品は無作為抽出を含むリスク評価方法により選定されます。
- 特惠待遇の要求が輸入者の知識に基づく場合の追加確認<図表5-16（2）>
 輸入税関当局は、初回の確認後、追加の情報が必要であると認めるときには、輸入者に対して特定の（specific）文書および情報の提供を要求することができます。（第3.21条第5項）
- 特惠待遇の要求が輸出者又は生産者の作成する原産地に関する申告文に基づく場合の追加情報要請・訪問確認（輸入時から2年以内）<図表5-16（3）、（4）>（第3.22条第2及び3項）

日本からEU向けに輸出した製品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要である場合、EU加盟国税関当局は日本国税関に情報の提供を要請することができます。日本の輸出者は日本国税関からの情報提供の要求に対応すればよく、輸入国税関からの直接照会を受けない間接的な検認制度となっています。

輸出国の税関当局は、自国の法令に従い、輸出者に対して証拠の請求を通じて文書を要請し、又は輸出者の施設を訪問することによって行う審査を要請することができます。

日本からEU域内への輸出を想定して、原産性の確認手続きの概要をまとめると以下の図のようになります。

図表5-17 原産性の確認手続きの概要まとめ



5-8 秘密の取扱い・行政上の措置及び制裁

原産性の確認のために輸入国税関が入手した情報の秘密は保持されることが定められています。

また、輸出国の税関は、協定の規定に基づき入手した協定に掲げられている情報を、輸出者が秘密のものと認める場合には、輸入国の税関当局に提出してはならないことが定められています。

他方、日EU・EPAでは原産地手続きに違反した場合の行政上の措置及び制裁に関する規定も定められています。

図表5-18 秘密の取扱い・罰則

- ◆ 原産性の確認などを通じて輸入国が入手した情報は当局のみが使用し、他者に渡ることはない。確認手続きにより輸出者から入手した業務上の秘密は非開示。
- ◆ 原産地証明に関する違反に対しては、「自国の法令に従って行政上の措置をとり、及び適当な場合には制裁を科する」(第3.26条)可能性がある。
- ◆ 対象となる当事者は関税上の特惠待遇を得るために提供された文書であって不正確な情報を含むものを作成し、または作成させた者(記録の保管に関する義務を遵守していない場合、または輸出国税関による確認のための請求に対して証拠を提供しない、もしくは輸出国税関による確認のための輸出者の施設訪問を拒否する者に限る)。

〈参考：「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」における罰則規定〉

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 虚偽の記載又は記録をした特定原産品申告書を交付し、又は提供した者

第十二条 第七条第一項の規定による資料の提出の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

【参考】EU側関連情報

EU加盟各国税関のウェブサイトへのアクセス

➔ https://ec.europa.eu/taxation_customs/national-customs-websites_en

日EU・EPAのEU側運用に関するガイダンス等

➔ https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/international-affairs/international-customs-cooperation-mutual-administrative-assistance-agreements/japan_en

EU側運用に関するガイダンスの日本語仮訳を、ジェトロの日EU・EPA関連ページに掲載しています。

➔ <https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/>

◆その他：EUの事前教示制度

事前教示制度(Advance Rulings)とは？

輸入者やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物の関税分類や原産地規則を満たしているかどうか(協定の適用・解釈等)についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。

利用の仕組み

- 利用者：輸入国にいる輸入者、輸出国にいる輸出者、生産者。代理人を通じて利用可。ただし申請にあたっては、EUの事業者登録・識別(EORI)システムでEORI番号を取得している必要がある。
- 申請方法：申請フォームに記入し、法律上拠点のあるEU加盟国または輸出入を行おうとしているEU加盟国の税関当局に郵送または電子申請(各国当局により異なる)。
- 期間：各国税関は、要請受領後、原則最長120日以内に、事前の教示を行う。

メリット

- 発出した回答(教示)内容は、原則3年間、税関の輸入申告審査時に尊重される。
- 費用は原則無料。ただし、原産性判定(BOI)の場合、特定費用(分析、専門家からの報告費用、サンプルの返送費用等)が請求される場合もある。
- 輸入を予定している貨物の原産地、特恵関税の適用の可否等を事前に知ることができ、(適用される税率が事前に分かることから)輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなる。

EUの事前教示制度

EUの事前教示制度には、関税分類および原産地規則を満たしているかを確認する2つの制度がある。

- ◆ 関税分類：「拘束的関税分類情報(Binding Tariff Information: BTI)」
- ◆ 原産地規則手続に基づく原産性判定：「拘束的原産情報(Binding Origin Information: BOI)」

EUの事前教示制度①：関税分類(BTI)

図表5-19 拘束的関税分類情報(BTI)

関税分類：「拘束的関税分類情報(Binding Tariff Information: BTI)」

- ◆ある産品がどの品目コードに分類されるかについて、事業者からの書面による要請に対して当局が書面で回答。輸出する品物がどのCNコード/TARIC下位分類に分類されるかを最終的に判断するのは、輸入国の税関。
- ◆発行済みで有効なBTIについては専用データベースで閲覧可能(下図)。
- ◆BTIの申請は、製品の種類ごとに個別に行わなければならない。
- ◆異なる加盟国の当局に対してであっても、同一製品に対し複数のBTI取得申請をすることは認められない。
- ◆EUは2016年5月1日から通関業務の電子化を進めている。新システムへの移行期間(2019年12月末までを予定)は、BTIの申請・決定は、電子データ以外を使用することが認められている。移行期間終了後は、BTIの申請や決定受領は電子上で行われる予定。



EUの事前教示制度②：原産性判定(BOI)

図表5-20 拘束的産産情報(BOI)

原産地規則手続に基づく原産品認定：「拘束的産産情報 (Binding Origin Information: BOI)」

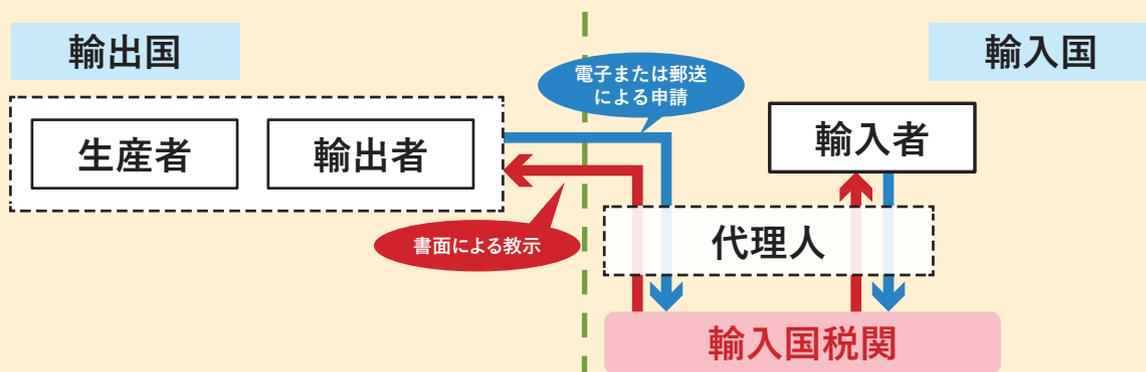
- ◆ある産品が原産性を満たしているか否かについて、事業者からの要請に対して当局が書面で回答。
- ◆申請に必要な情報はガイダンスに案内があるが、共通のフォーマットは特に用意されておらず、申請方法(電子申請もしくは郵送による申請か等)は各国当局に委ねられている。

〈BOIガイダンス〉

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/guidance_boi_en.pdf

〈各加盟国のBOI申請先〉

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017XC0128\(05\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017XC0128(05)&from=EN)



日 EU・EPA解説書 日 EU・EPAの特恵関税の活用について

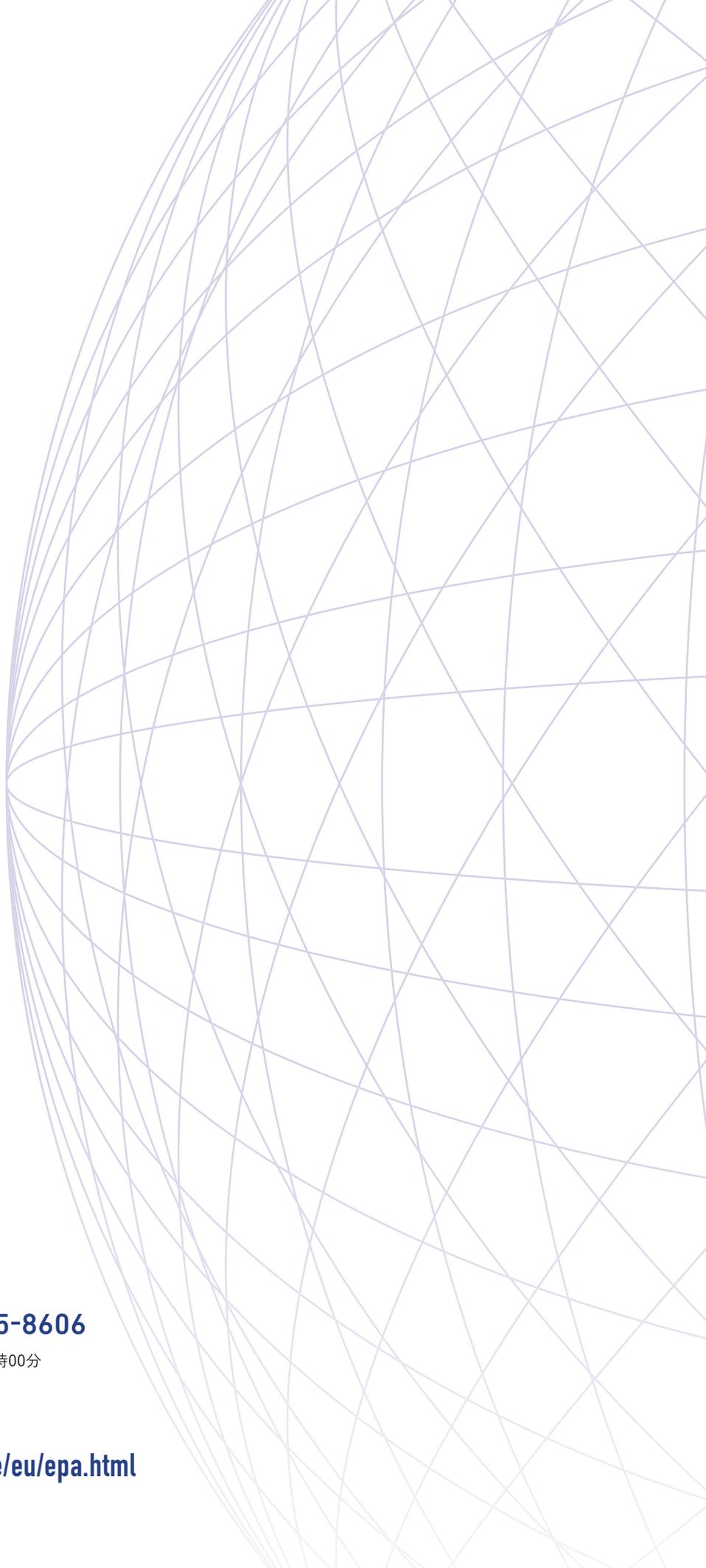
作成 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部海外調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5544 Fax. 03-3587-2485

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。本資料の掲載内容はできるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

また、本資料の無断での転載・複製を禁じます。



JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ご質問・お問い合わせ

■EPA・海外展開窓口

本部(東京)

大阪本部

Tel. **03-3582-5651**

Tel. **06-4705-8606**

受付時間：平日 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

または最寄のジェトロまで、ご連絡ください。

■ウェブによるお問い合わせ

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa.html>

リサイクル適性(B)

この冊子は、紙類へ
リサイクルできます。